

武蔵村山市財政白書

<平成28年度決算版>



平成30年3月

武蔵村山市

はじめに

本市の財政は、歳入面では景気が緩やかな回復傾向にあるものの、歳出面では介護や高齢者医療等に係る社会福祉費等の増加が今後も見込まれ、引き続き厳しい状況にあります。

このような財政状況の下、本市では、財政の健全性を堅持しつつ、安全・安心な社会基盤の構築と少子高齢社会への的確な対応を図るため、施策の必要性、有効性等の検証による見直し・再構築に努めるとともに、社会経済情勢の変化を的確に捉え、行政改革を推進することにより、自立的な財政基盤の確立を図ってまいりました。

今後につきましても、「人と人との絆を大切にした信頼の市政」を着実に推進するため、行政評価の結果等を施策に反映することにより、市民の視点に立った真に必要なサービスの選択とその提供に努めるとともに、職員の意識改革を徹底し、これまで以上に創意工夫を凝らすことにより、限られた財源の効果的・効率的な活用と財政基盤の強化を図ってまいります。

この財政白書は、武蔵村山市の財政の現状と課題、今後の取組を明らかにし、財政運営の健全化を図るとともに、市民の皆様と市の財政情報を共有し、今後のまちづくりに活用していくことを目的に普通会計決算に基づく「武蔵村山市財政白書（平成28年度決算版）」を作成いたしました。

市民の皆様には、この財政白書を御覧いただき、市の財政やまちづくりについて関心を深めていただくとともに、引き続き本市の財政運営に御理解と御協力をお願いいたします。



平成30年3月

武蔵村山市長 藤野 勝

《目 次》

1	歳入決算額の推移について	1
2	歳入内訳について	
(1)	市税の推移について	2
(2)	地方交付税の推移について	4
(3)	国庫支出金の推移について	5
(4)	都支出金の推移について	6
(5)	分担金及び負担金の推移について	7
(6)	使用料の推移について	9
(7)	手数料の推移について	11
(8)	財産収入の推移について	13
(9)	寄附金の推移について	15
(10)	繰入金の推移について	17
(11)	繰越金の推移について	19
(12)	諸収入の推移について	20
(13)	地方債の推移について	21
3	歳出決算額の推移について	23
4	性質別歳出について	
(1)	人件費の推移について	24
(2)	扶助費の推移について	26
(3)	公債費の推移について	28
(4)	物件費の推移について	30
(5)	維持補修費の推移について	32
(6)	補助費等の推移について	33
(7)	積立金の推移について	35
(8)	投資及び出資金・貸付金の推移について	37
(9)	繰出金の推移について	38
(10)	普通建設事業費の推移について	40
5	目的別歳出について	
(1)	議会費の推移について	42
(2)	総務費の推移について	44
(3)	民生費の推移について	46
(4)	衛生費の推移について	48
(5)	労働費の推移について	50

(6)	農林水産業費の推移について	52
(7)	商工費の推移について	54
(8)	土木費の推移について	56
(9)	消防費の推移について	58
(10)	教育費の推移について	60
6	基金について	
(1)	財政調整基金の推移について	62
(2)	特定目的基金の推移について	64
7	各種財政指標について	
(1)	財政力指数の推移について	66
(2)	実質収支比率の推移について	67
(3)	経常収支比率の推移について	68
(4)	自主財源比率の推移について	69
8	財政健全化判断比率について	
(1)	実質赤字比率の推移について	70
(2)	連結実質赤字比率の推移について	71
(3)	実質公債費比率の推移について	72
(4)	将来負担比率の推移について	73
(5)	資金不足比率の推移について	74
9	今後の健全な財政運営について	
(1)	市民との情報共有について	75
(2)	適正な事務の執行について	75
(3)	行政サービスの見直し・充実について	76
(4)	協働・共創のまちづくりについて	76
(5)	財政の健全化について	76
(6)	受益と負担の適正化について	76
(7)	事務事業・補助金等の整理合理化について	77
(8)	市有財産の利活用、整理・統合について	77
10	用語解説について	78

(注)

- (1) 市民一人当たりの数値は平成28年度末現在の住民基本台帳人口(72,275人)を使用しています。
- (2) 棒グラフについては、百万円単位(百万円未満を四捨五入)で表示していることから、百万円未満の項目はグラフに表示されておられません。
- (3) 本白書中の数値は、普通会計の決算額を使用しております。
- (4) グラフの青字で表示しているものは、26市の平均値を示しています。

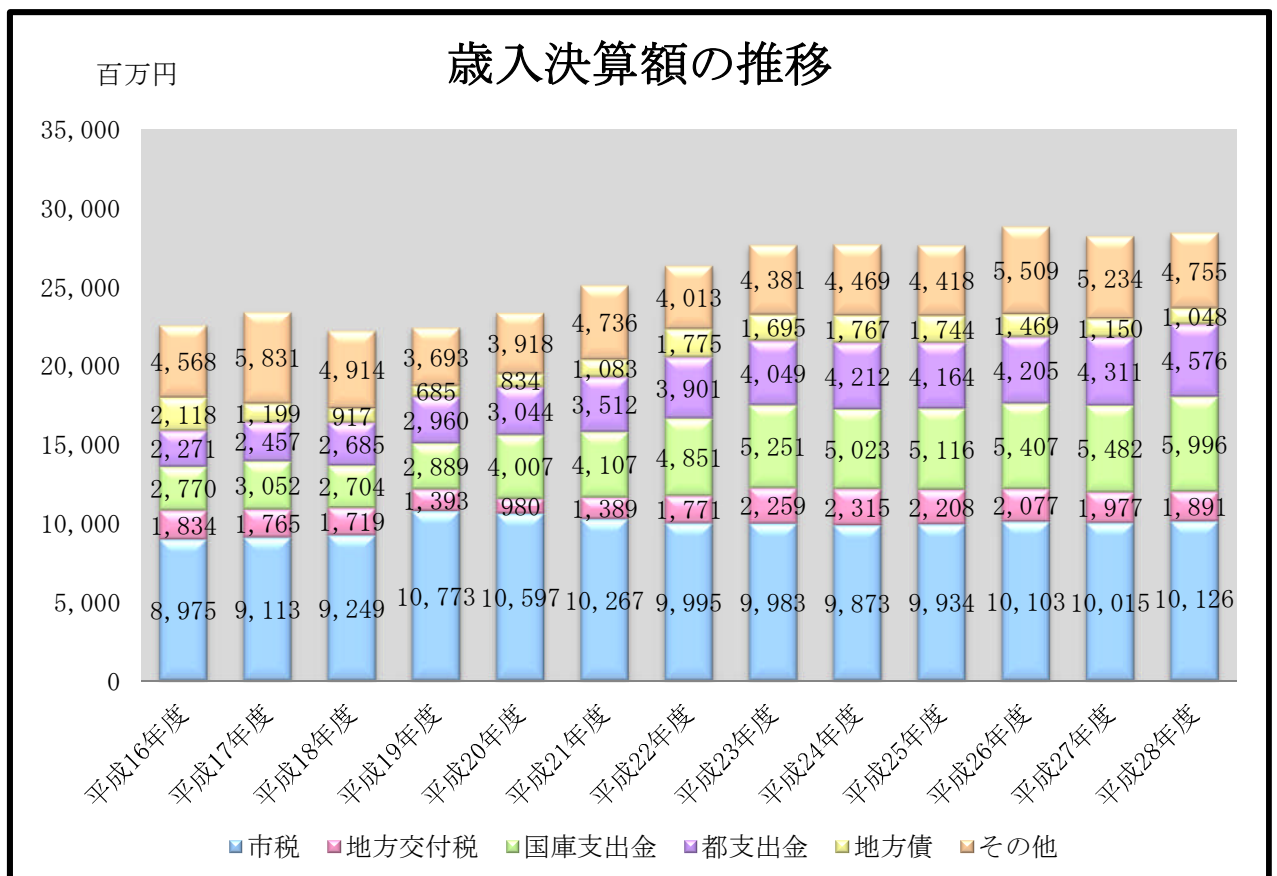
1 歳入決算額の推移について

武蔵村山市の歳入決算額の推移は、下表のとおり平成18年度以降年々増加傾向となっております。

そのうち歳入全体の約4割を占める市税については、平成16年度以降約100億円前後を推移しております。

国庫支出金及び都支出金は国や東京都の施策の状況により、額が変動しますが、近年は障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金、生活保護費負担金等の増加により、年々増加しております。

平成28年度歳入決算額については、基準財政収入額の増による地方交付税の減や人口に基づく按分率が減少したこと等による地方消費税交付金の減があったものの、納税義務者数の増による個人市民税の増、建設業及び製造業の業績改善による法人市民税の増、国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金の皆増により、平成27年度に対して、223,036千円（0.8%）増の28,392,470千円となりました。



※その他は、主に繰入金や繰越金などです。

2 歳入内訳について

(1) 市税の推移について

平成28年度の市税収入は、10,125,744千円で、平成27年度に対して110,288千円（1.1%）増額となりました。

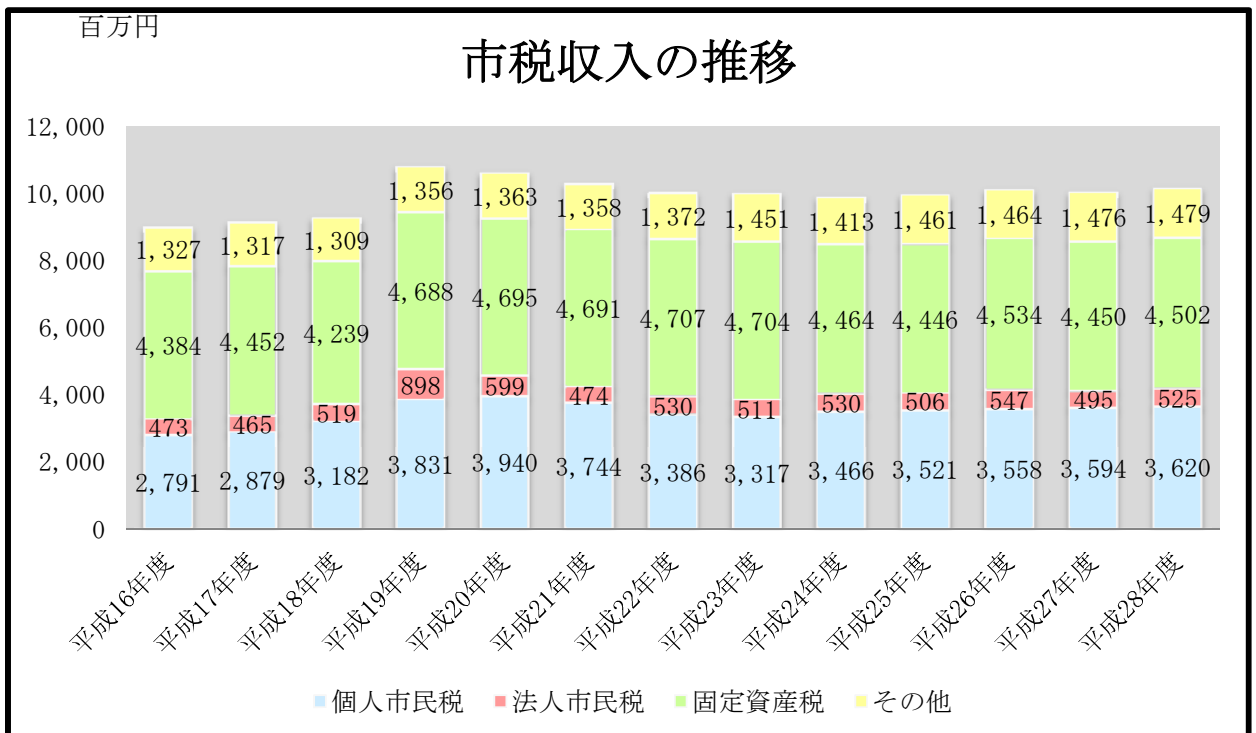
個人市民税は3,620,455千円で、納税義務者の増加等により、平成27年度に対して26,696千円（0.7%）の増加となりました。

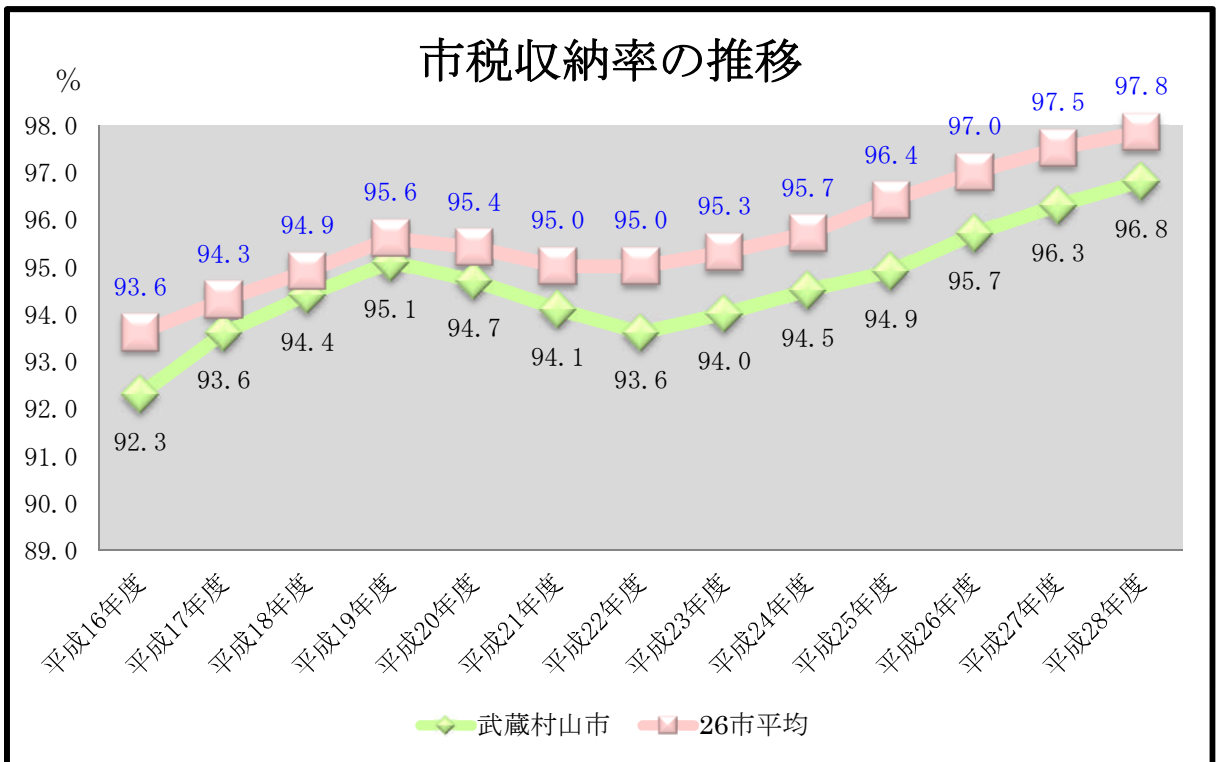
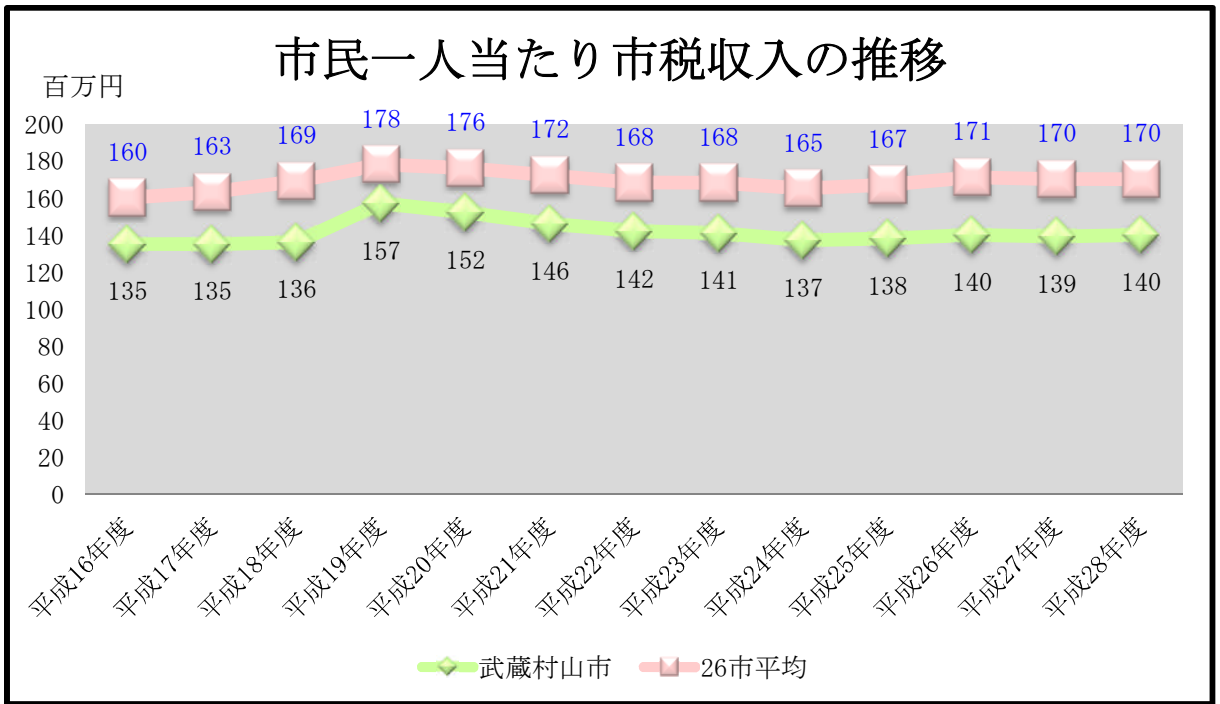
法人市民税は525,194千円で、建設業及び製造業の業績改善の影響等により、平成27年度に対して30,665千円（6.2%）の増額となりました。

固定資産税は4,501,589千円で、大南地区の宅地開発等の影響により、平成27年度に対して51,539千円（1.2%）の増額となりました。

また、平成28年度の市税の市民一人当たりの負担額は140,100円で、都内26市の平均170,208円に比べて30,108円低い水準となっております。

市税は市の歳入の根幹であり、行政運営を進めていく上で、最も重要な財源です。そのため、市税の収納率の向上は税負担の公平性も踏まえて重要な課題となっており、本市ではこれまでインターネット公売の導入、コンビニエンスストア収納の導入、休日収納窓口等の開設、武蔵村山MMスタンプポイントの市税等納付への活用、口座振替受付システム等の対応を図り、収納率の向上に努めております。





(2) 地方交付税の推移について

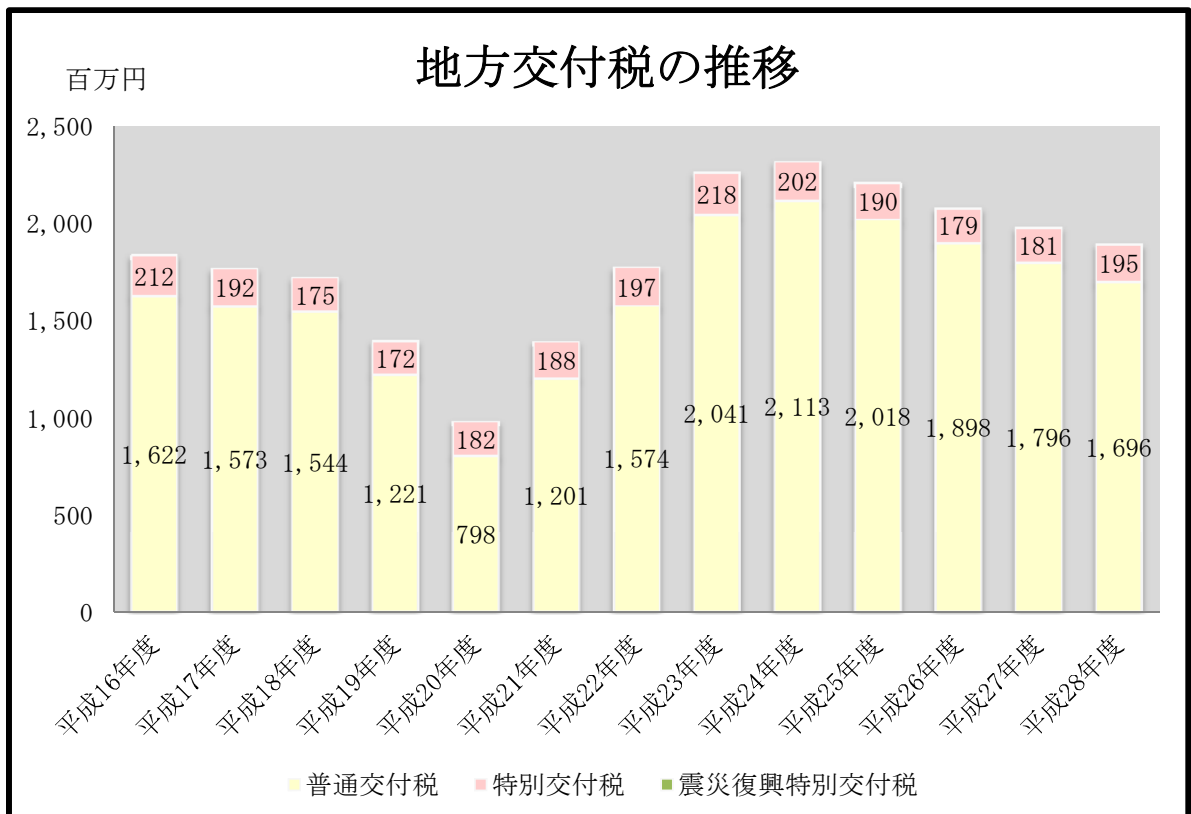
地方交付税とは、国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合の額及び地方法人税の全額を原資として、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税で、「普通交付税」、「特別交付税」及び「震災復興特別交付税」があります。

平成28年度の地方交付税は、1,890,659千円で、平成27年度に対して86,365千円（4.4%）減額となりました。

普通交付税は1,695,962千円で、基準財政収入額が増加となったことから、平成27年度に対して100,042千円（5.6%）減額となりました。

特別交付税は横田基地等の基地対策に係る経費、東日本大震災に係る風評被害に係る経費及び自然災害に係る経費など、特別な事情による経費に対して交付されるもので、平成28年度は194,648千円交付されました。

震災復興特別交付税は平成23年度から東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付されるもので、平成28年度は49千円交付されました。



(3) 国庫支出金の推移について

国庫支出金は、法令に基づき市町村が実施しなくてはならない事業について国が経費の全部又は一部を負担する「負担金」、特定の事業の実施を奨励又は援助する「補助金」及び本来、国が行うべき事業を利便性等の観点から市町村に委託して行う場合に交付する「委託金」があります。

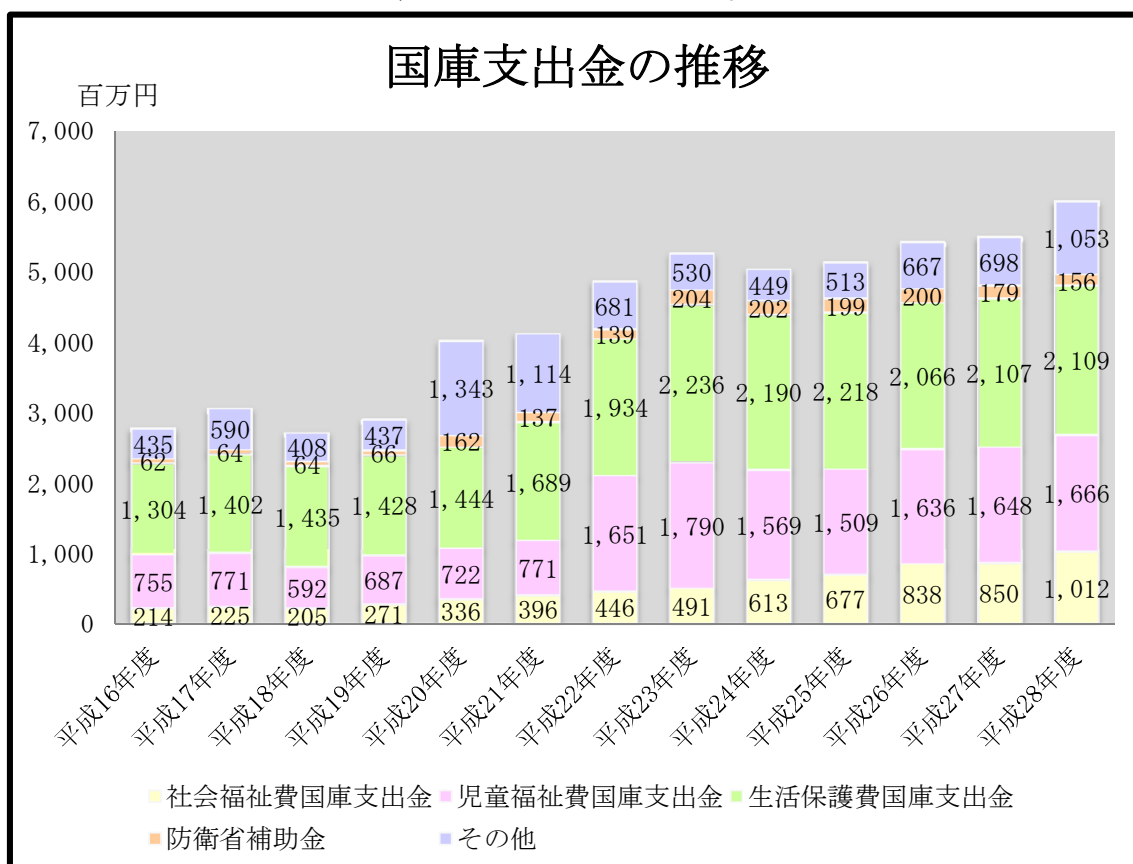
平成28年度の国庫支出金は、5,996,159千円で、平成27年度に対して514,555千円（9.4%）増額となりました。

社会福祉費国庫支出金は、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金等の増加により、平成27年度に対して、161,969千円（19.1%）増額の1,012,064千円となりました。

児童福祉費国庫支出金は、施設型給付費負担金等の増加により、平成27年度に対して、18,600千円（1.1%）増額の1,666,485千円となりました。

生活保護費国庫支出金は、生活保護費負担金の増加により、平成27年度に対して、2,257千円（0.1%）増額の2,109,310千円となりました。

防衛省補助金は、再編交付金の減少により、平成27年度に対して、23,686千円（13.2%）減額の155,618千円となりました。



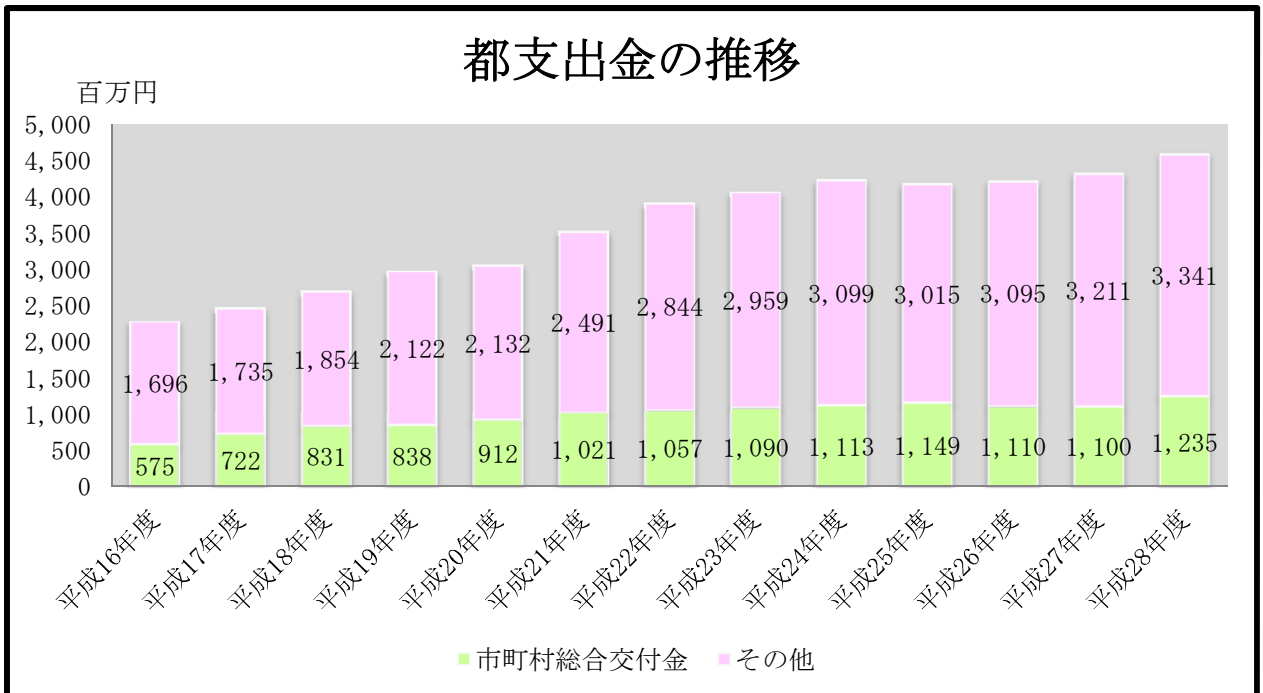
※その他は、主に普通建設事業費支出金や委託金などです。

(4) 都支出金の推移について

都支出金は国庫支出金と同様に、法令に基づき市町村が実施しなくてはならない事業について東京都が経費の全部又は一部を負担する「負担金」、特定の事業の実施を奨励又は援助する「補助金」及び本来、東京都が行うべき事業を利便性等の観点から市町村に委託して行う場合に交付する「委託金」があります。

平成28年度の都支出金は、4,575,728千円で、都市核地区土地区画整理事業補助金等の増加により、平成27年度に対して264,237千円（6.1%）増額となりました。

本市の都支出金の約3割を占める市町村総合交付金（平成18年度から、それまでの市町村振興交付金、市町村調整交付金及び多摩島しょ底力発揮事業交付金を統合）は、市町村が実施する各種施策に要する経費の財源補完を通じて、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るための財政補完制度で、まちづくり振興に係る経費の増により平成21年度以降約10億円を推移しております。



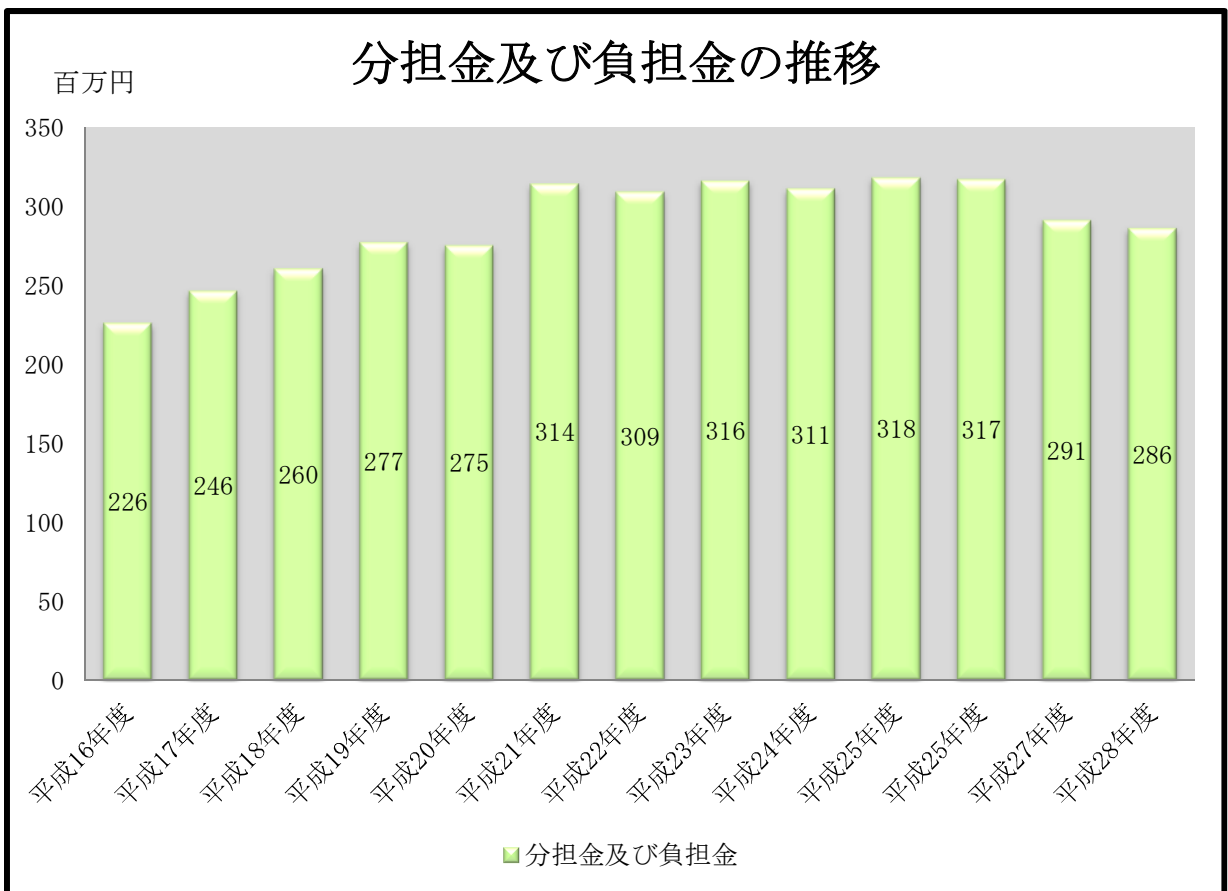
※その他は、主に児童手当負担金や子育て推進交付金などです。

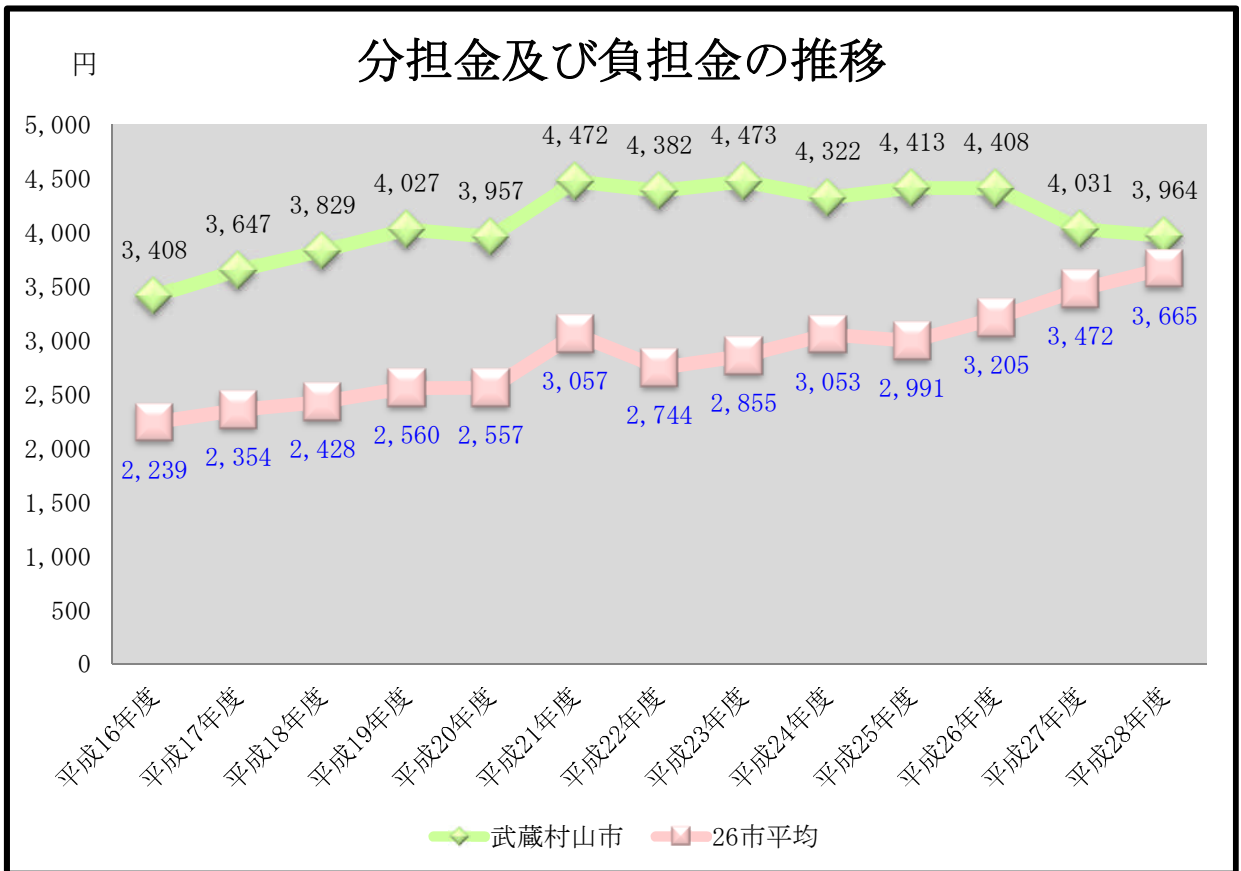
(5) 分担金及び負担金の推移について

分担金及び負担金とは、市町村が特定の事業を行う場合に、その事業によって利益を受ける方に対して、その受益を限度として徴収するものです。

平成28年度の分担金及び負担金は、286,491千円で、保育利用者負担金等の減少により、平成27年度に対して4,421千円（1.5%）減額となりました。

なお、平成20年度から平成21年度にかけて増加しているのは、市内に「つむぎ保育園」が開所したことにより、入所児童が増加したことから増額となったことによるものです。



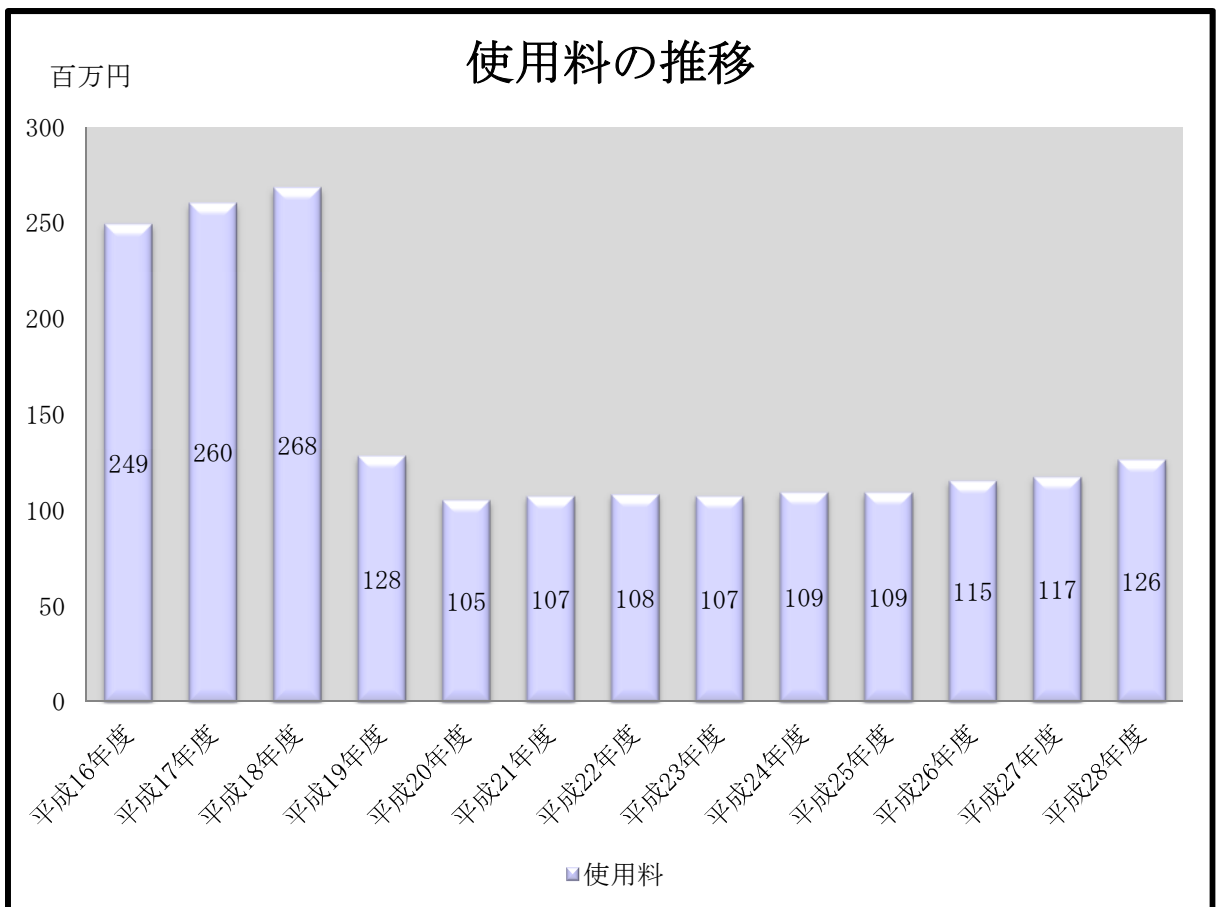


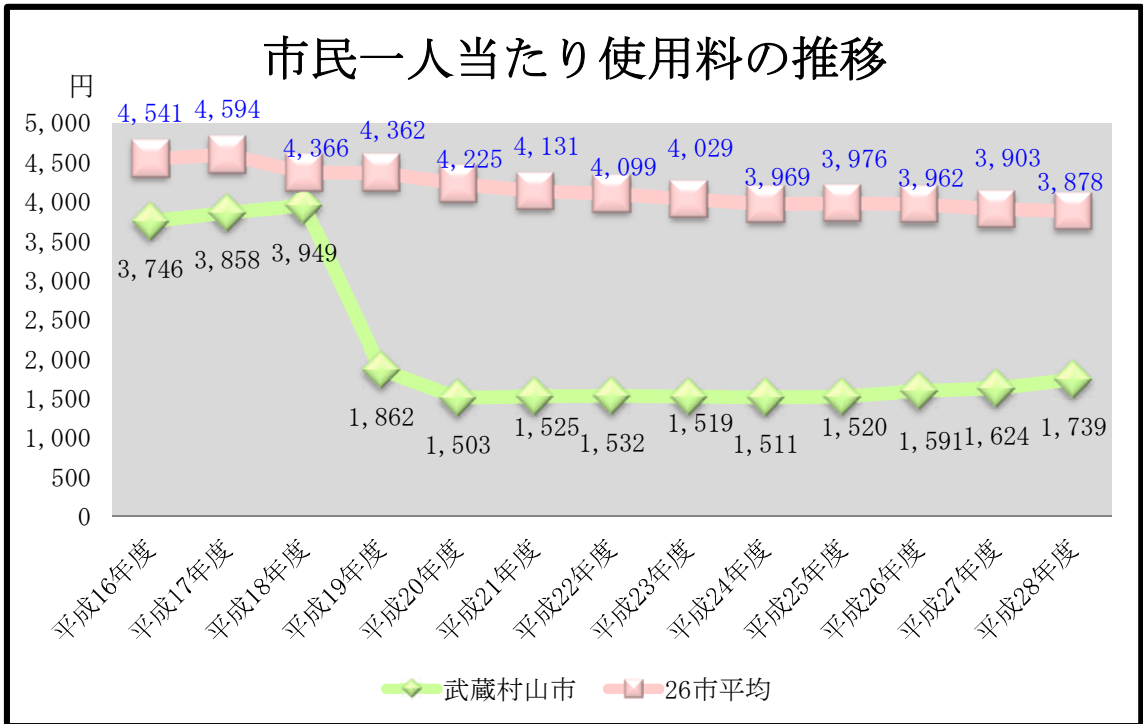
(6) 使用料の推移について

使用料とは公共施設などの利用の対価として徴収するもので、市営住宅の家賃、行政財産使用料、学童クラブ育成料などがあります。

平成28年度の使用料は、125,675千円で、公共施設の有料化に伴う使用料等の増加により、平成27年度に対して8,499千円(7.3%)増額となりました。

なお、平成16年度から平成18年度の使用料については、平成14年度に開設した「村山温泉かたくりの湯」を直営で運営したことによる増加で、平成19年度からは指定管理者制度*に移行したことにより、使用料が減少となったことによるものです。



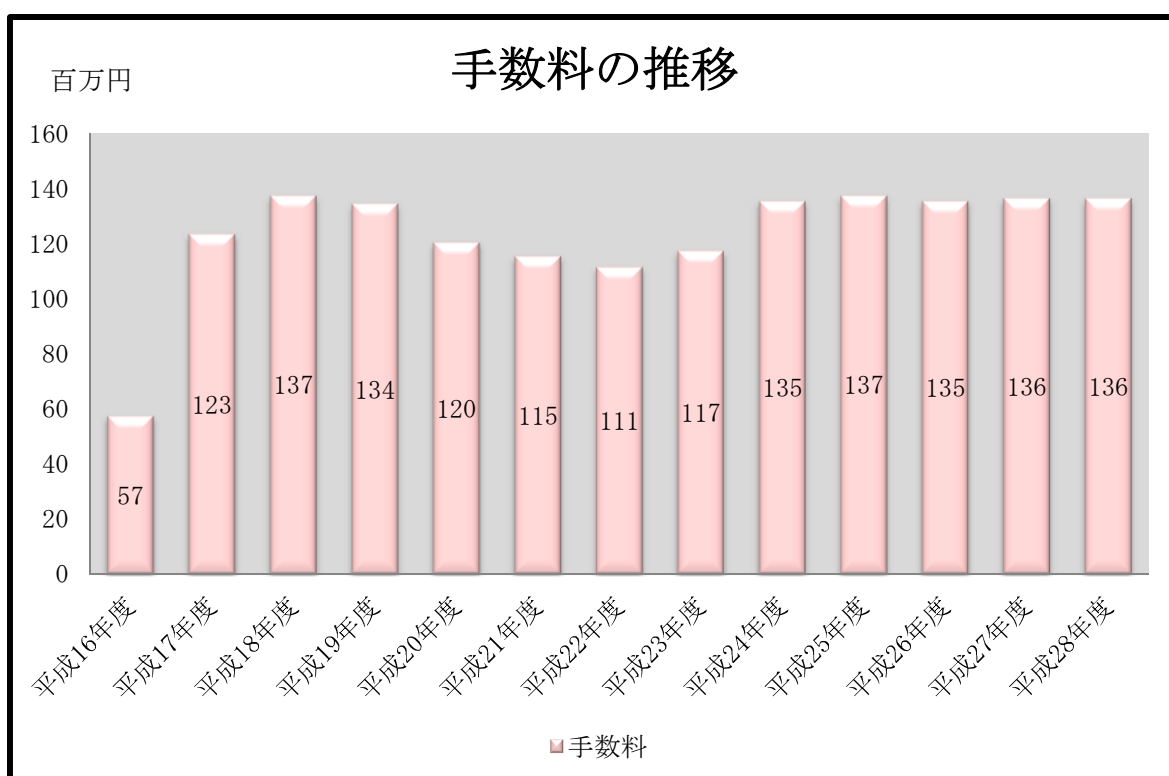


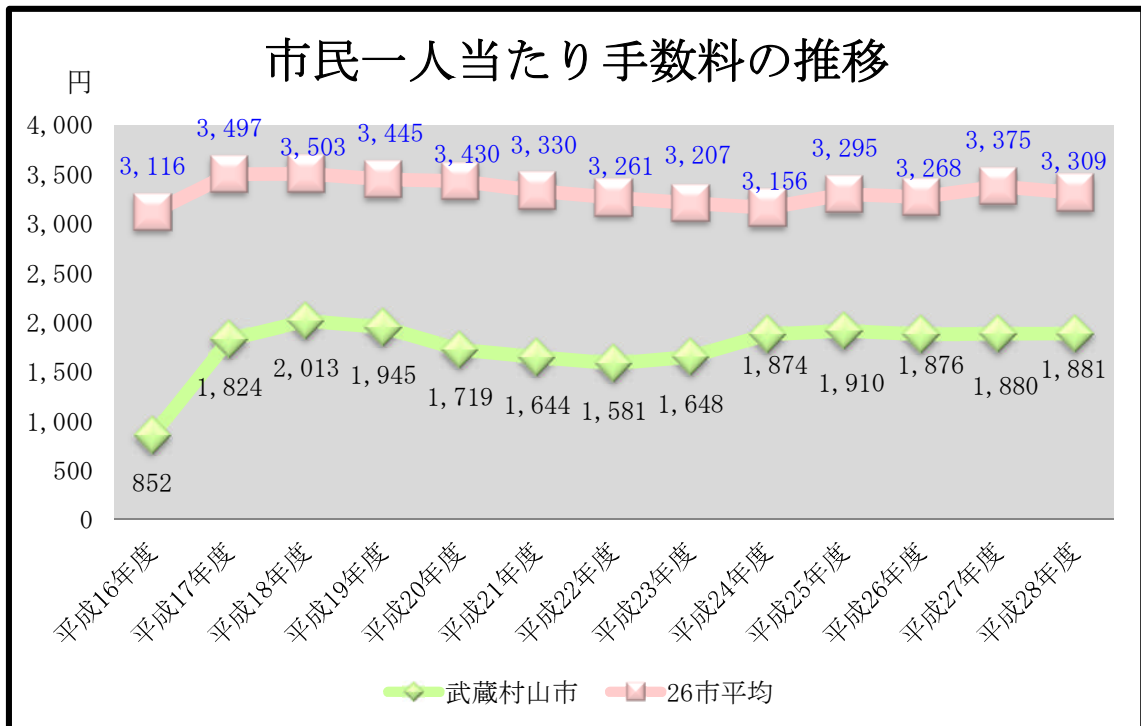
(7) 手数料の推移について

手数料とは市が特定の方に提供するサービスの対価として徴収するもので、廃棄物処理手数料、住民票の写しや印鑑登録証明の発行手数料などがあります。

平成 28 年度の手数料は、135,984 千円で、課税証明書等交付手数料等の増加により、平成 27 年度に対して 309 千円 (0.2%) 増額となりました。

なお、平成 17 年度から大幅に増加しているのは、廃棄物処理手数料の額の変更等により、手数料が増加となったことによるものです。



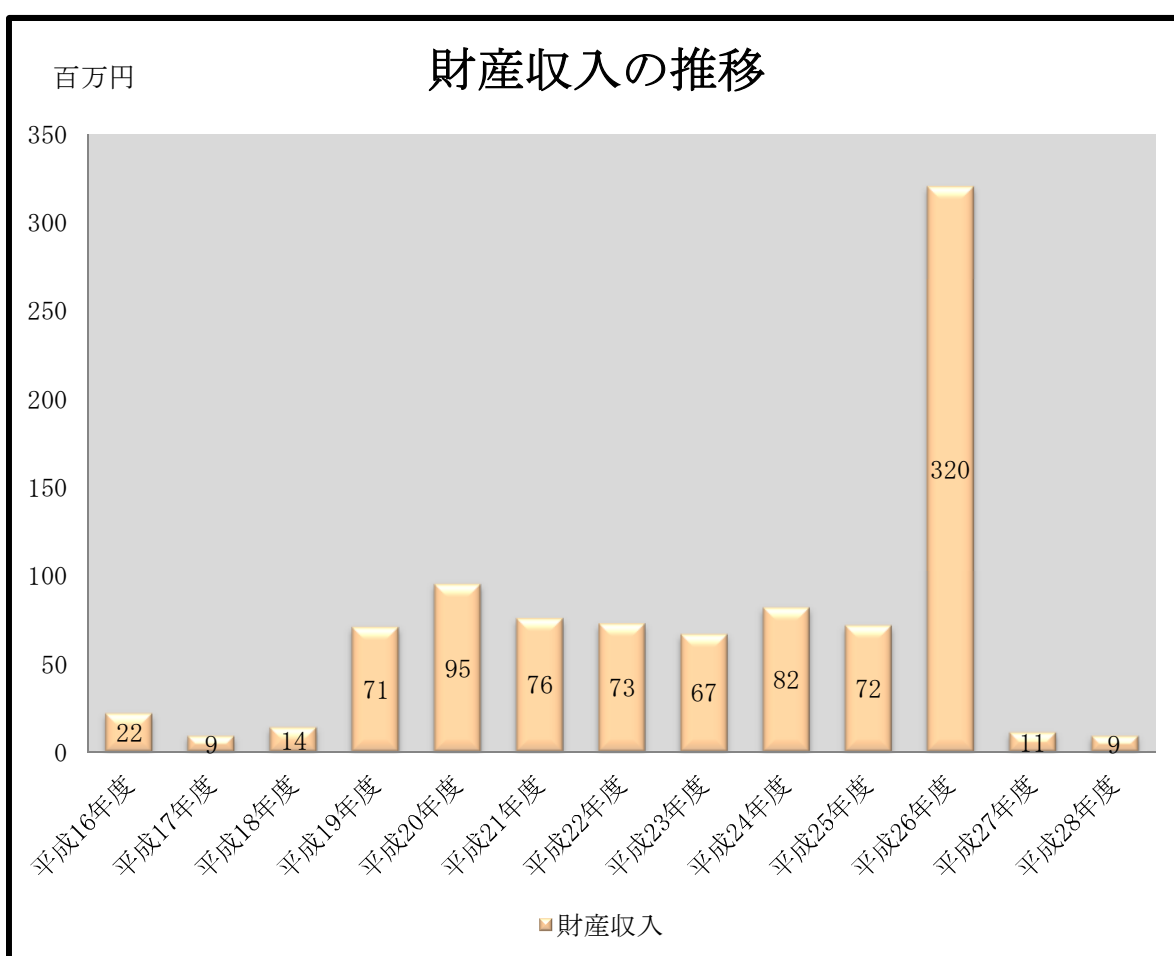


(8) 財産収入の推移について

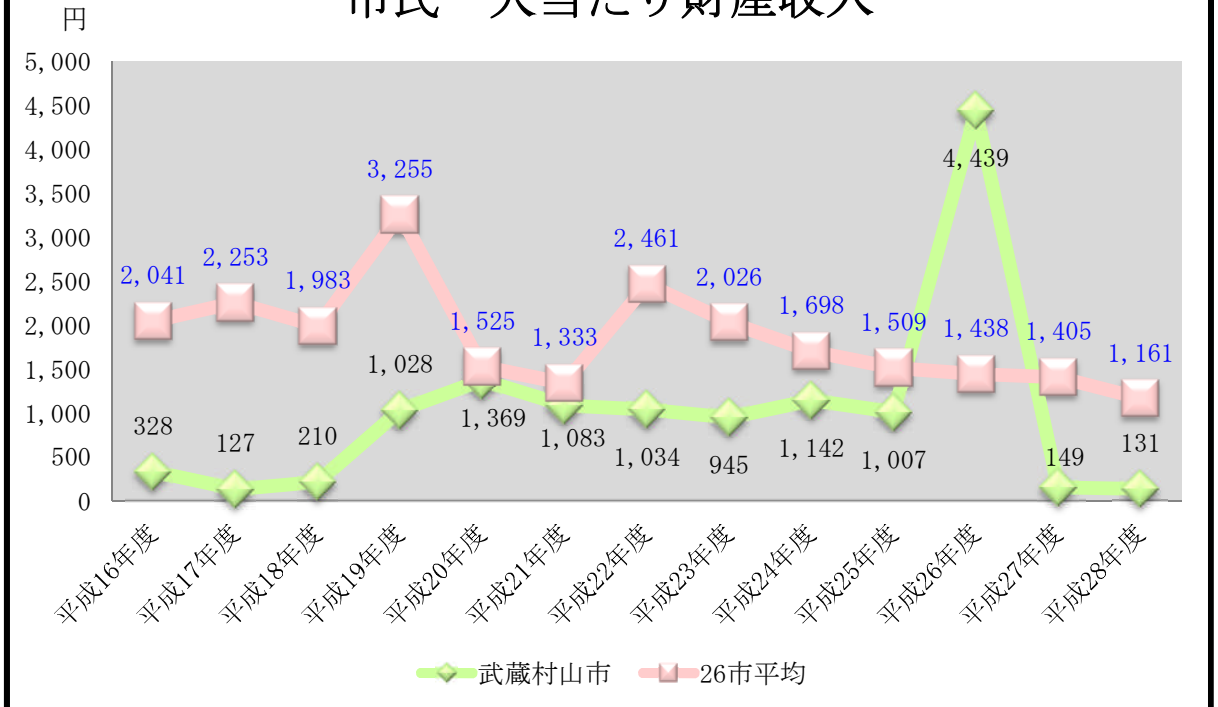
財産収入とは市が所有する土地や建物を貸し付けることによる貸付収入、基金から生ずる利子及び配当金の運用収入の財産運用収入と、市が所有する土地や物品の売払いに伴う財産売払収入のことをいいます。

平成28年度の財産収入は、9,439千円で、市有地貸付料の減少等により、平成27年度に対して1,347千円（12.5%）減額となりました。

なお、平成18年度から平成19年度にかけて増加しているのは、市有地売払収入の増加によるものです。また平成26年度から平成27年度にかけて減少しているのは、土地開発基金収益金等の減少によるものです。



市民一人当たり財産収入



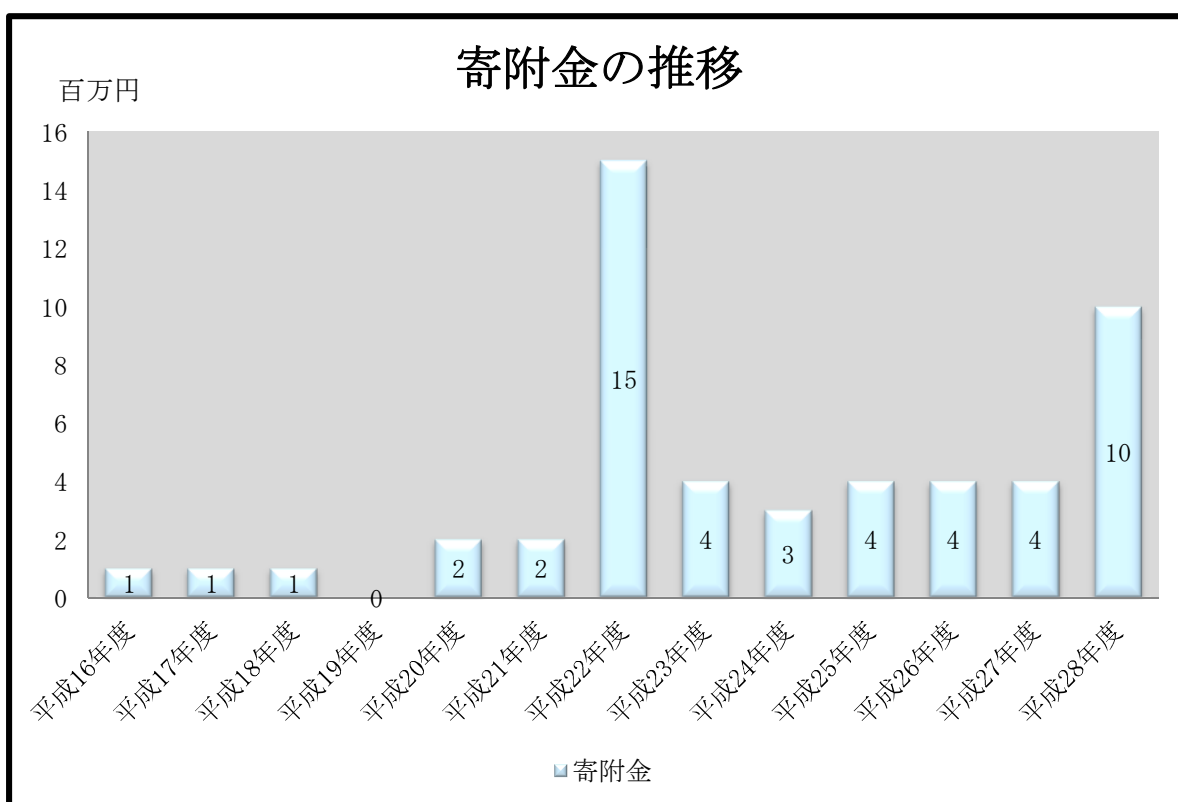
(9) 寄附金の推移について

寄附金とは地方公共団体（武蔵村山市）以外の者から受ける金銭の無償譲渡です。用途を特定されない一般寄附金と用途が指定される指定寄附金があります。

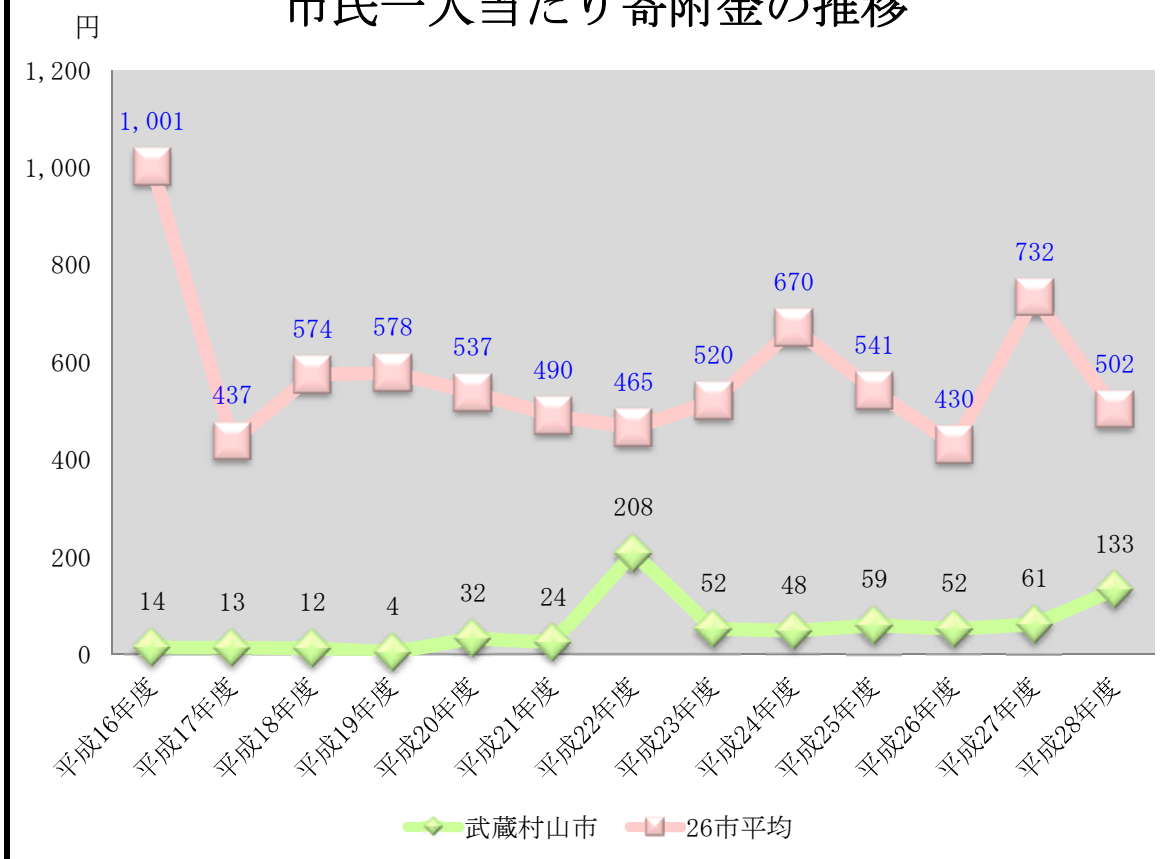
また、平成20年度から生まれ育ったふるさとのみならず、自分の好きなまちやゆかりのあるまちなど、自分自身で思う「ふるさと」に対して寄附をすることで、本来住んでいるまちに納めるべき税金から寄附金控除が受けられる「ふるさと寄附」制度が始まりました。

平成28年度の寄附金は、ふるさと寄附金、教職員の実践研究事業に対する指定寄附金及びモノレール延伸に対する指定寄附金により、9,638千円の寄附をいただきました。

なお、平成22年度の寄附金が大幅に増加しているのは、市立第一中学校に冷暖房機の設置などに対して寄附をいただいたことによるものです。



市民一人当たり寄附金の推移

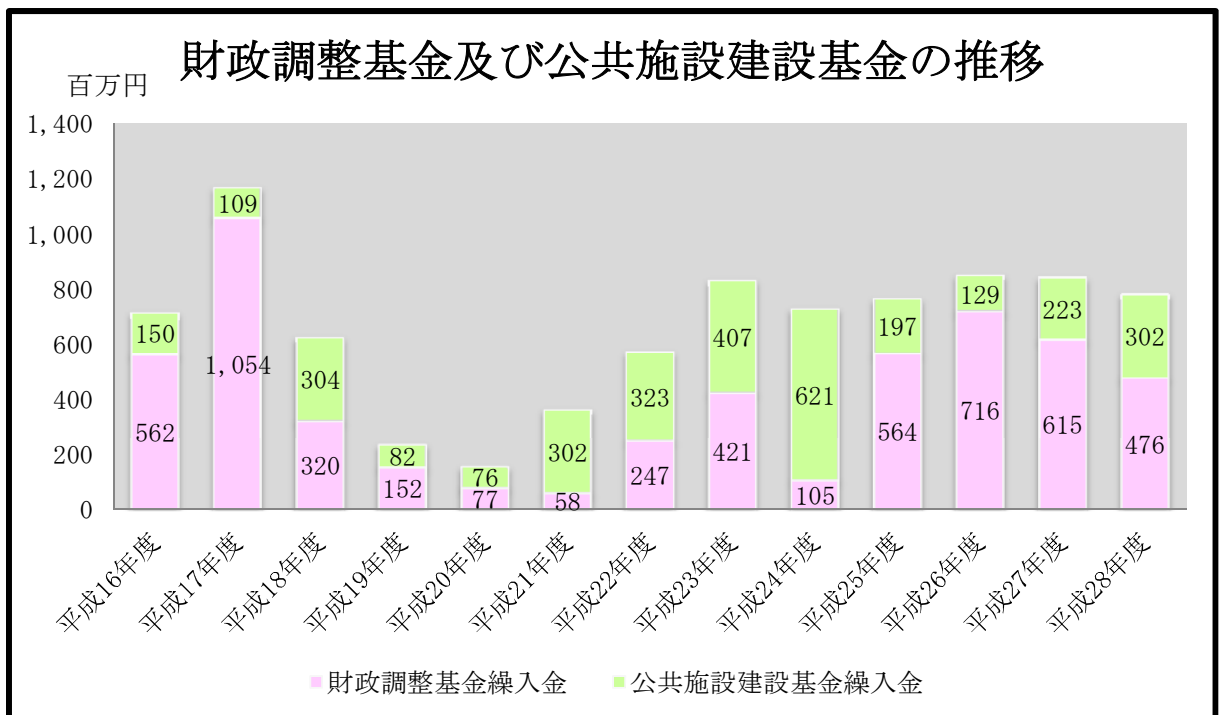


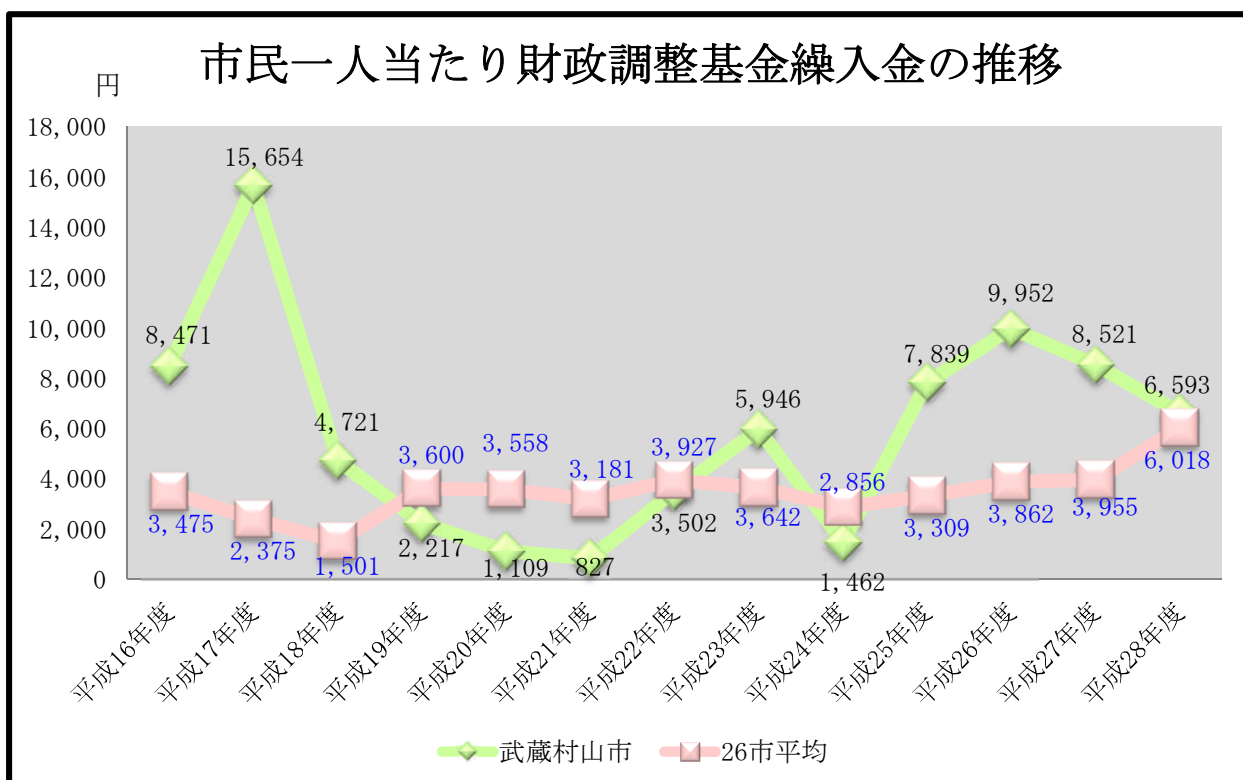
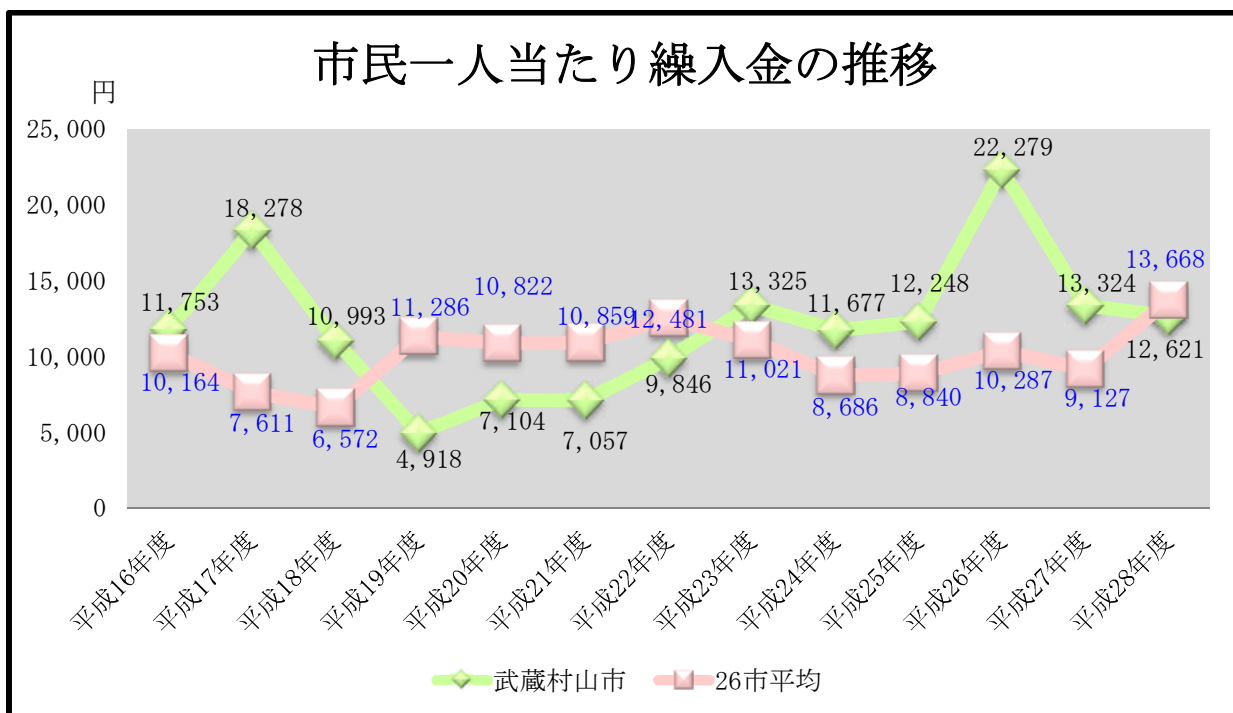
(10) 繰入金の推移について

繰入金とは市の他の会計や基金（貯金）からの繰入金で、主なものに財源調整等のための財政調整基金^{*}を取崩し、一般会計に繰り入れる財政調整基金繰入金があります。

平成28年度の繰入金は、912,163千円で、財政調整基金繰入金等の減少により、平成27年度に対して49,361千円（5.1%）減額となりました。

なお、平成17年度が大幅に増加しているのは、瑞穂斎場組合へ加入したことによる負担金の増加により、財政調整基金繰入金が増加となったことによるものです。



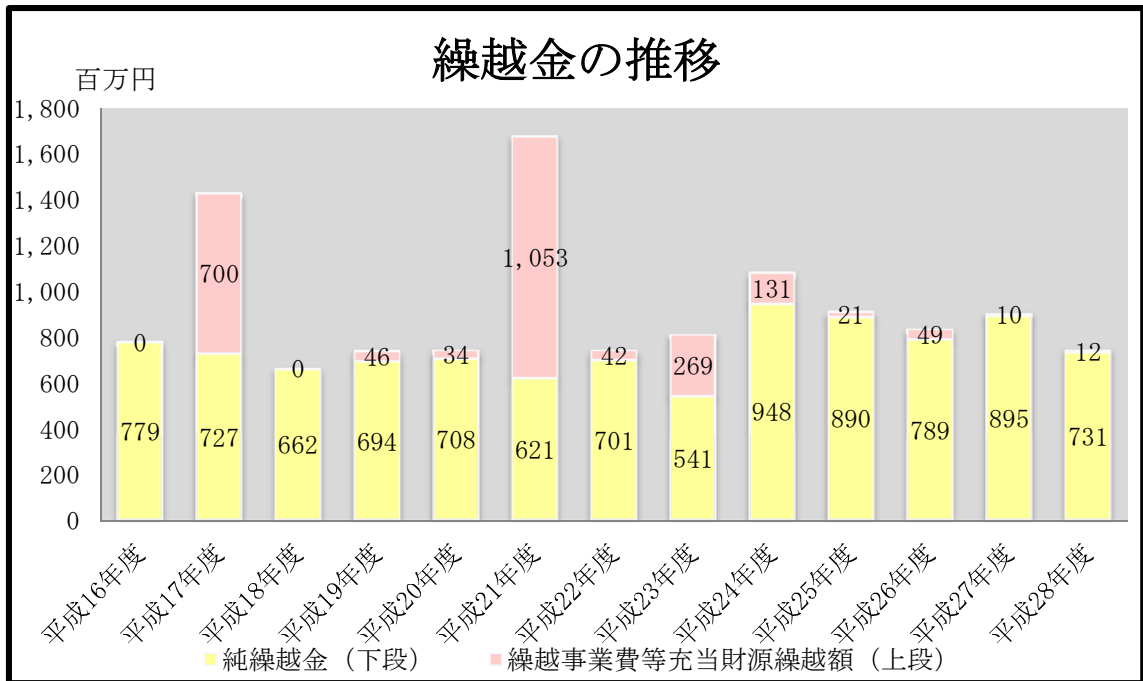


(11) 繰越金の推移について

繰越金とは市の決算剰余金（歳入決算額から歳出決算額を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費^{*}などの財源を控除したもの＝実質収支）を翌年度に繰越して使用するものです。

平成28年度の繰越金は、743,956千円で、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源の12,492千円は第四次長期総合計画（後期基本計画）策定経費等の財源です。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源の大きい平成21年度は定額給付金給付費及び子育て応援特別手当等に係る経費の財源です。

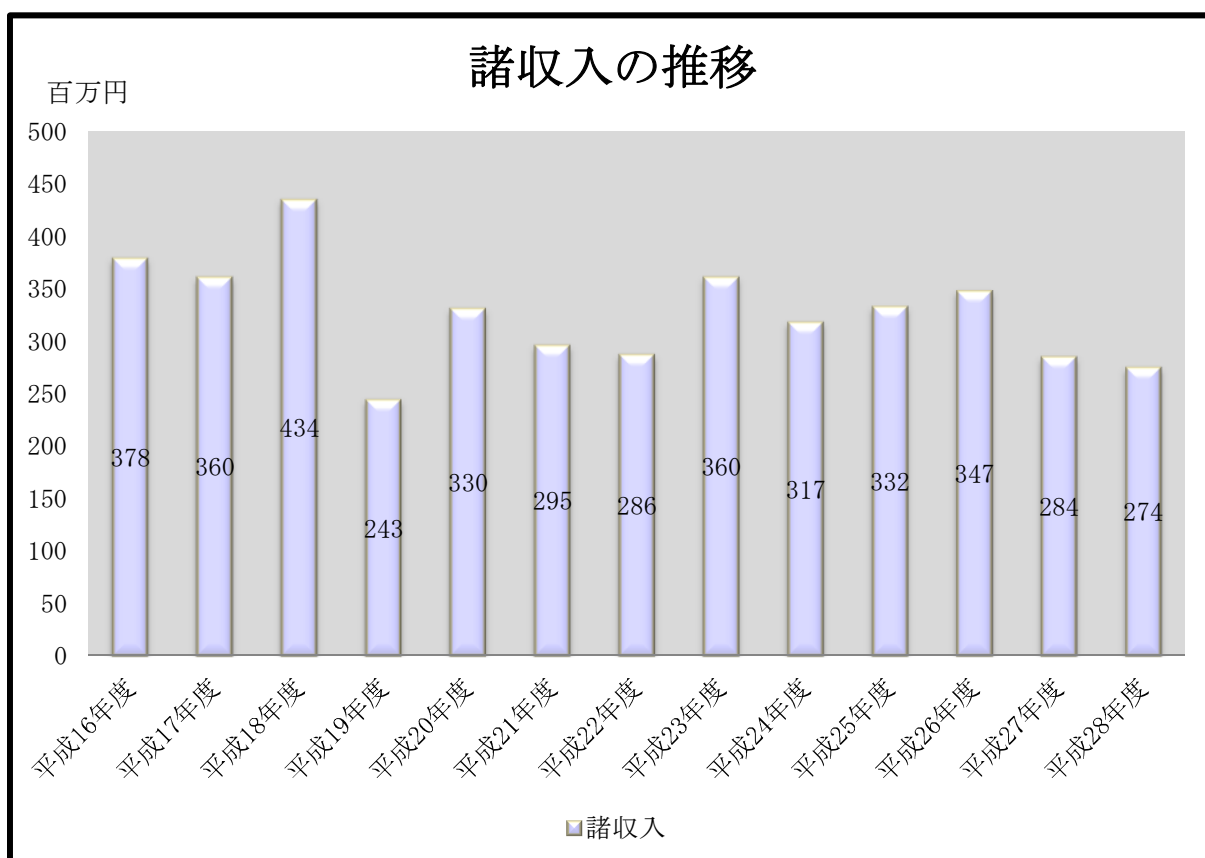


(12) 諸収入の推移について

諸収入とは市税、国庫支出金及び都支出金等の他の歳入科目に含まれない収入をまとめたもので、主なものに市税延滞金、生活保護費返還金及び市報等広告掲載料等があります。

平成28年度の諸収入は、274,253千円で、廃棄物資源分別事業資源物売払収入等の減少により、平成27年度に対して10,206千円(3.6%)減額となりました。

なお、平成16年度から平成18年度の諸収入については、平成14年度に開設した「村山温泉かたくりの湯」を直営で運営したことによる飲食等売上収入の増加で、平成19年度からは指定管理者制度に移行したことにより、諸収入が減少となったことによるものです。

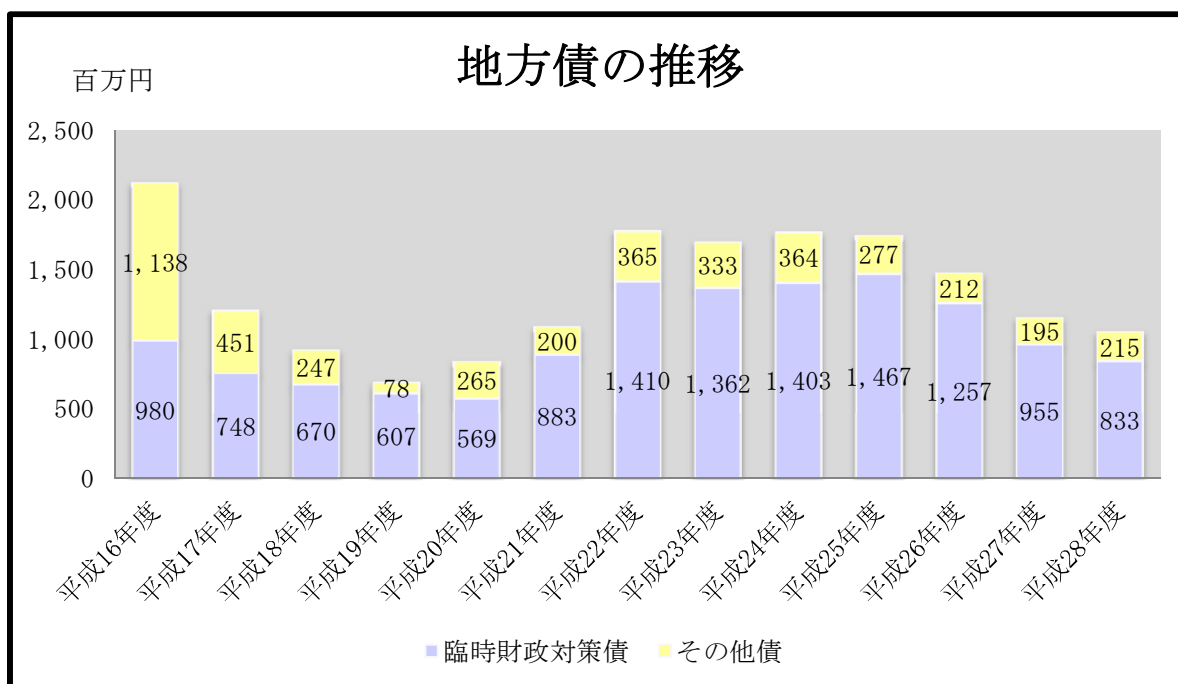


(13) 地方債の推移について

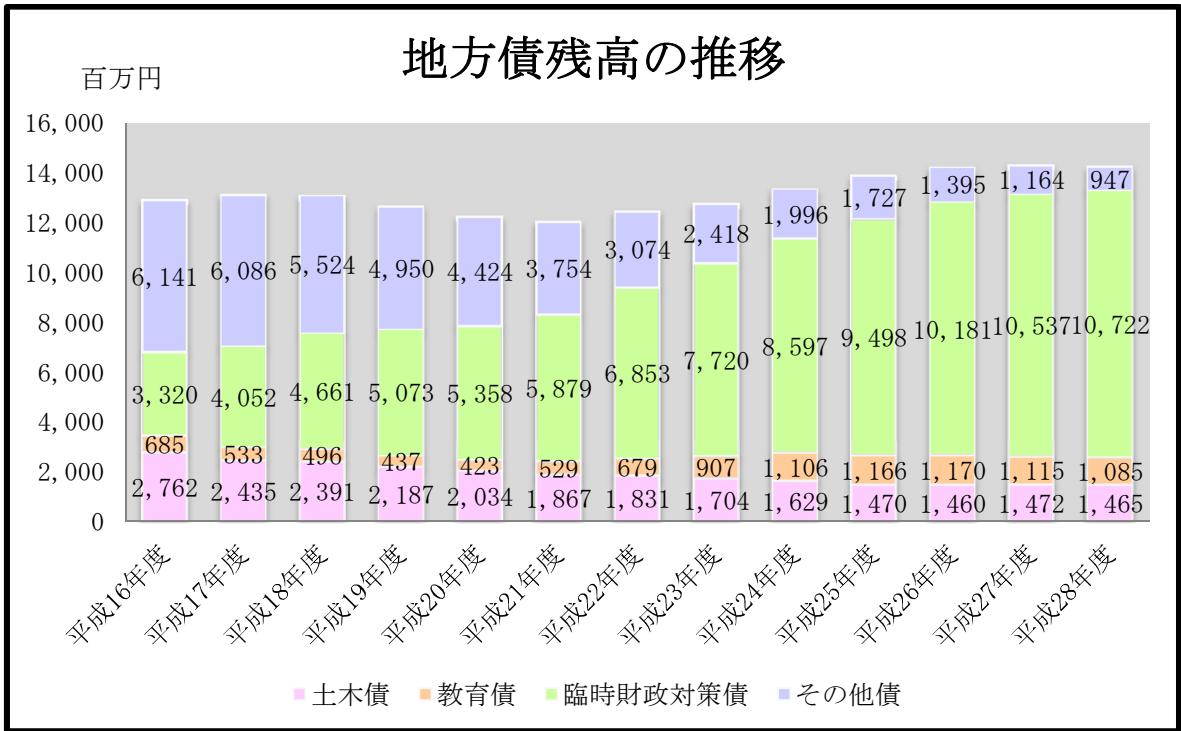
地方債とは道路や学校などの公共施設において大規模な建設事業を実施するためには、多額の財源を捻出する必要があります。しかしながら、その財源を市税や国及び都の補助金だけで賄うことが困難なことから、その必要な財源を国や東京都及び金融機関等から借り入れることをいいます。

また、公共施設などは長期にわたって市民の方に利用されることから、建設時に市税等を納付している市民の方のほか、後年度に施設を利用する市民の方にも借入金の返済金を市税で負担をしてもらうという目的もあります。

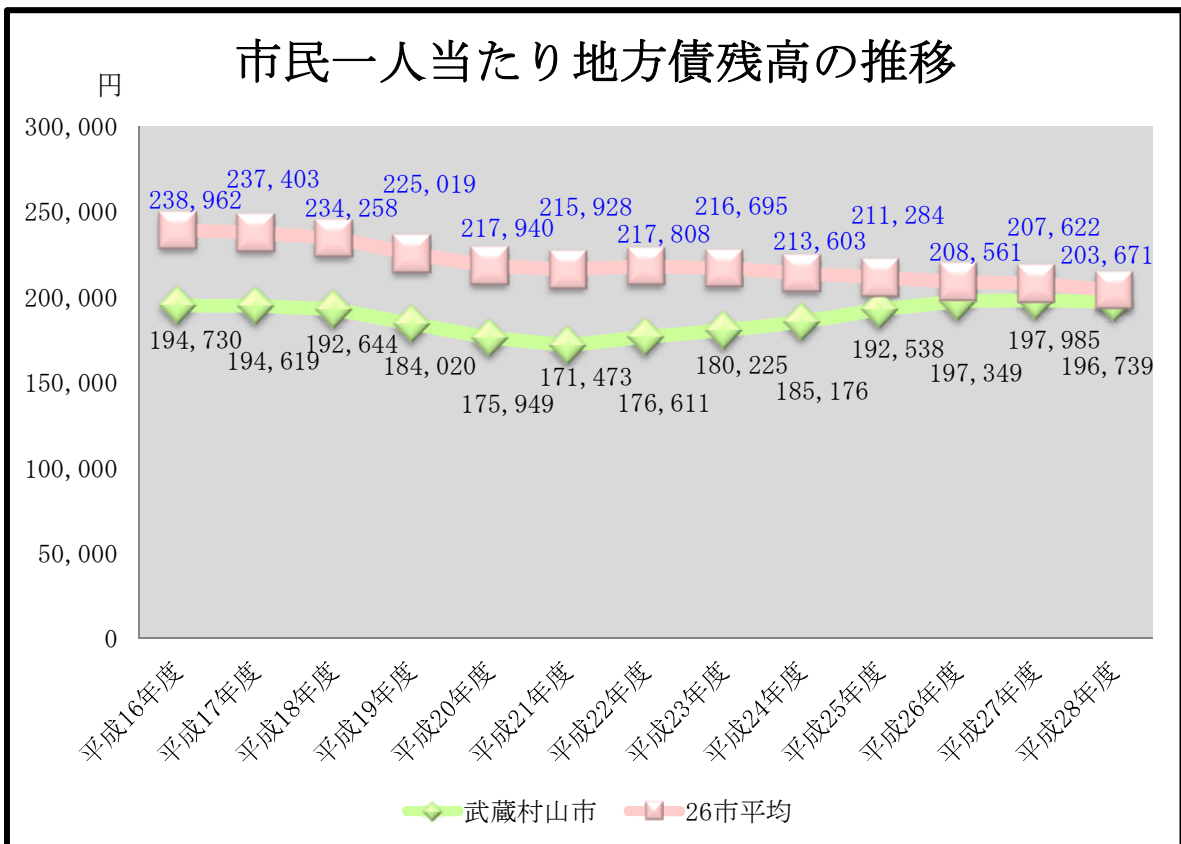
平成28年度の地方債は、1,047,982千円で、主要市道第14号線整備事業及び大南学園(第四中学校)施設整備事業などの財源として地方債を発行したもので、平成27年度に対して102,465千円(8.9%)減額となりました。



※その他債は、主に土木債や教育債などです。



※その他債は、主に衛生債や減税補填債です。



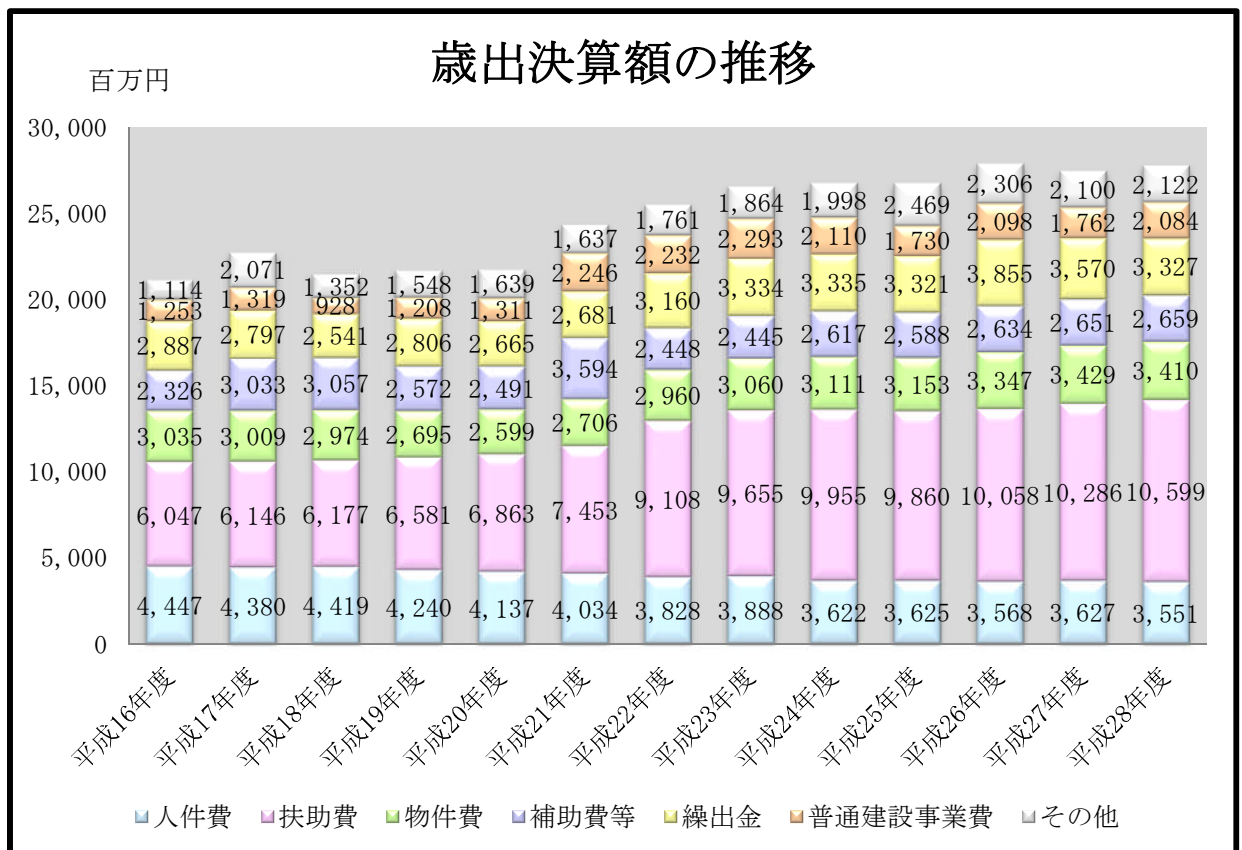
3 歳出決算額の推移について

武蔵村山市の歳出決算額の推移は、下表のとおり歳入決算額と同様に平成20年度以降年々増加傾向となっております。

そのうち扶助費については、平成16年度が6,047,084千円であったのが、平成28年度では生活保護費及び介護給付費・訓練等給付費等の増加により10,598,934千円と約2倍増額しております。

それに対して、人件費は職員定数の適正化や給料及び各種手当の見直し等により、平成16年度が4,447,088千円であったのが、平成28年度では3,550,948千円と約1/5の減額となっております。

平成28年度歳出決算額については、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金や施設型給付費負担金など扶助費の増加、国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金など普通建設事業費の増加により、平成27年度に対して、326,277千円（1.2%）増額の27,751,755千円となりました。



※その他は、主に公債費や積立金などです。

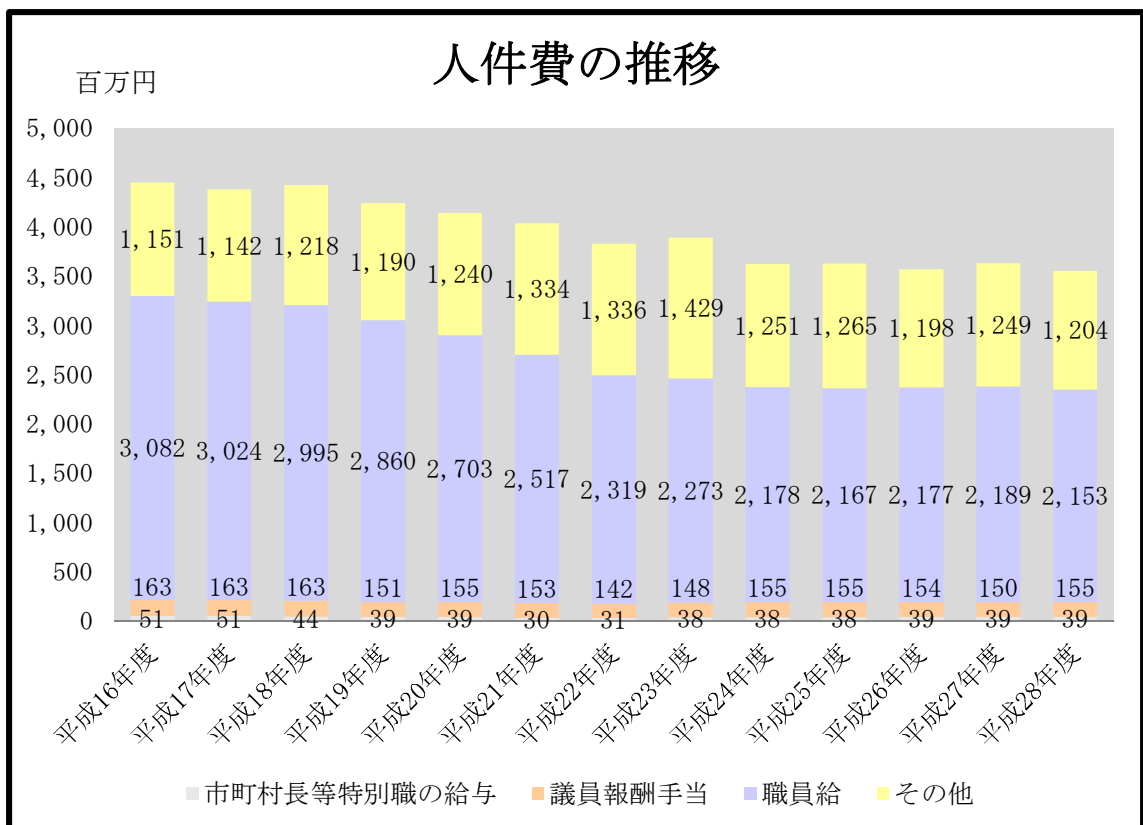
4 性質別歳出について

性質別歳出とは、市の経費をその経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金などに分類したものです。

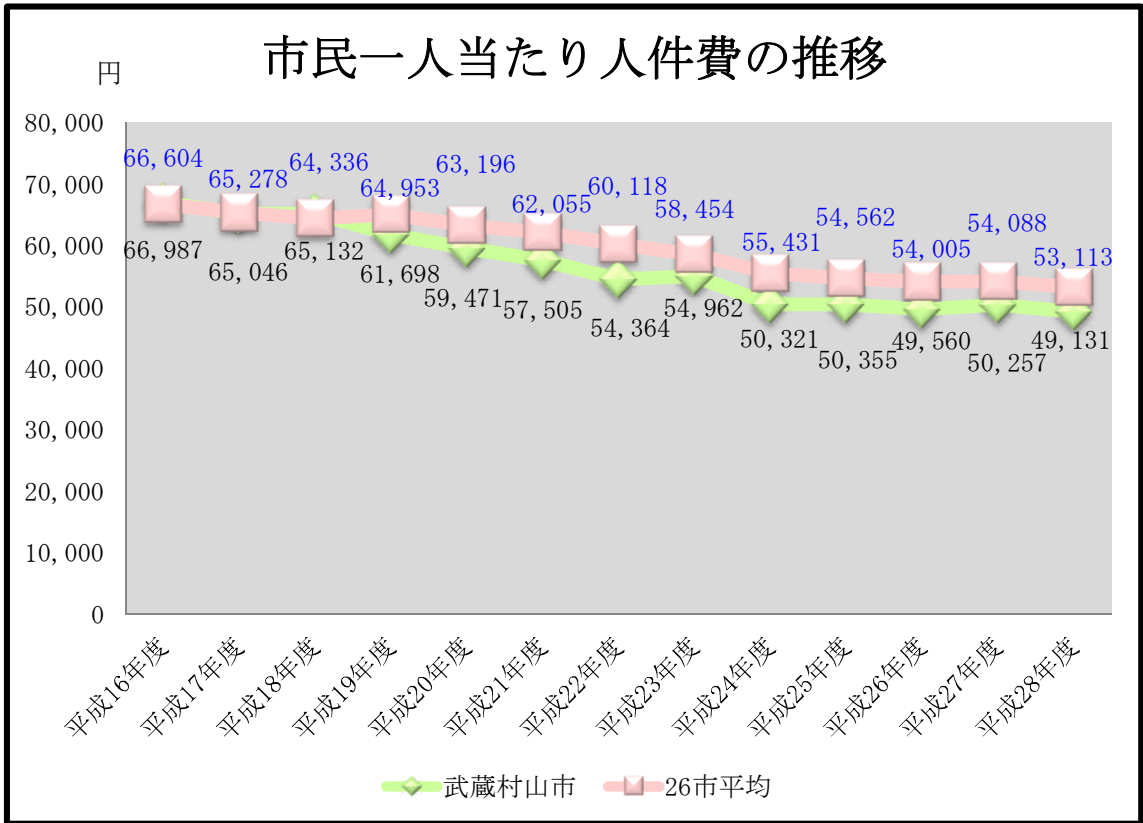
(1) 人件費の推移について

人件費とは市長等特別職（市長、副市長及び教育長）及び一般職職員の給与、退職金及び議員報酬手当等に係る経費のことをいいます。

平成28年度の人件費は、3,550,948千円で、東京都市町村職員退職手当組合負担金の減により、平成27年度に対して75,835千円（2.1%）減額となりました。



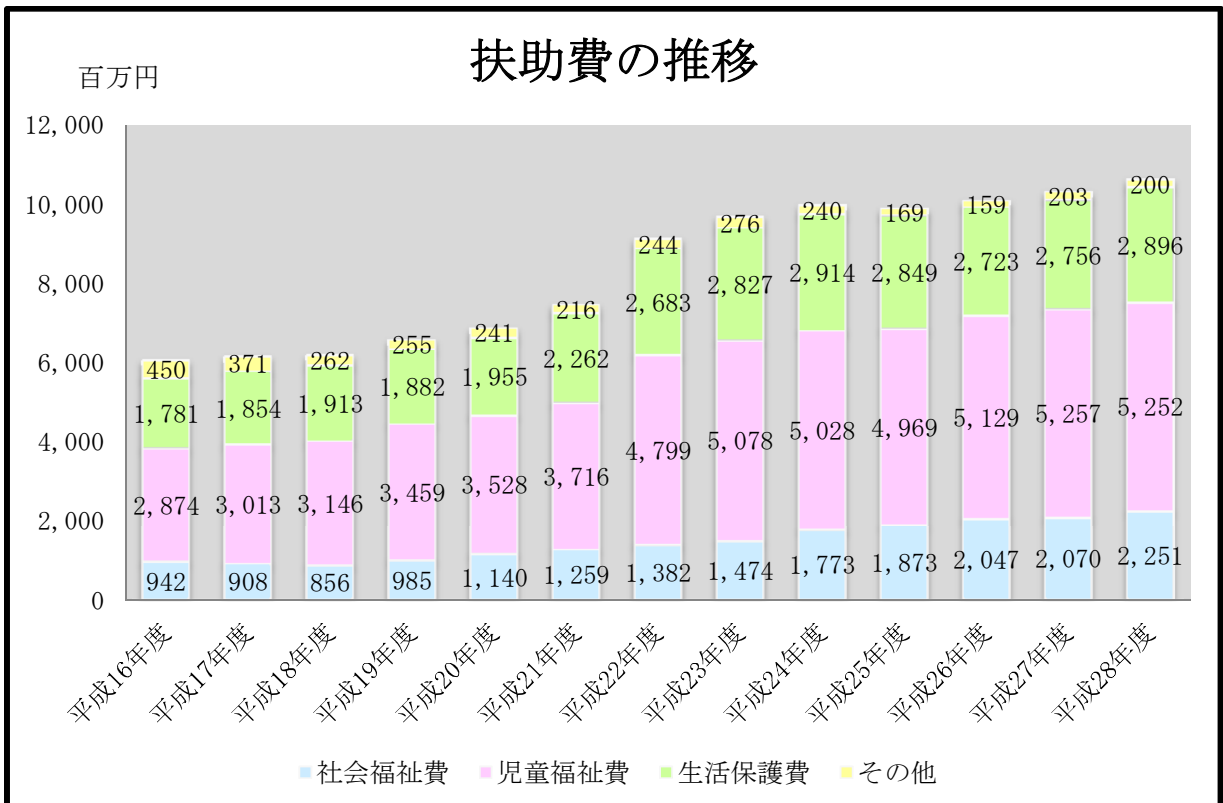
※その他は、主に退職金や委員等報酬などです。



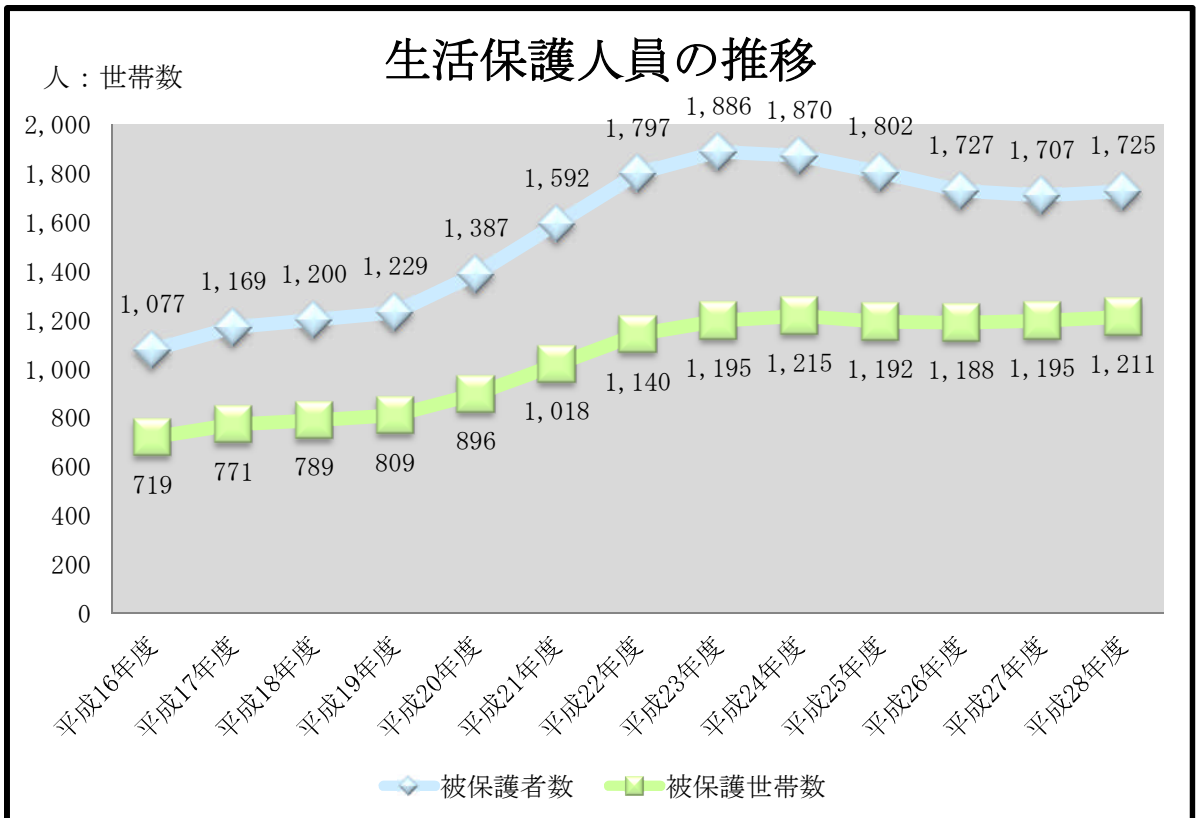
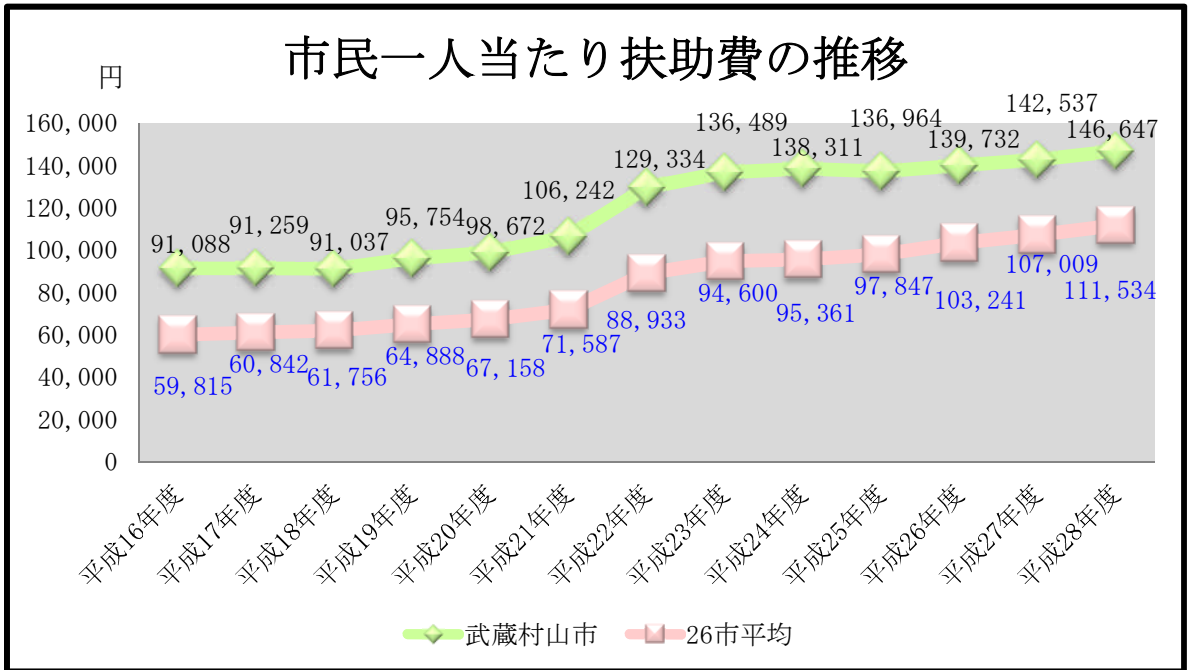
(2) 扶助費の推移について

扶助費とは社会保障制度の一環として現金や物品などに支給される費用です。生活保護法、児童福祉法、障害者総合支援法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。

平成28年度の扶助費は、10,598,934千円で、生活保護費及び介護給付費・訓練等給付費等の増加により、平成27年度に対して312,786千円（3.0%）増額となりました。



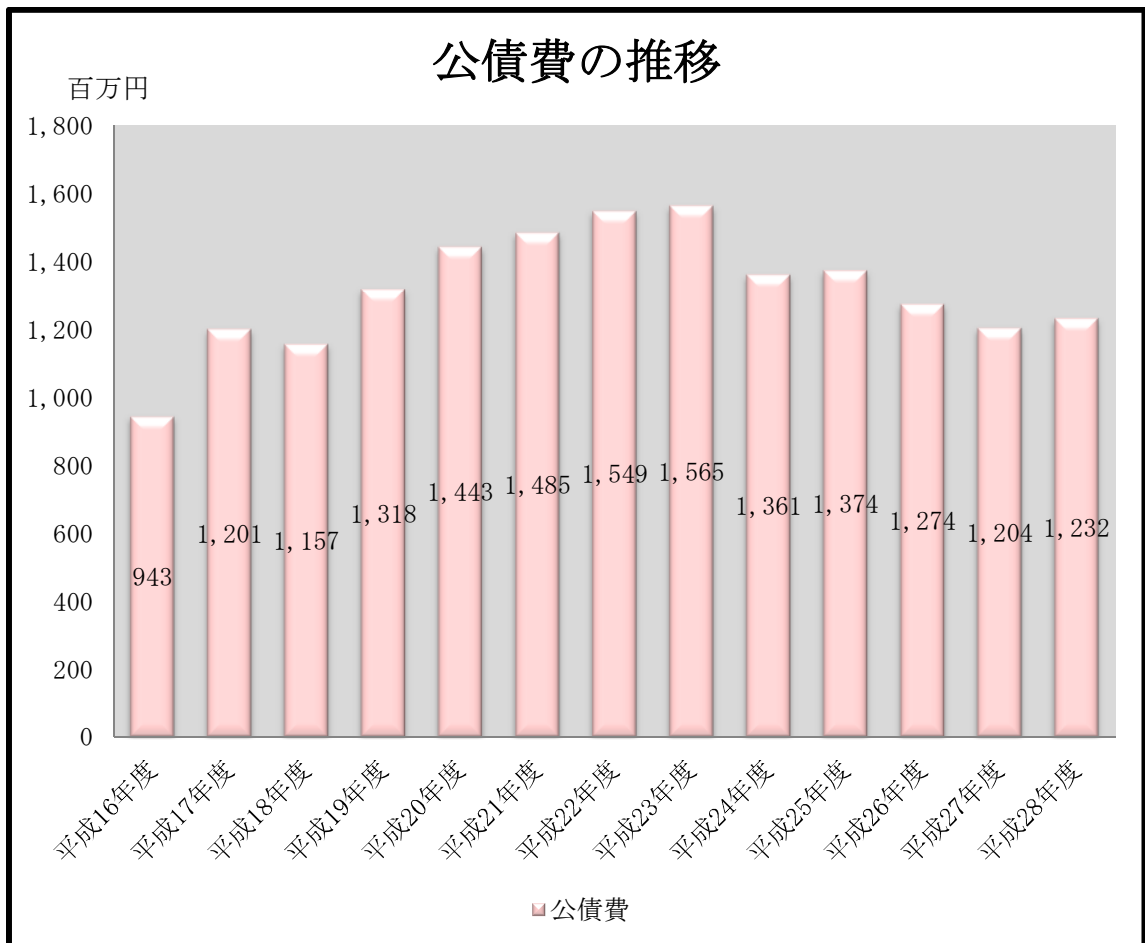
※その他は、主に衛生費や教育費です。

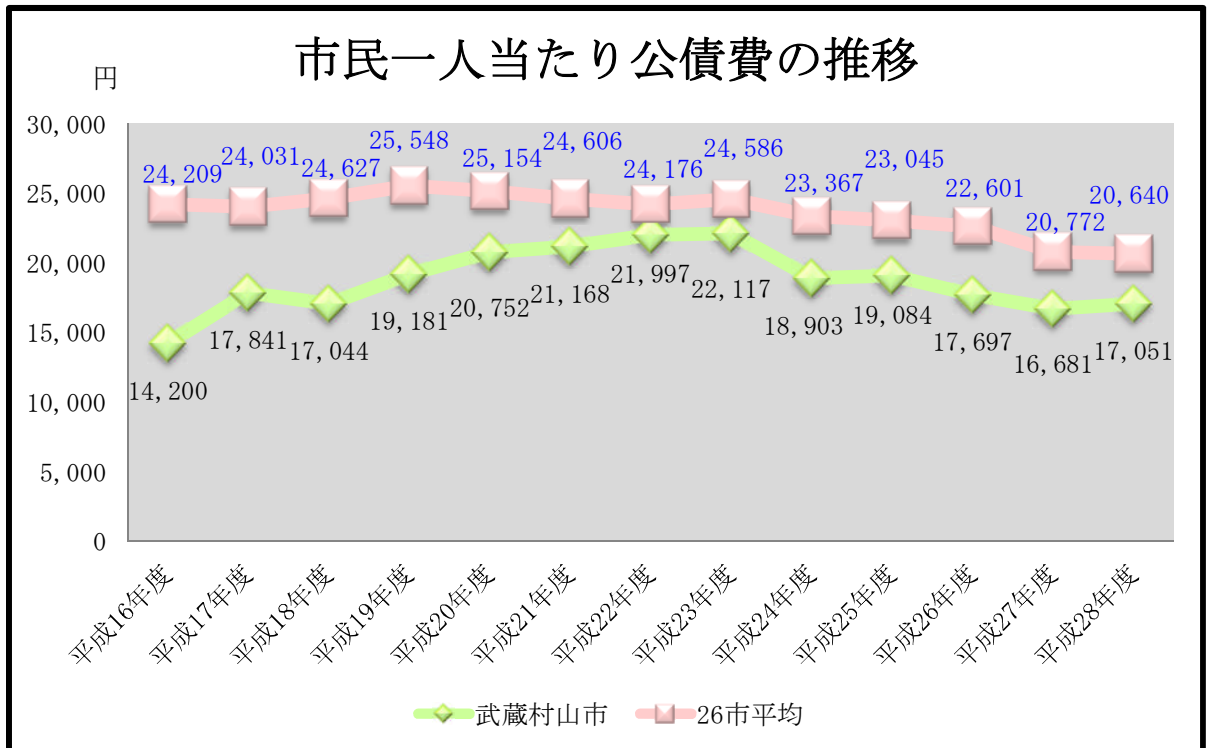


(3) 公債費の推移について

公債費とは市債（市の借金）を返済する元利償還金（元金と利子）と一時的な借り入れをした場合の支払利息のことをいいます。

平成28年度の公債費は、1,232,363千円で、都道府県貸付金（振興基金貸付金）等の元利償還金が増加していることから、平成27年度に対して28,550千円（2.4%）増額となりました。

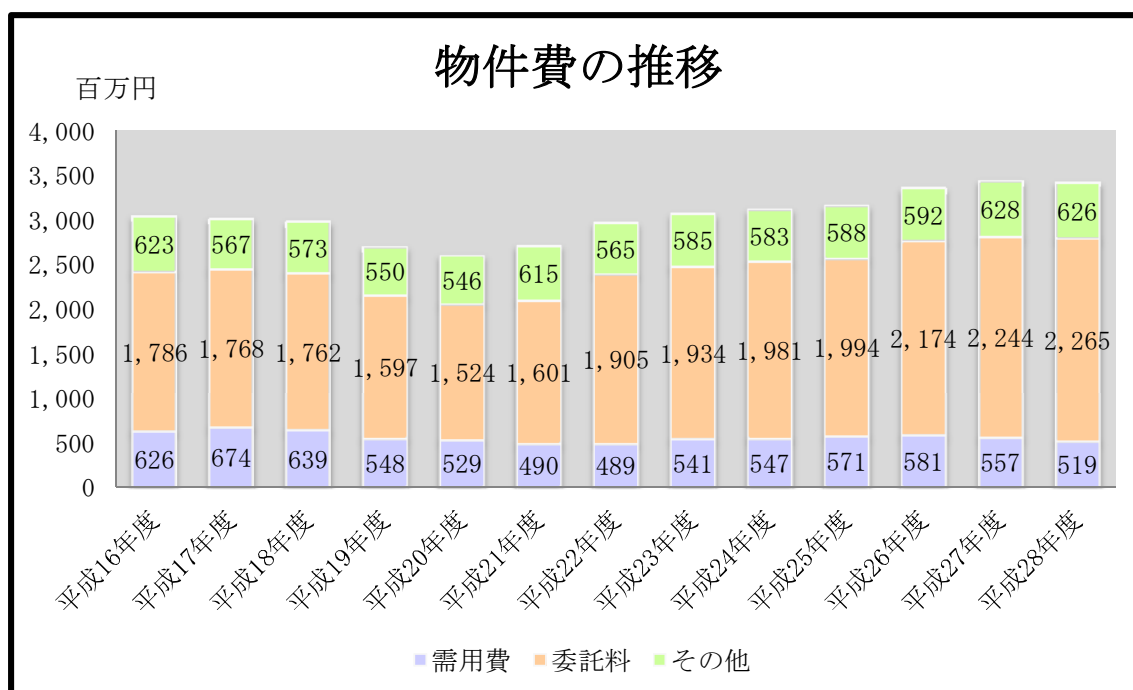




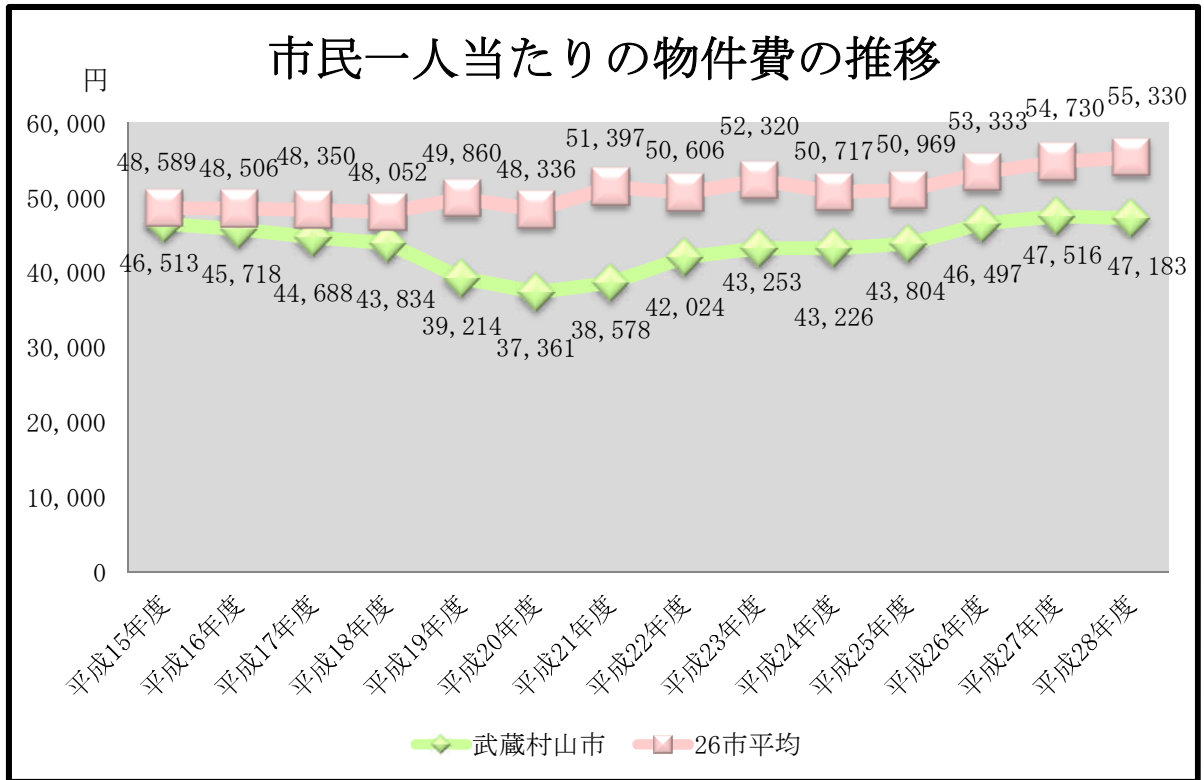
(4) 物件費の推移について

物件費とは人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的（支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの）な費用の総称です。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれます。

平成28年度の物件費は、3,410,116千円で、LED化に伴う街路灯及び防犯灯の電気料の減などにより、平成27年度に対して18,869千円（0.6%）減額となりました。



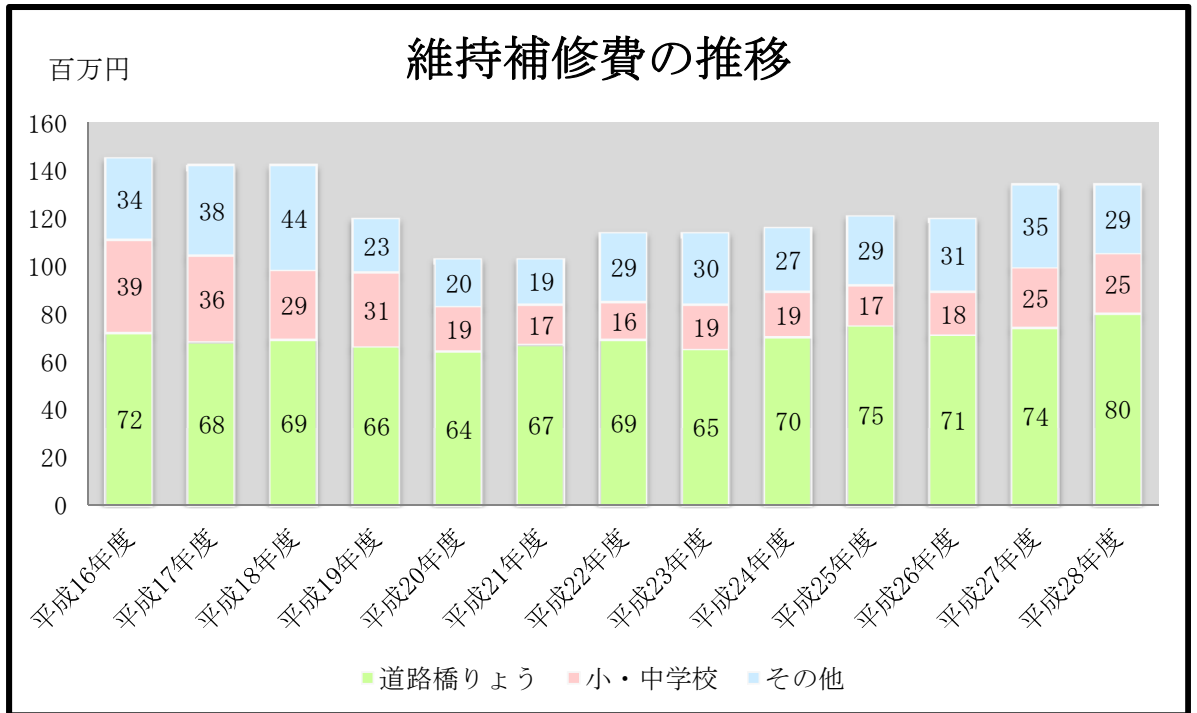
※その他は、主に賃金や役務費などです。



(5) 維持補修費の推移について

維持補修費とは市が管理する公共用または公用施設等の効用を維持するための費用のことをいいます。

平成28年度の維持補修費は、134,197千円で、温泉施設費等の減少により、平成27年度に対して132千円(0.1%)減額となりました。



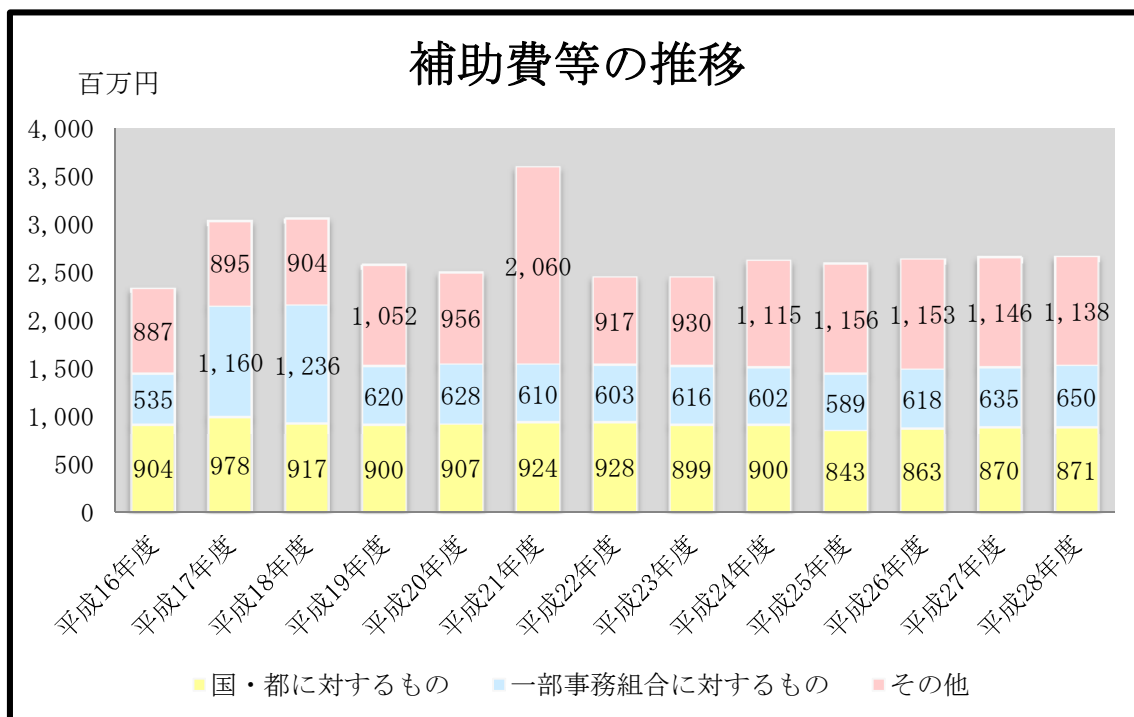
※その他は、主に庁舎や公園などです。

(6) 補助費等の推移について

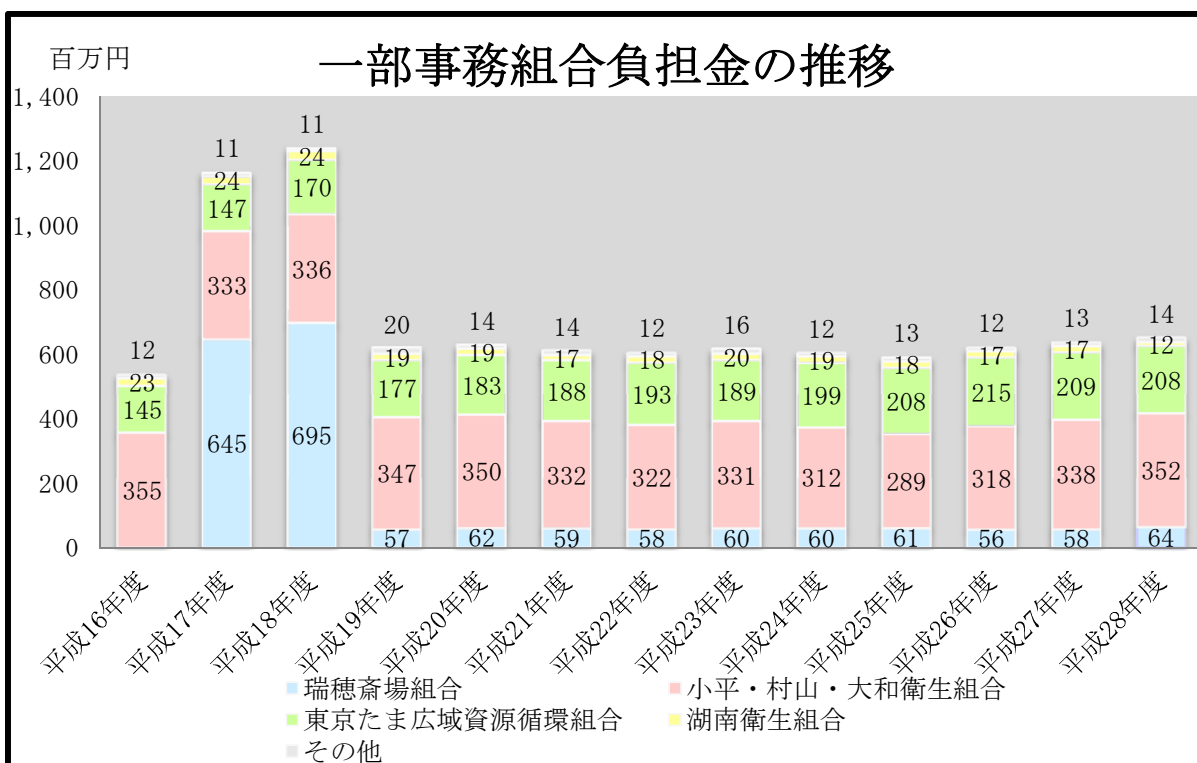
補助費等とは主に市が市内の団体などを補助するために交付する費用です。団体などへの補助金の他に瑞穂斎場組合など一部事務組合への負担金、報償費、自動車損害賠償責任保険料などが含まれます。

平成28年度の補助費等は、2,659,110千円で、公的病院等運営費補助金の増加により、平成27年度に対して8,271千円(0.3%)増額となりました。

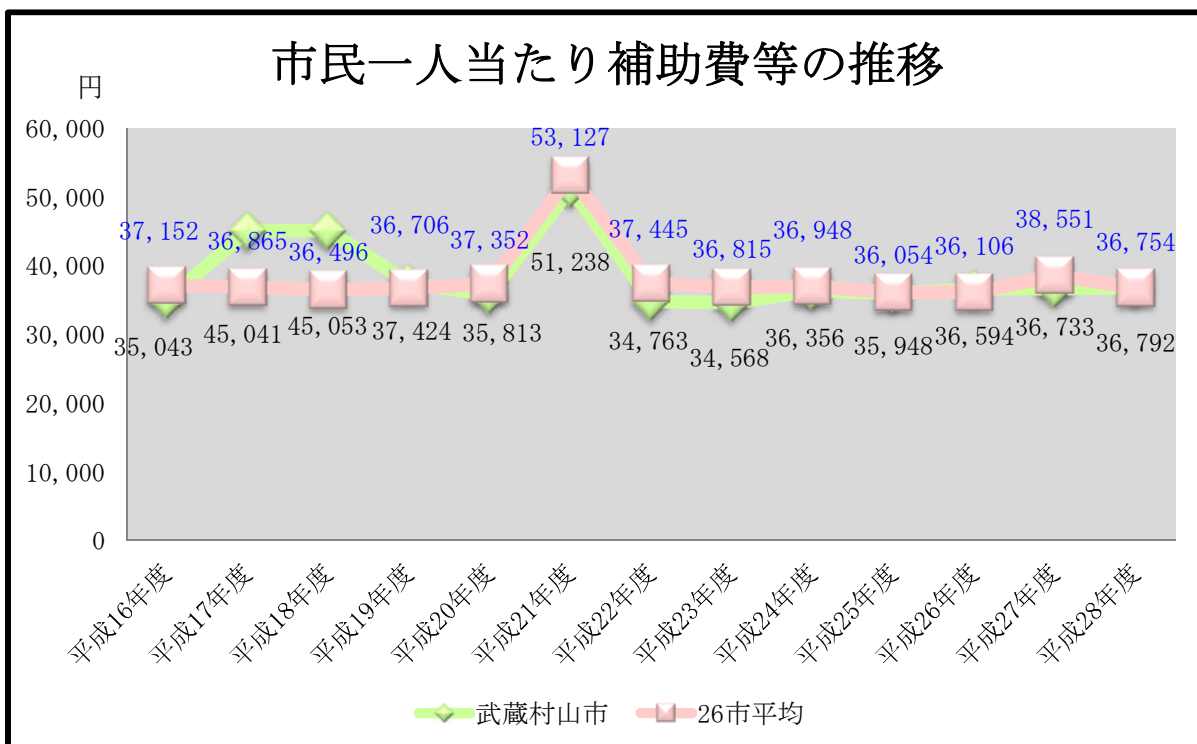
なお、平成20年度から平成21年度にかけて増加しているのは、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的とし、併せて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するため実施した定額給付金の増加によるものです。



※その他は、主に民間団体等に対する補助交付金などです。



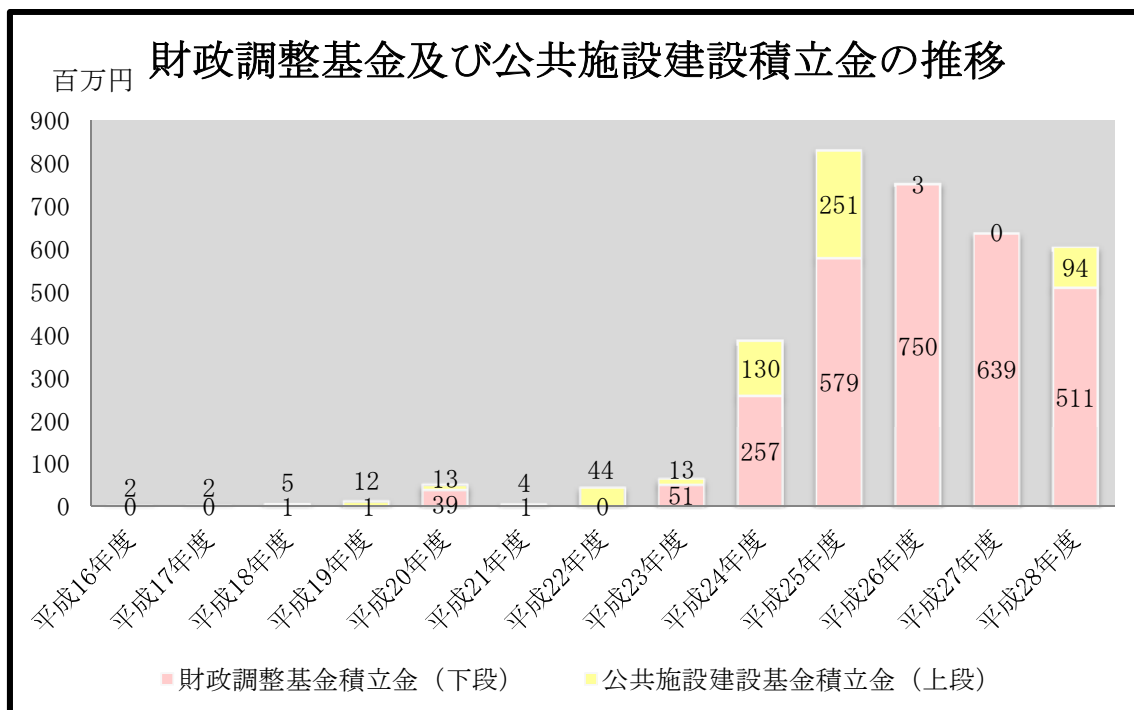
※その他は、東京市町村総合事務組合、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合及び東京都後期高齢者医療広域連合です。

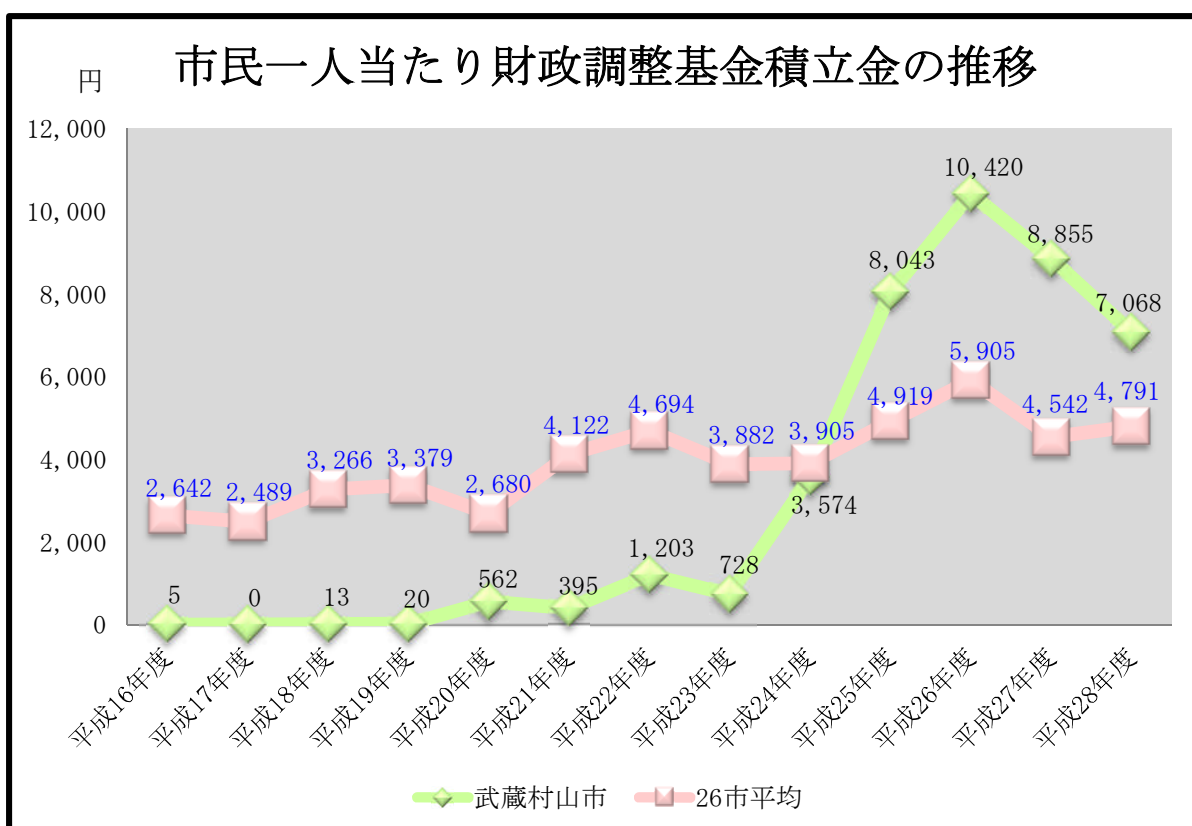
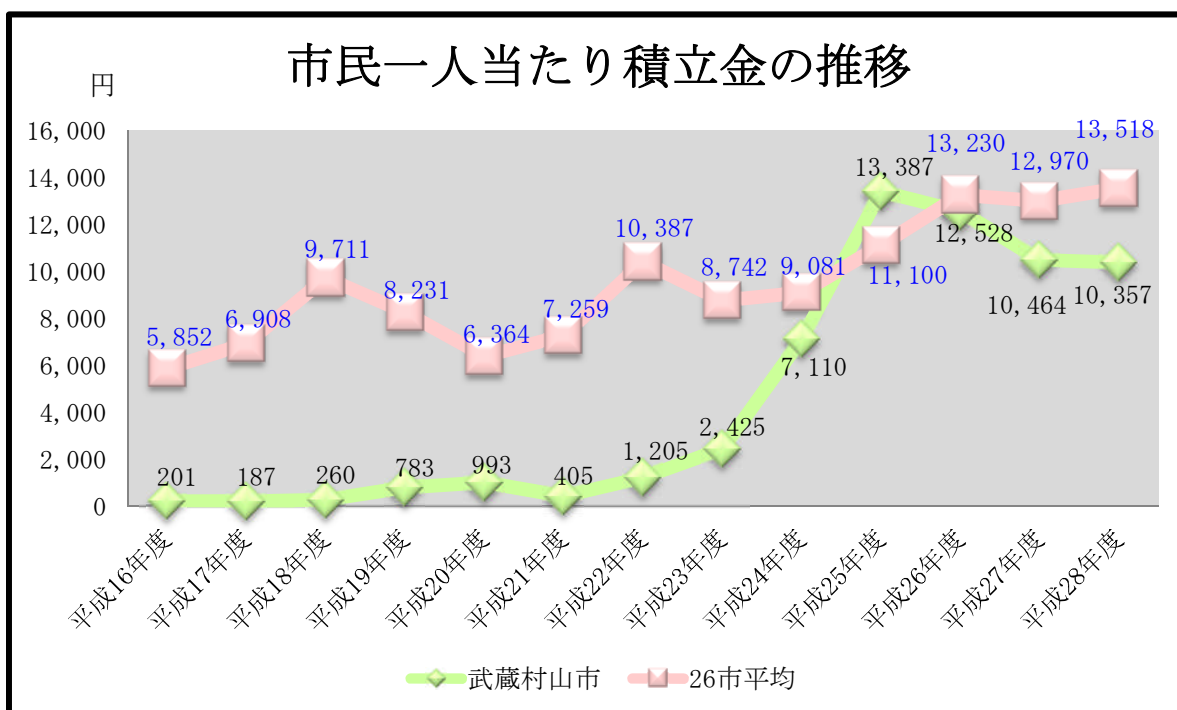


(7) 積立金の推移について

積立金とは財政調整基金や公共施設建設基金等の基金に積み立てるための費用のことをいいます。

平成28年度の積立金は、748,537千円で、多摩都市モノレール基金積立金等の増加があったものの、公共施設建設基金積立金及び土地開発基金積立金等の減少により、平成27年度に対して6,578千円(0.9%)減額となりました。





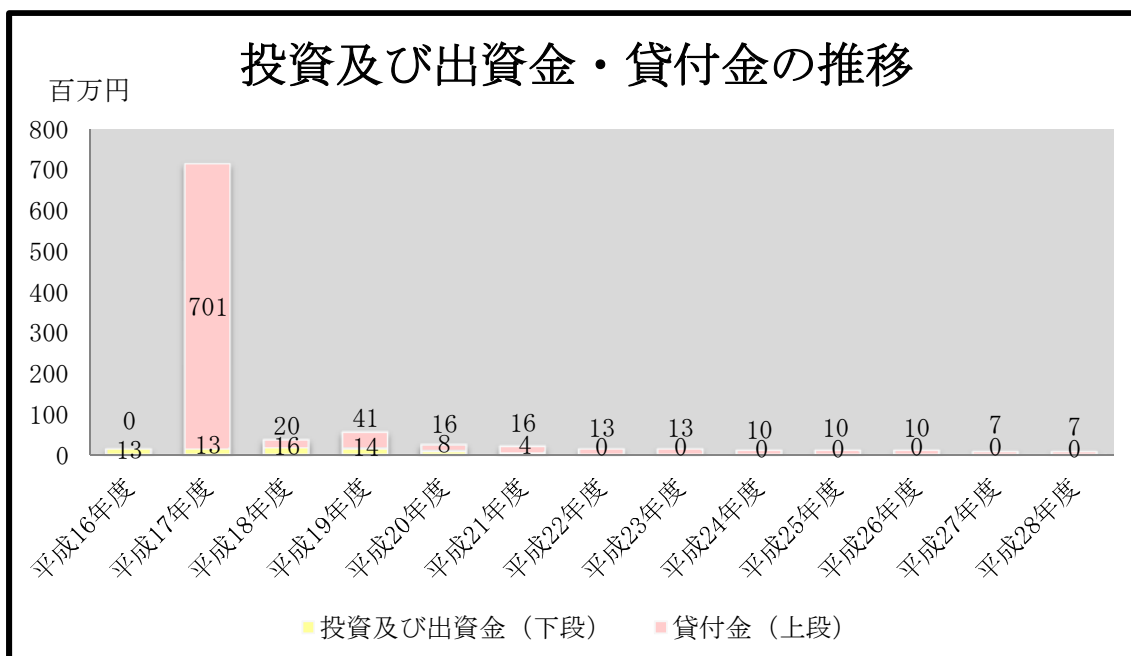
(8) 投資及び出資金・貸付金の推移について

投資及び出資金とは公益上の必要性などの見地から出資する経費、財団法人等への出捐金、昭和病院企業団負担金(投資及び出資金分)や地方公共団体金融機構への出資金などの費用です。

また、貸付金とは直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付を行う場合の経費で、私立幼稚園入園支度金貸付金などがあります。

平成28年度の投資及び出資金・貸付金は、7,000千円で、平成27年度と同額となりました。

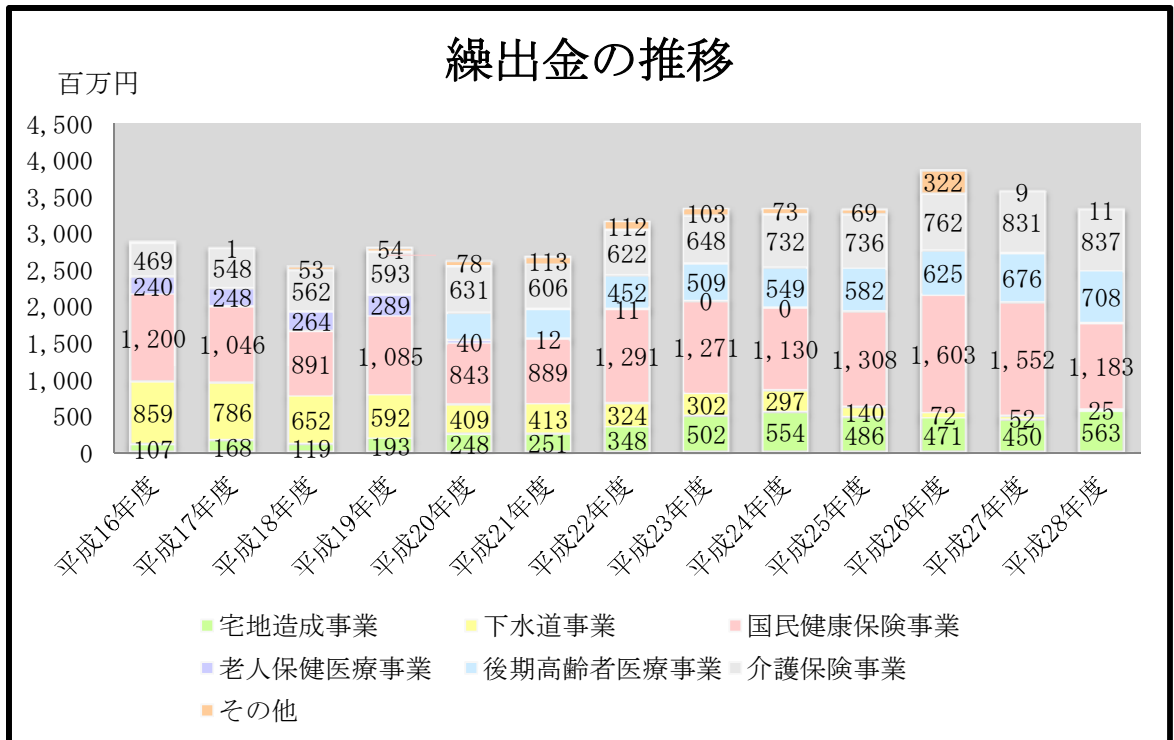
なお、平成16年度から平成17年度にかけて増加しているのは、武蔵村山病院地域総合整備資金貸付金の増加によるものです。



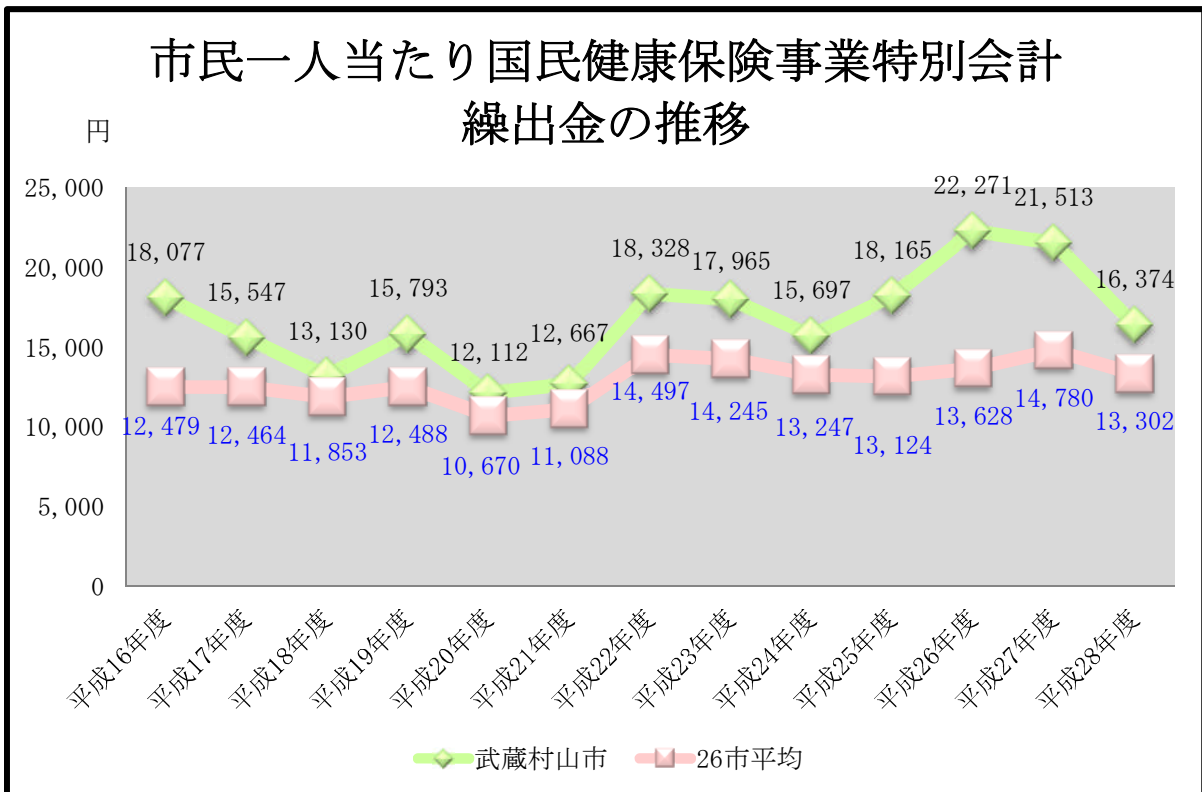
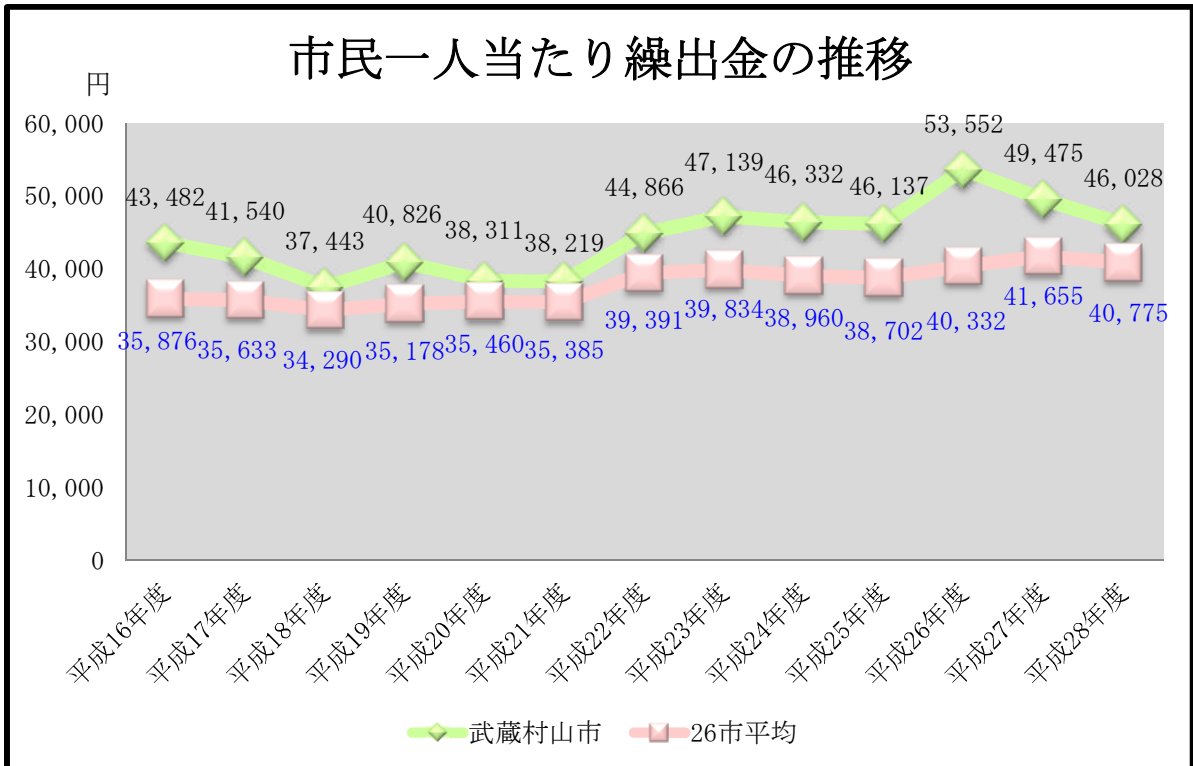
(9) 繰出金の推移について

繰出金とは一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される費用のことをいいます。また、定額運用基金（原資の運用をもって特定の事業を展開する基金）に積み立てる場合もここに含まれます。

平成28年度の繰出金は、3,326,678千円で、後期高齢者医療特別会計繰出金等の増加があったものの、国民健康保険事業特別会計繰出金の減少により、平成27年度に対して243,709千円（6.8%）減額となりました。



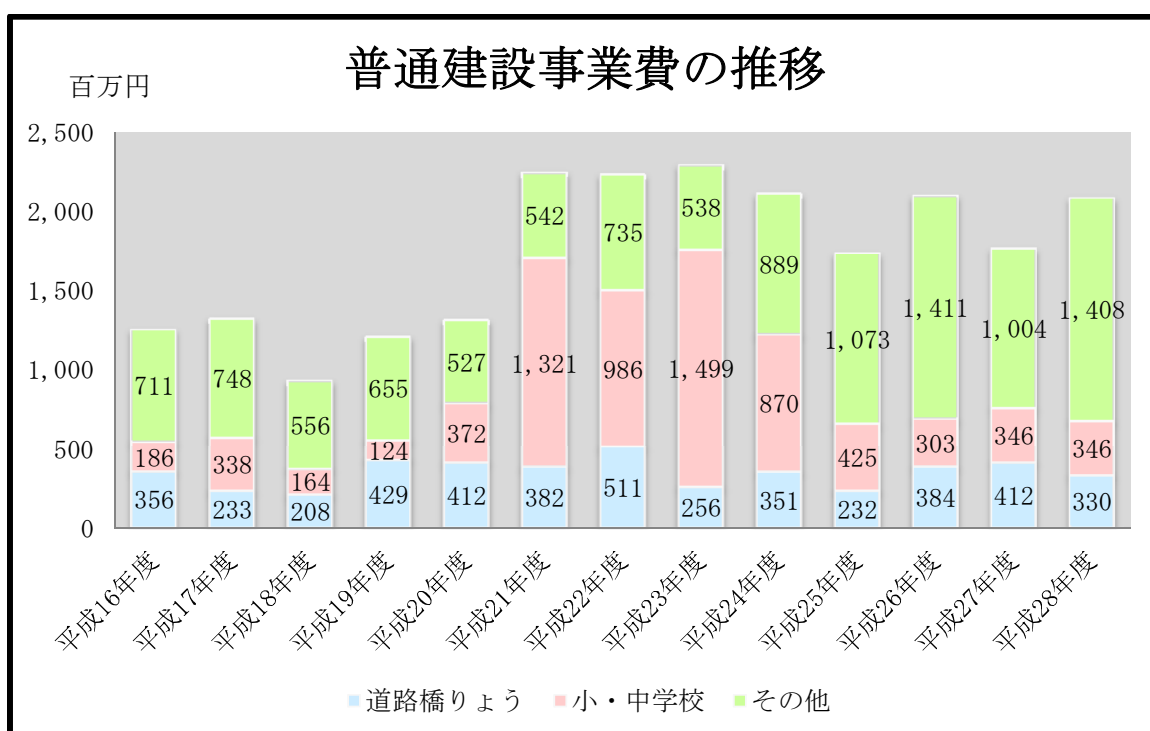
※その他は、介護サービス事業及び土地開発基金繰出金です。



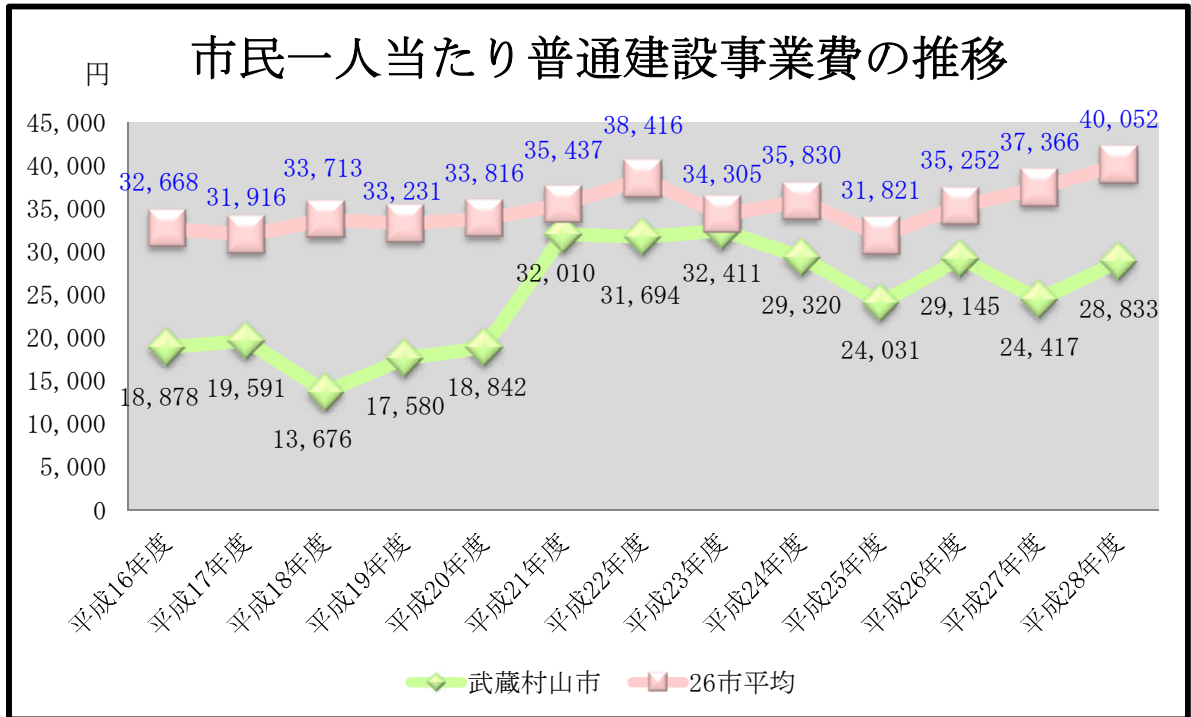
(10) 普通建設事業費の推移について

普通建設事業費とは道路の築造や施設の新築・改築などの建設事業に要する費用のことをいいます。工事請負費、工事監理委託料のほか、資本形成に関係する補助金や人件費などもここに含まれます。

平成28年度の普通建設事業費は、2,083,872千円で、都市核地区土地区画整理事業、第九小学校校舎窓枠等建具改修工事及び雷塚図書館空調設備改修工事等の増加により、平成27年度に対して321,793千円（18.3%）増額となりました。



※その他は、主に区画整理や公園などです。



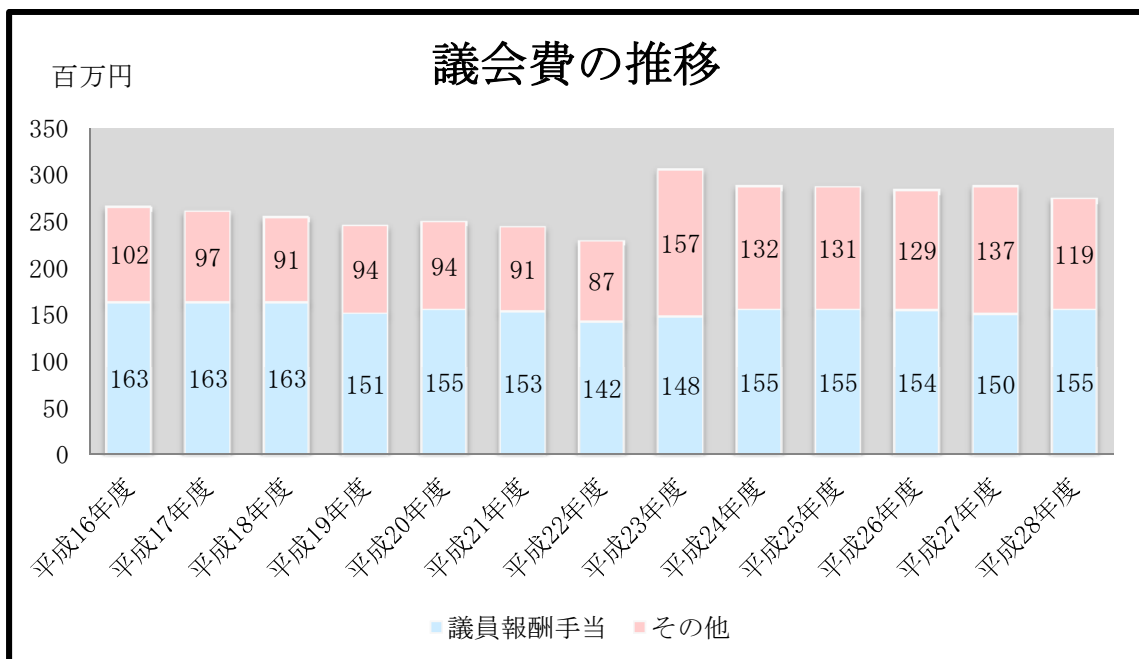
5 目的別歳出について

目的別歳出とは、市の経費をその行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等に分類したもので、予算及び決算における款の区分を基準としたものです。

(1) 議会費の推移について

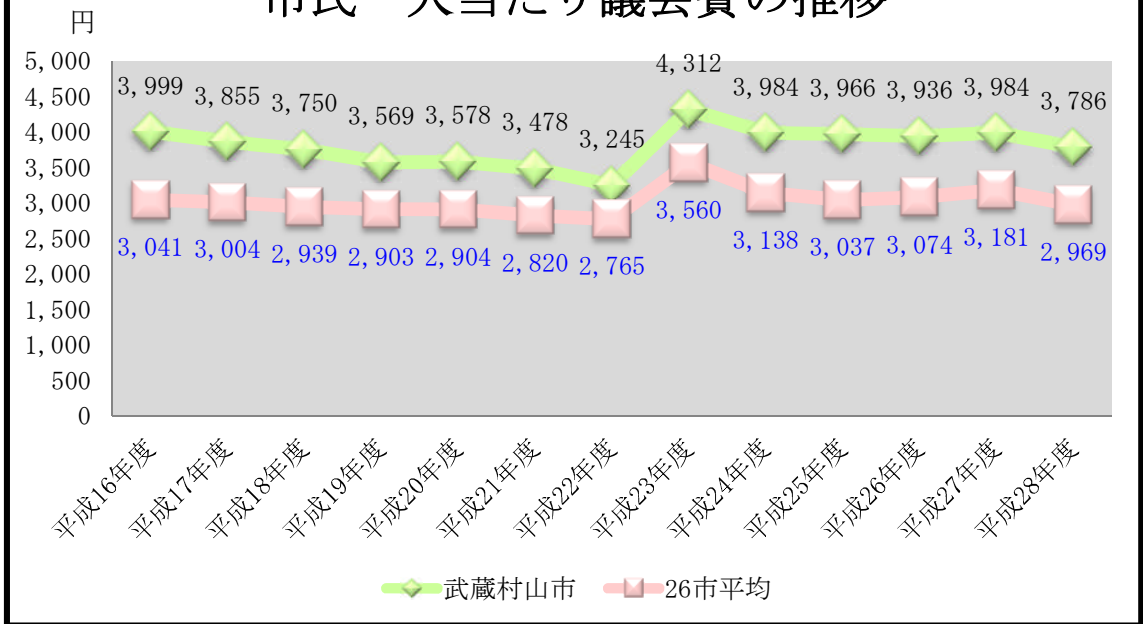
議会費とは議会の活動に要する経費をいいます。主なものとして、市議会議員報酬手当、市議会議員の政務活動費などがあります。

平成28年度の議会費は、273,668千円で、議員共済会給付費負担金等の減少により、平成27年度に対して13,822千円(4.8%)減額となりました。



※その他は、主に議会事務局に従事する一般職員給料や議員共済会給付費負担金などです。

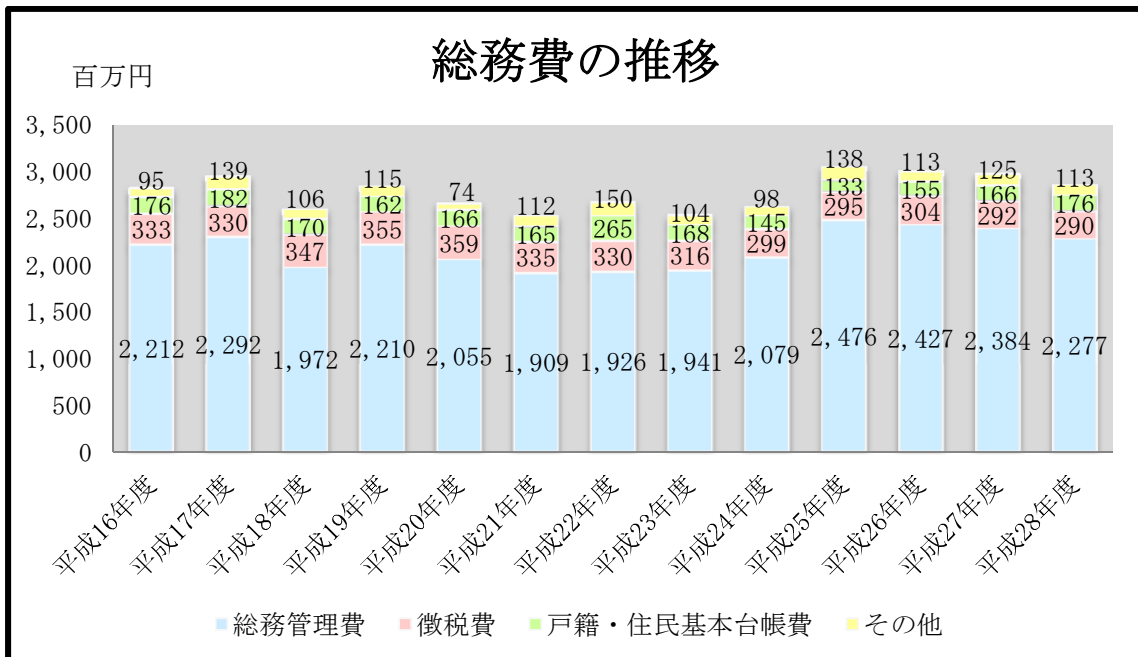
市民一人当たり議会費の推移



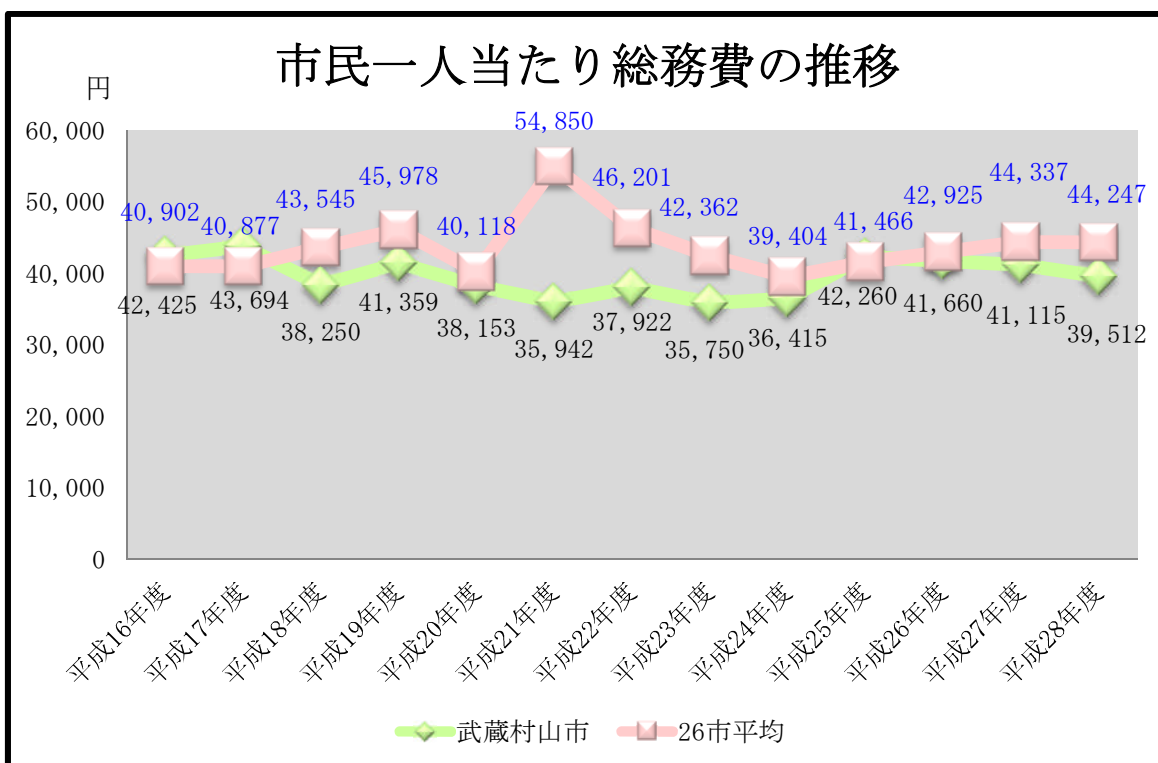
(2) 総務費の推移について

総務費とは人事、企画、財政、徴税、戸籍、選挙、統計など、他部門に分類されない事業に要する経費のことをいいます。主なものとして、市役所庁舎維持管理経費、住民基本台帳事務経費などがあります。

平成28年度の総務費は、2,855,705千円で、財政調整基金積立金、基幹系システム構築委託料等の減少により、平成27年度に対して111,348千円(3.8%)減額となりました。



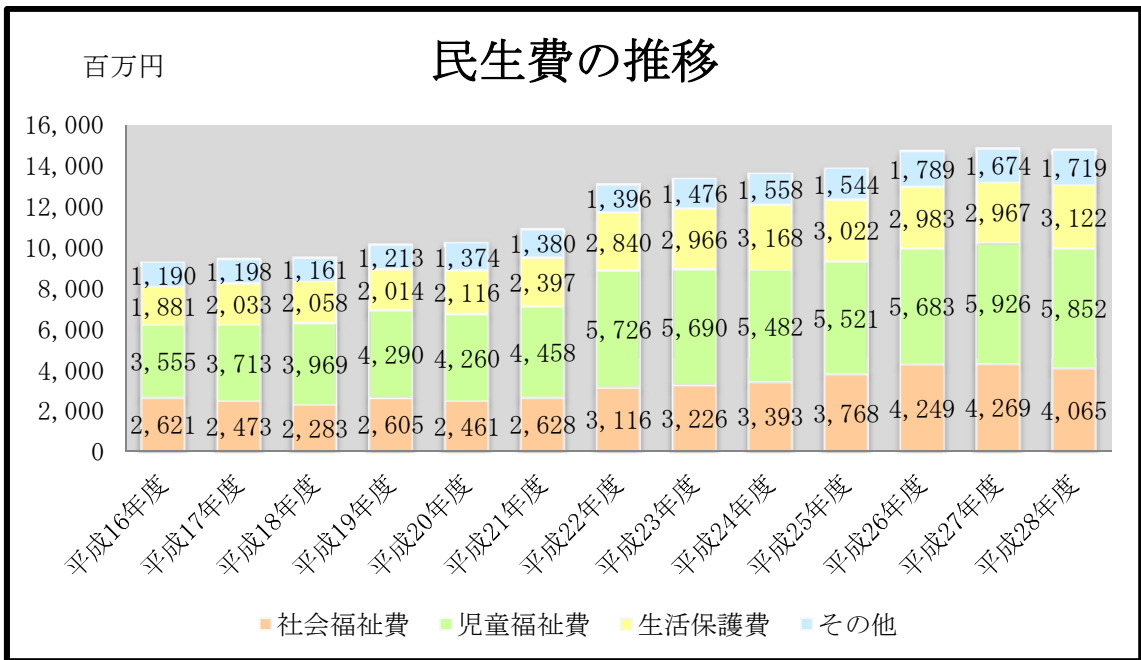
※その他は、主に選挙費や統計調査費などです。



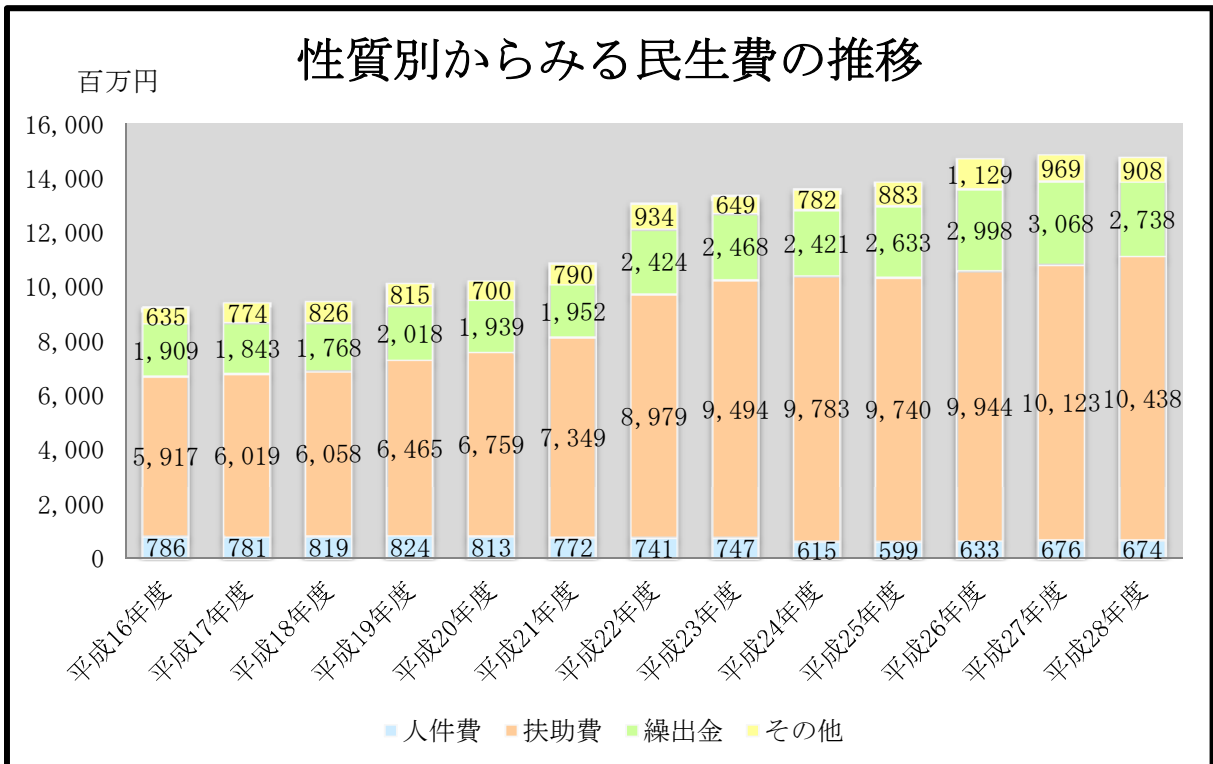
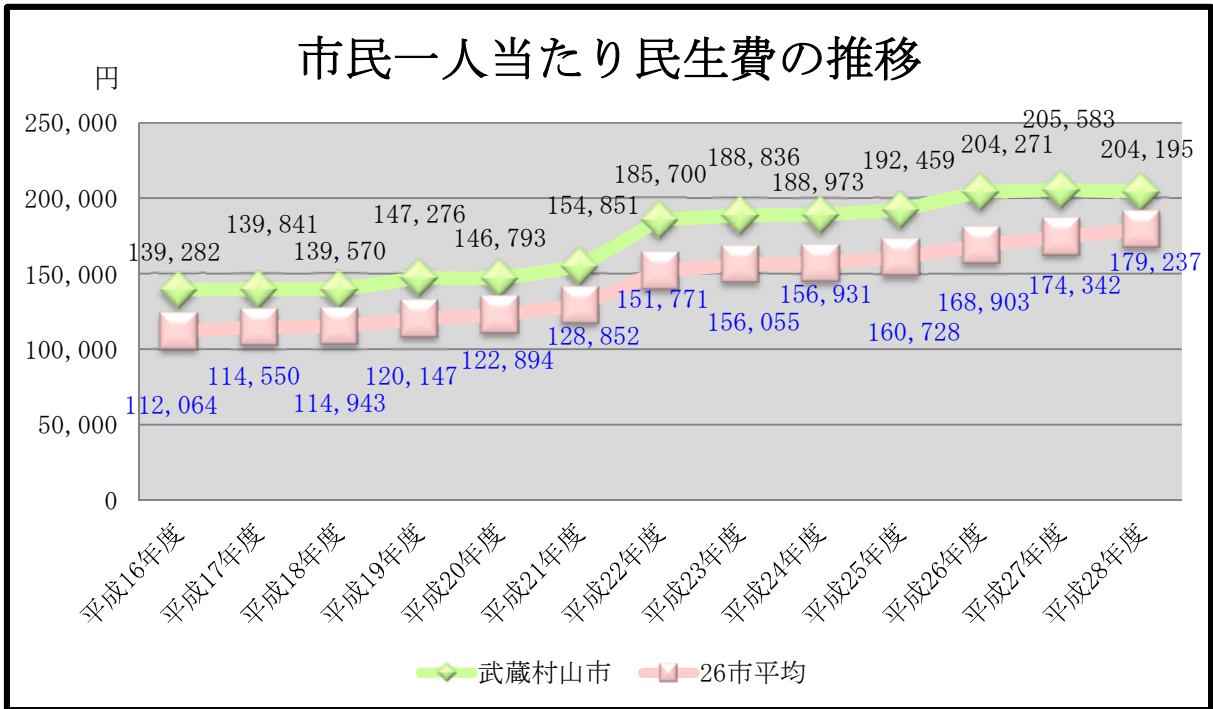
(3) 民生費の推移について

民生費とは障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金などの事業に要する経費のことをいいます。国民健康保険事業特別会計や後期高齢者医療特別会計への支出も含まれます。

平成28年度の民生費は14,758,188千円で、国民健康保険事業特別会計繰出金、臨時福祉給付金等の減少により、平成27年度に対し77,710千円(0.5%)減額となりました。



※その他は、老人福祉費及び災害救助費です。



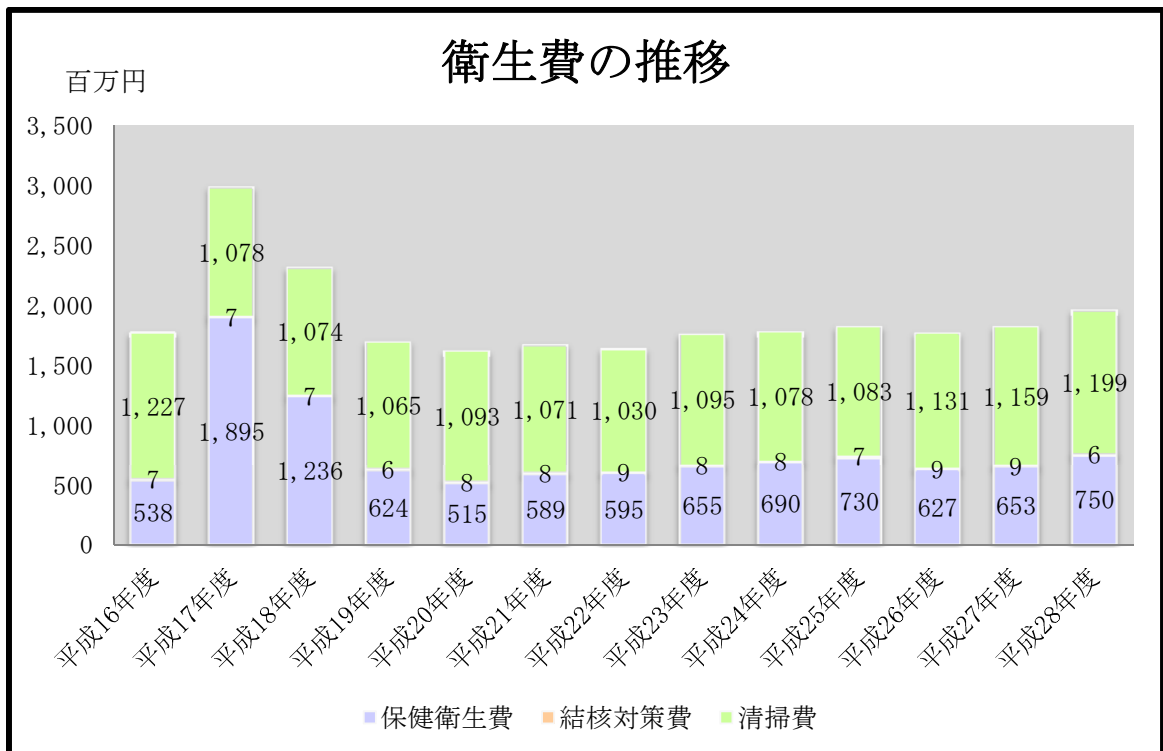
※その他は、主に物件費や補助費等などです。

(4) 衛生費の推移について

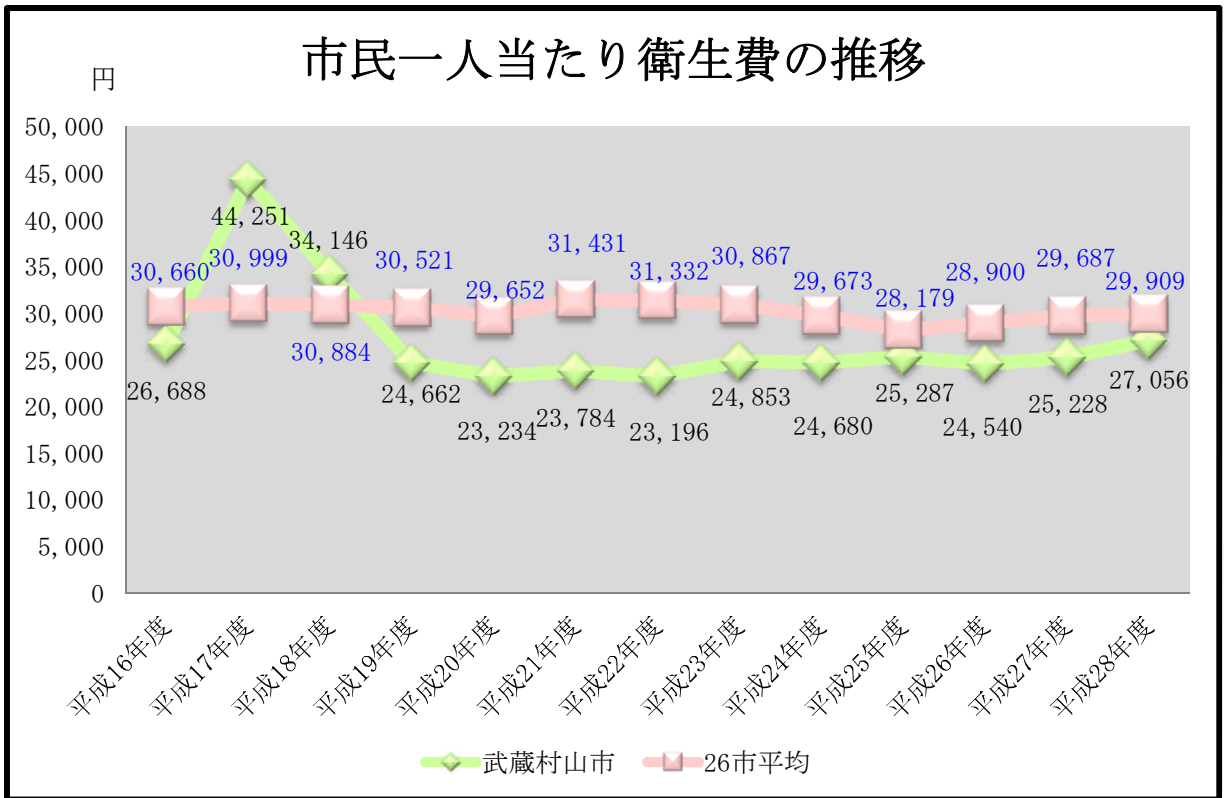
衛生費とは成人・老人保健、母子保健、廃棄物処理、公害対策などの事業に要する経費のことをいいます。小平・村山・大和衛生組合や瑞穂斎場組合等への負担金も含まれます。

平成28年度の衛生費は、1,955,454千円で、昭和病院企業団負担金、公的病院等運営費補助金等の増加により、平成27年度に対して134,898千円(7.4%)増額となりました。

なお、平成16年度から平成17年度にかけて増加しているのは、平成17年10月1日から瑞穂斎場組合に加入したことにより、施設整備に係る負担金が増額となったことによるものです。



市民一人当たり衛生費の推移

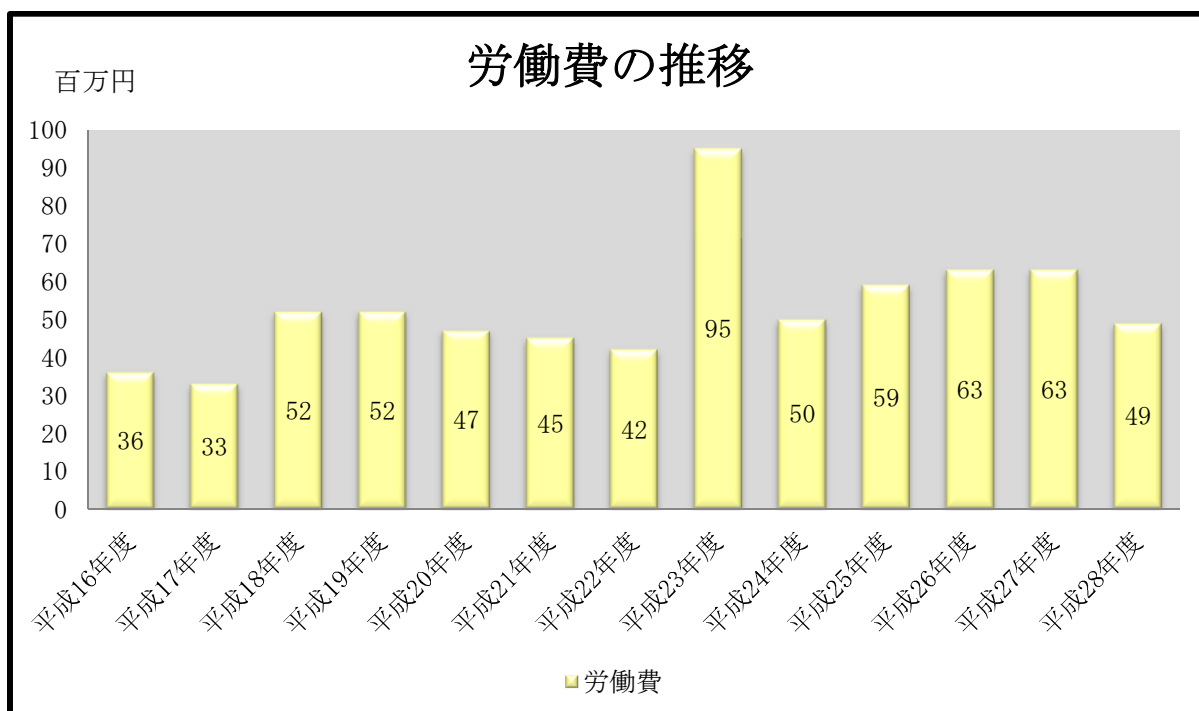


(5) 労働費の推移について

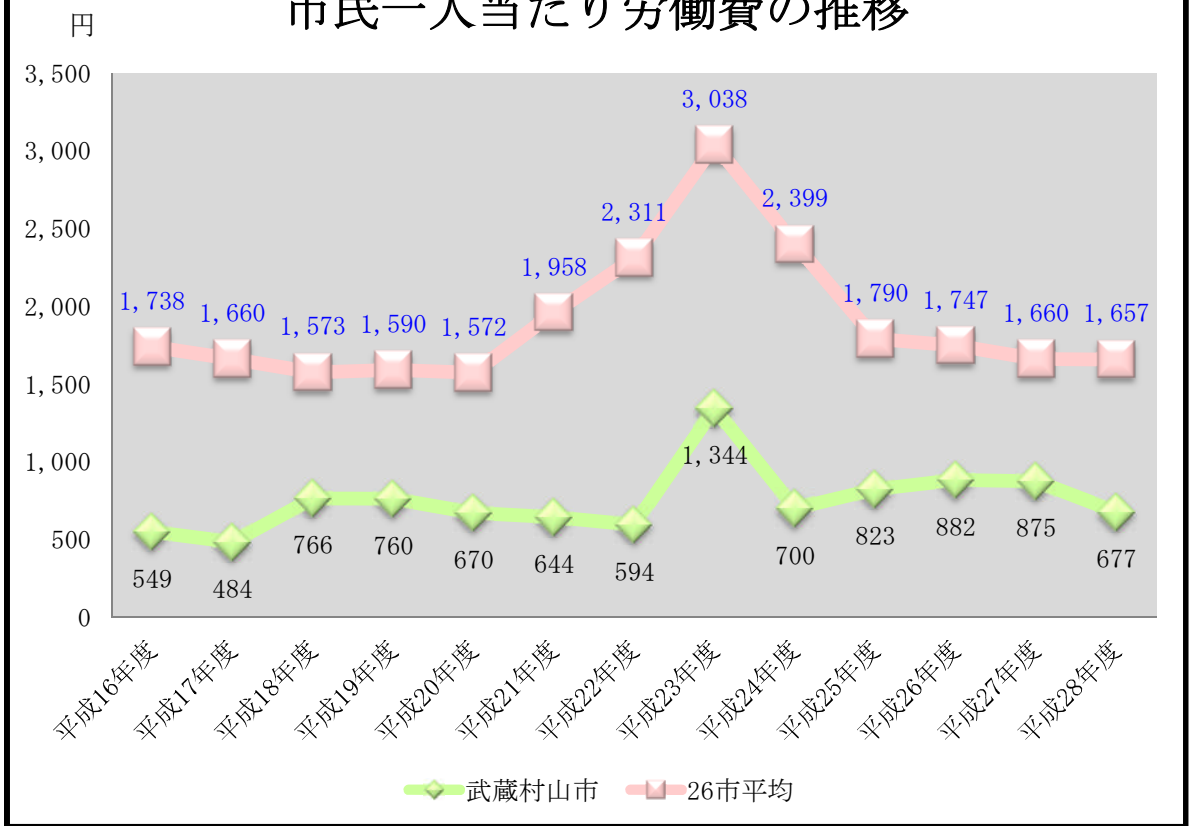
労働費とは労働者福祉の事業に要する経費のことをいいます。主なものにシルバー人材センターへの補助金・貸付金などがあります。

平成28年度の労働費は、48,914千円で、緊急雇用関連経費等の減少により、平成27年度に対して14,204千円（22.5%）減額となりました。

なお、平成23年度が大幅に増加しているのは、国の緊急雇用創出事業の拡充に伴い、実施した交通安全施設台帳等作製委託料等の増加によるものです。



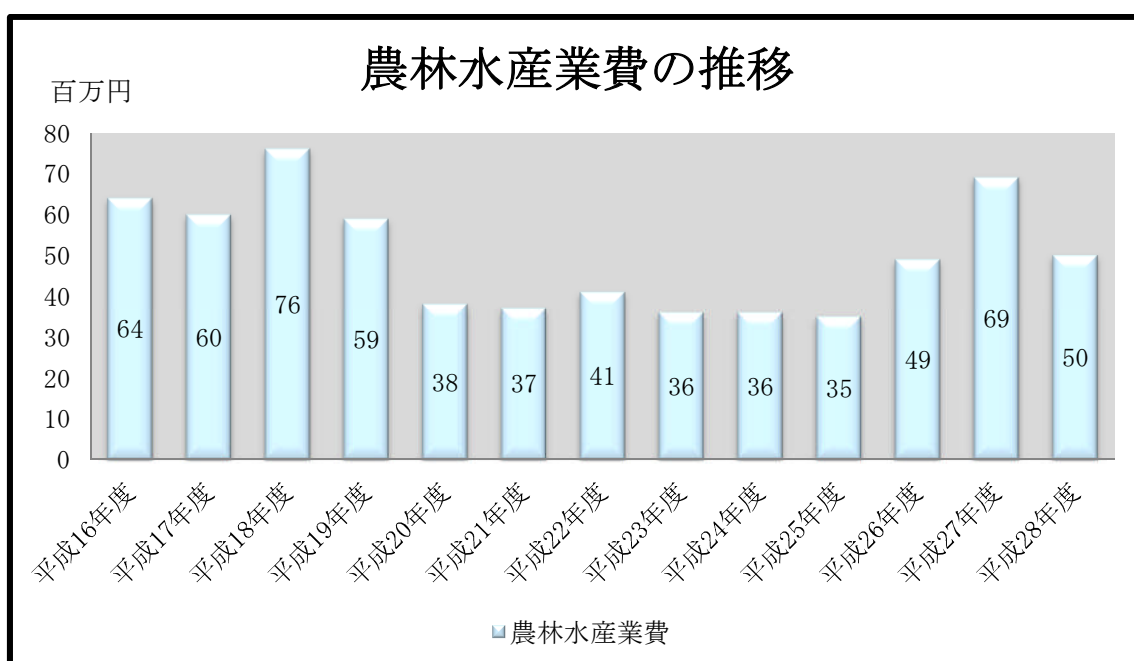
市民一人当たり労働費の推移

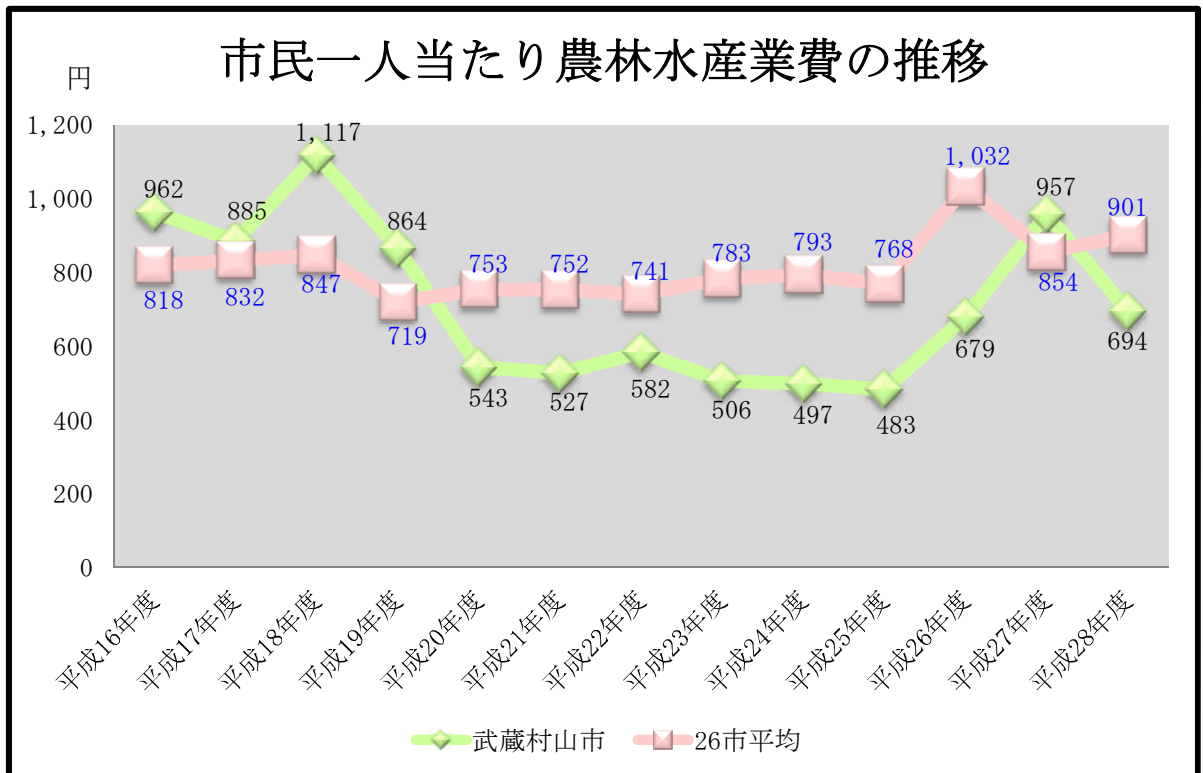


(6) 農林水産業費の推移について

農林水産業費は農業委員会の運営や農林水産業振興の事業に要する経費のことをいいます。主なものに農業まつりへの補助金や農産物品評会に係る経費などがあります。

平成28年度の農林水産業費は、50,182千円で、都市農地保全支援プロジェクト事業補助金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金等の減少があったため、平成27年度に対して18,891千円(27.3%)減額となりました。



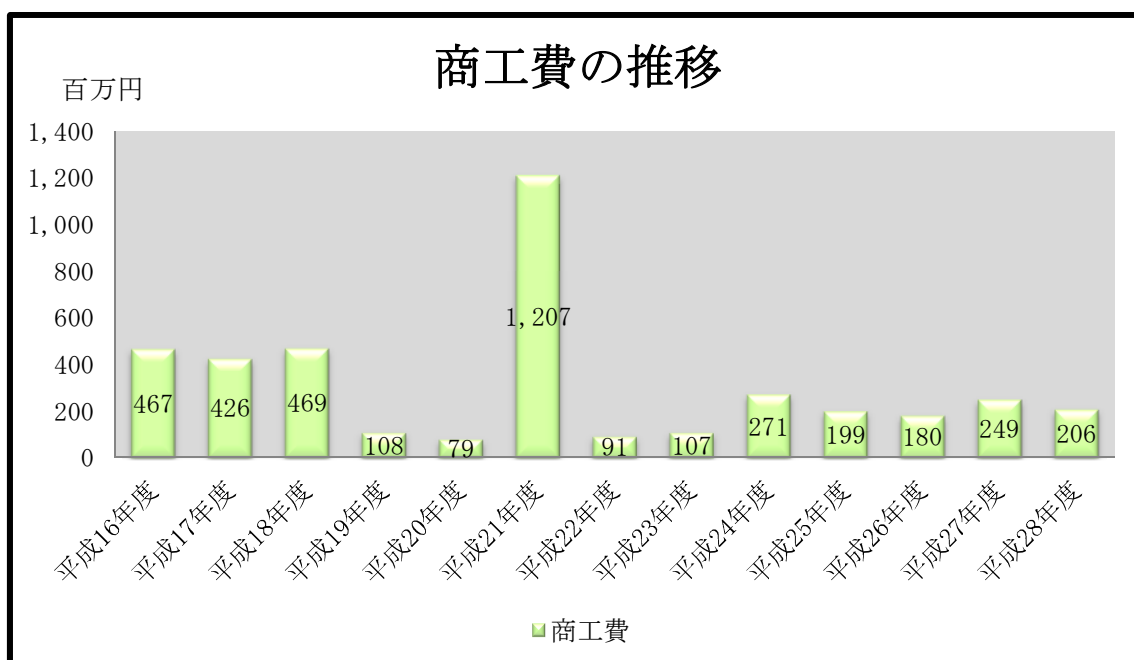


(7) 商工費の推移について

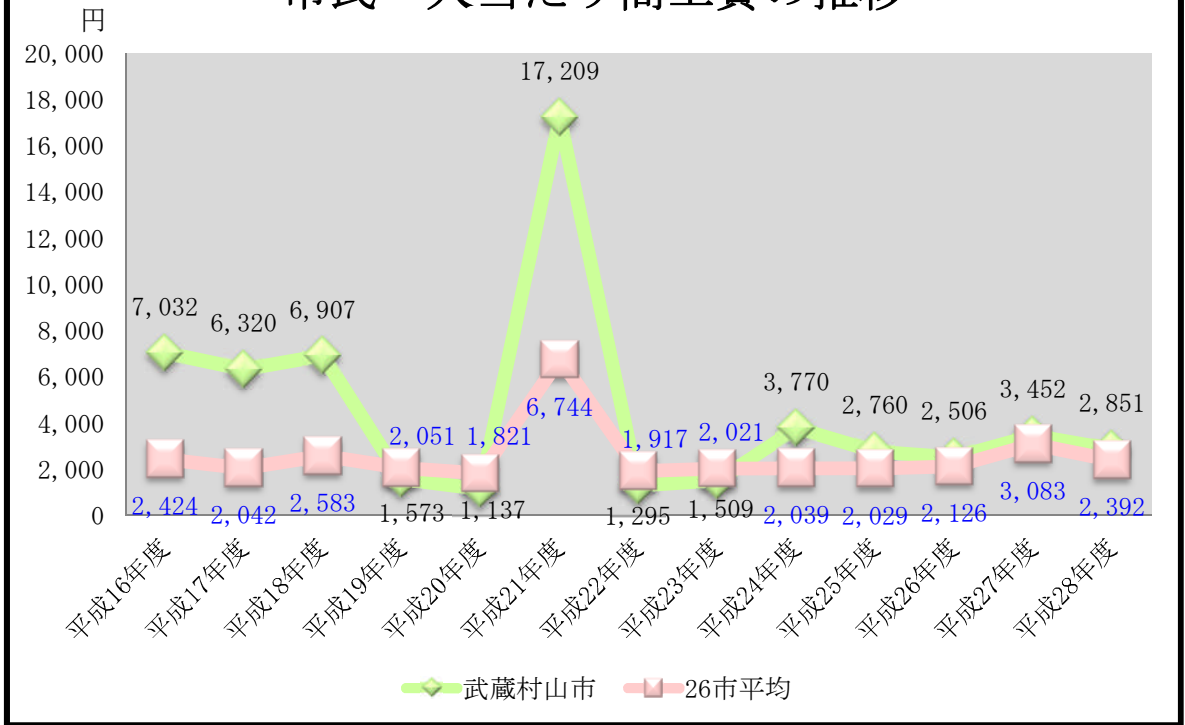
商工費とは商工業振興、観光振興などの事業に要する経費のことをいいます。主なものに温泉施設かたくりの湯の維持管理に係る経費及び情報館えのきに係る運営経費などがあります。

平成28年度の商工費は206,066千円で、プレミアム付商品券発行事業補助金等の減少により、平成27年度に対して43,042千円（17.3%）減額となりました。

なお、平成21年度が大幅に増加しているのは、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的とし、併せて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するため実施した定額給付金の増加によるものです。



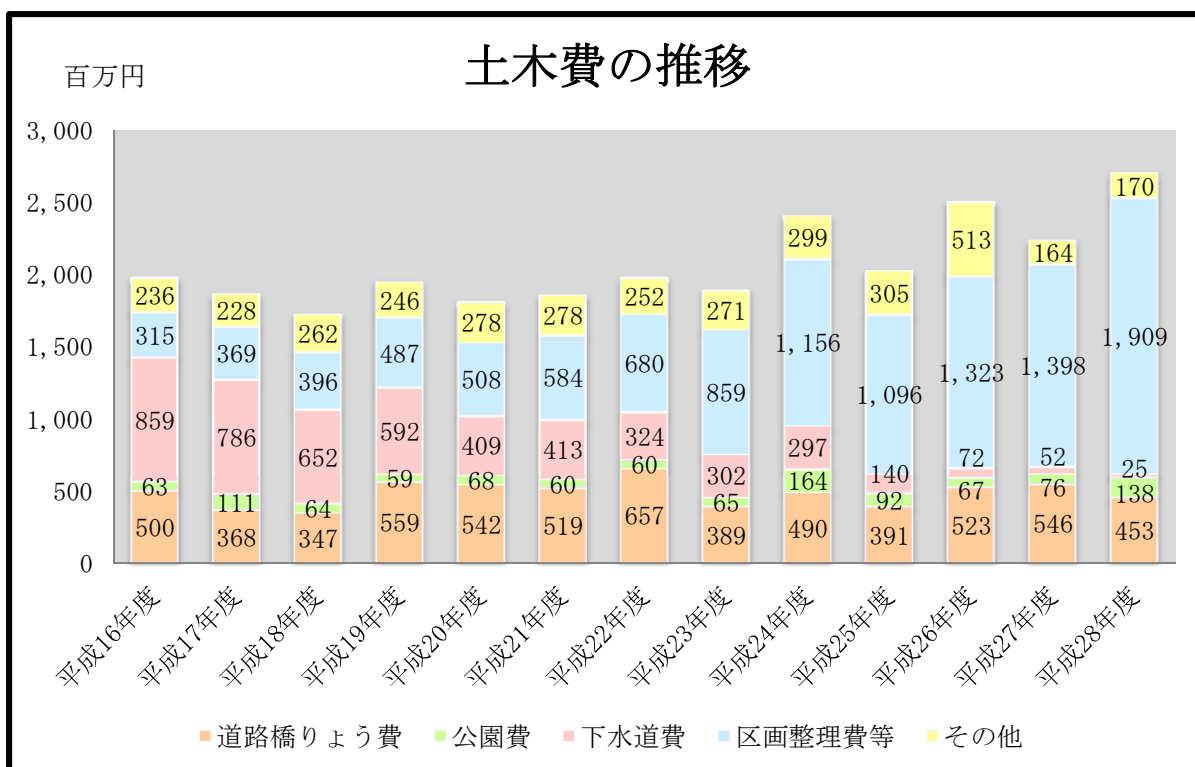
市民一人当たり商工費の推移



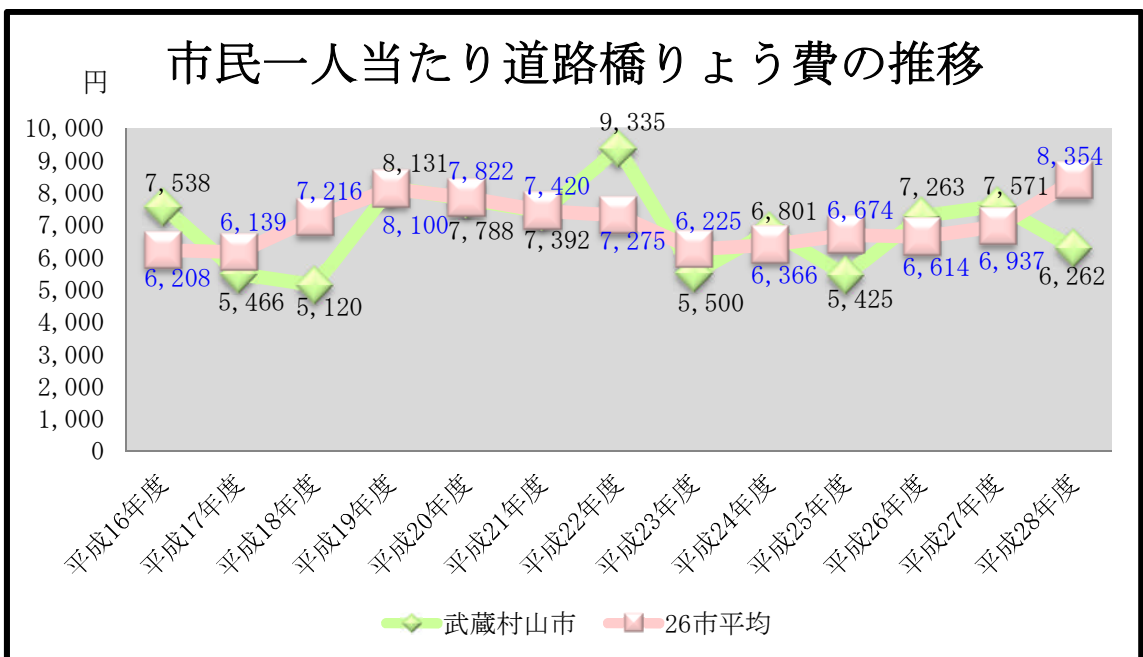
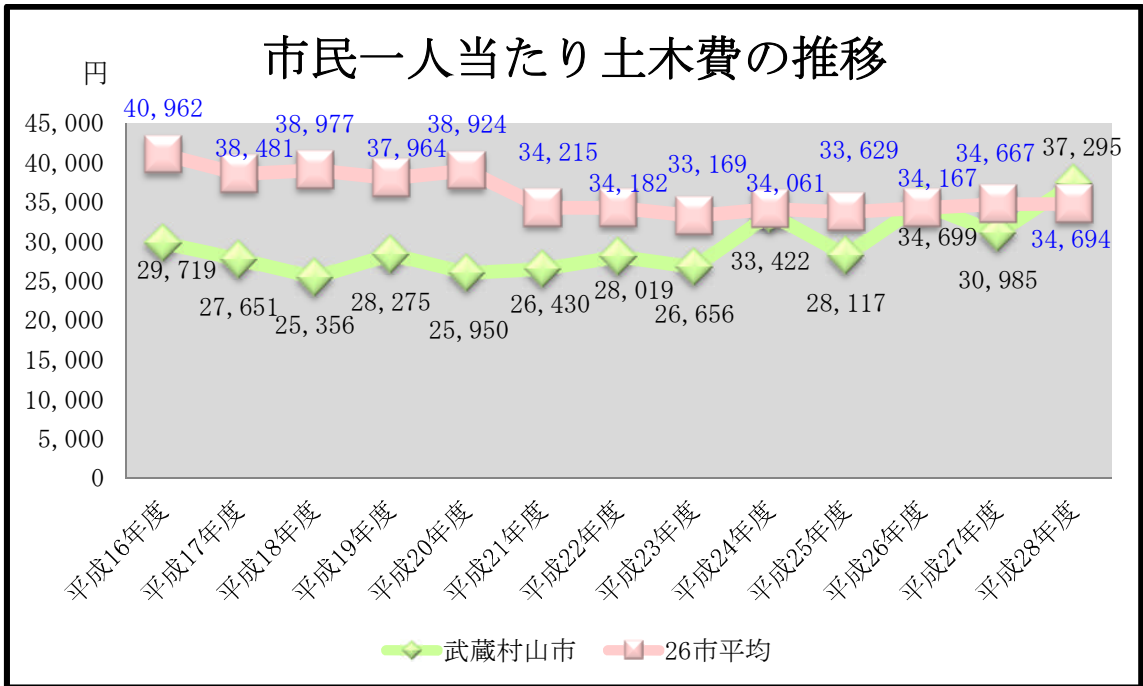
(8) 土木費の推移について

土木費とは道路、公園や都市計画、市営住宅などの事業に要する経費のことをいいます。下水道事業特別会計や都市核地区土地区画整理事業特別会計への支出も含まれます。

平成 28 年度の土木費は、2,695,494 千円で、都市核地区土地区画整理事業等の増加により、平成 27 年度に対して 459,489 千円 (20.5%) 増額となりました。



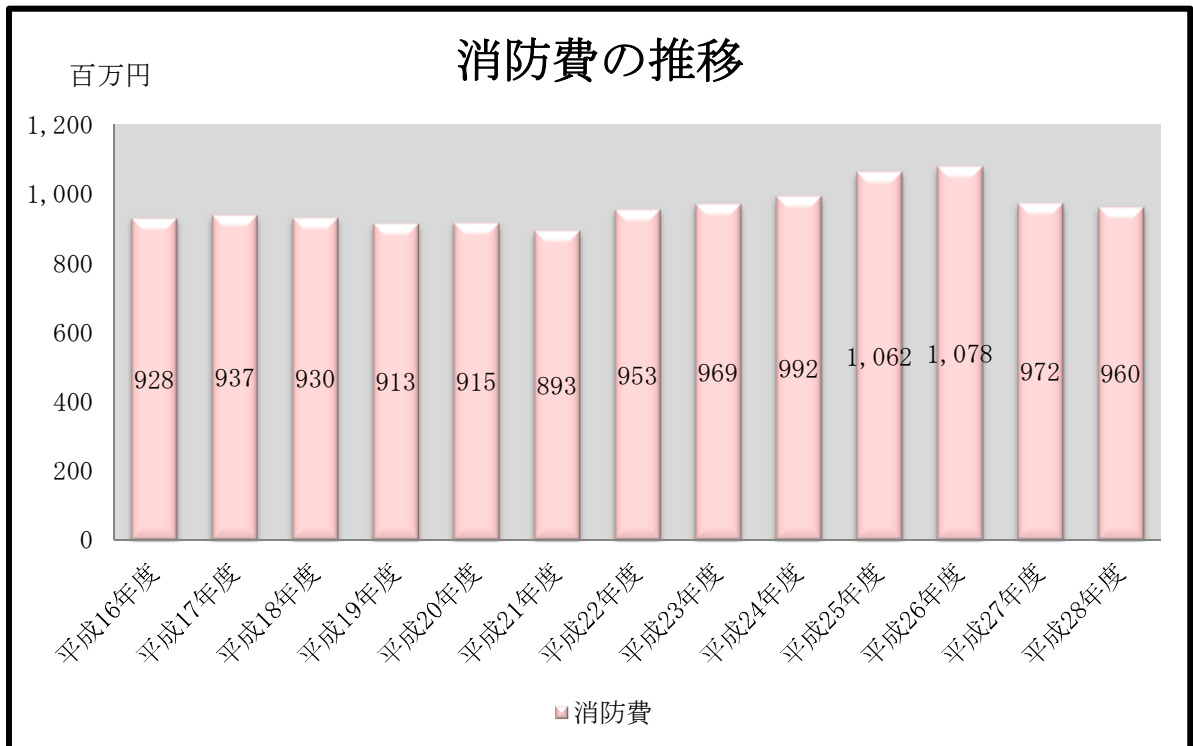
※その他は、主に河川費や住宅費などです。



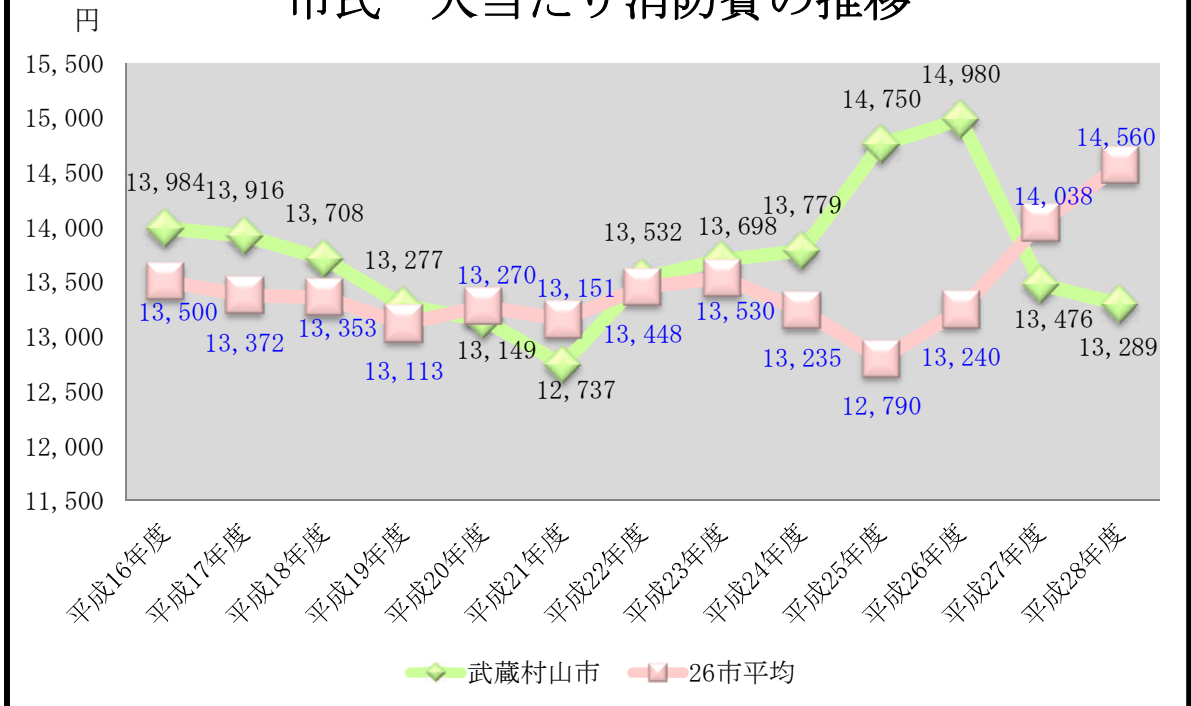
(9) 消防費の推移について

消防費とは火災、防災、国民保護法などの事業に要する経費のことをいいます。主なものに消防団運営経費や防災行政無線経費などがあります。

平成28年度の消防費は960,455千円で、消防ポンプ自動車購入事業、消火栓管理費負担金等の減少により、平成27年度に対して12,027千円(1.2%)減額となりました。



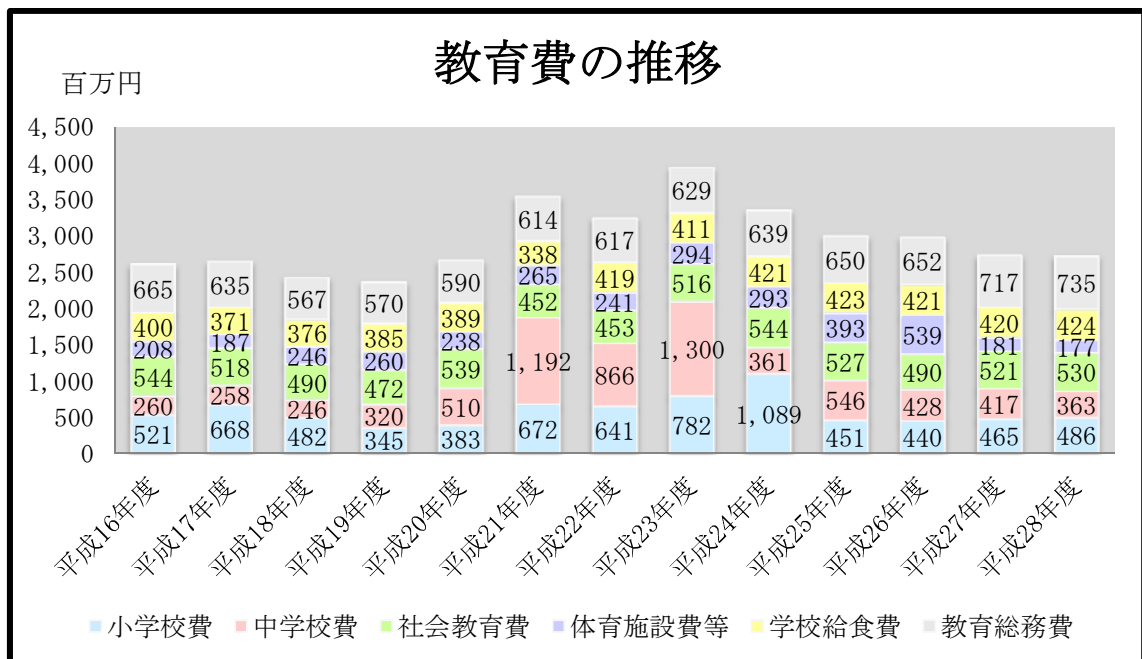
市民一人当たり消防費の推移

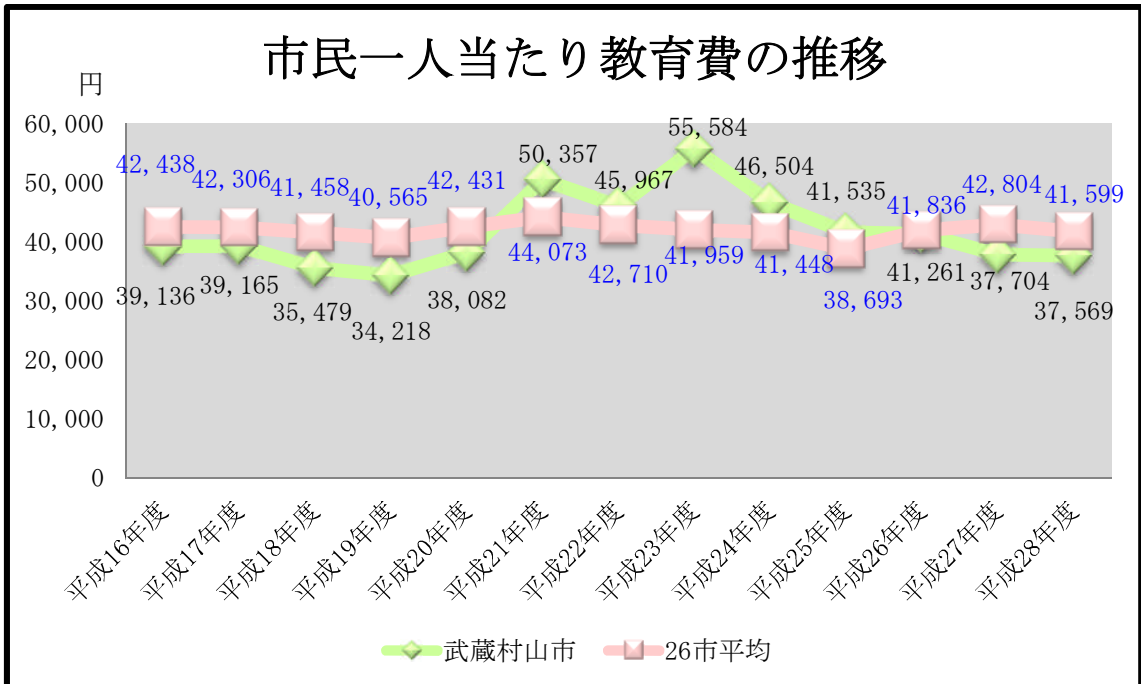
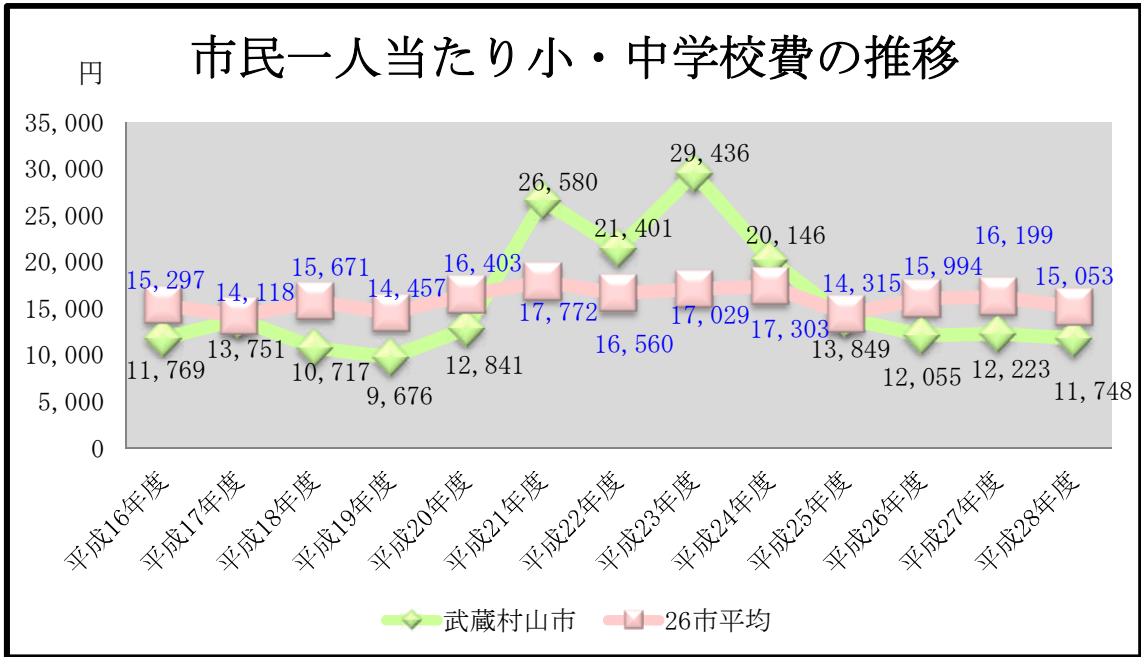


(10) 教育費の推移について

教育費とは学校教育、生涯学習、スポーツ振興などの事業に要する経費のことをいいます。主なものに小・中学校運営経費や市民会館、図書館、歴史民俗資料館維持管理経費などがあります。

平成28年度の教育費は、2,715,266千円で、第五中学校武道場新設事業及び歴史民俗資料館分館新設事業等の減少により、平成27年度に対して5,616千円(0.2%)減額となりました。



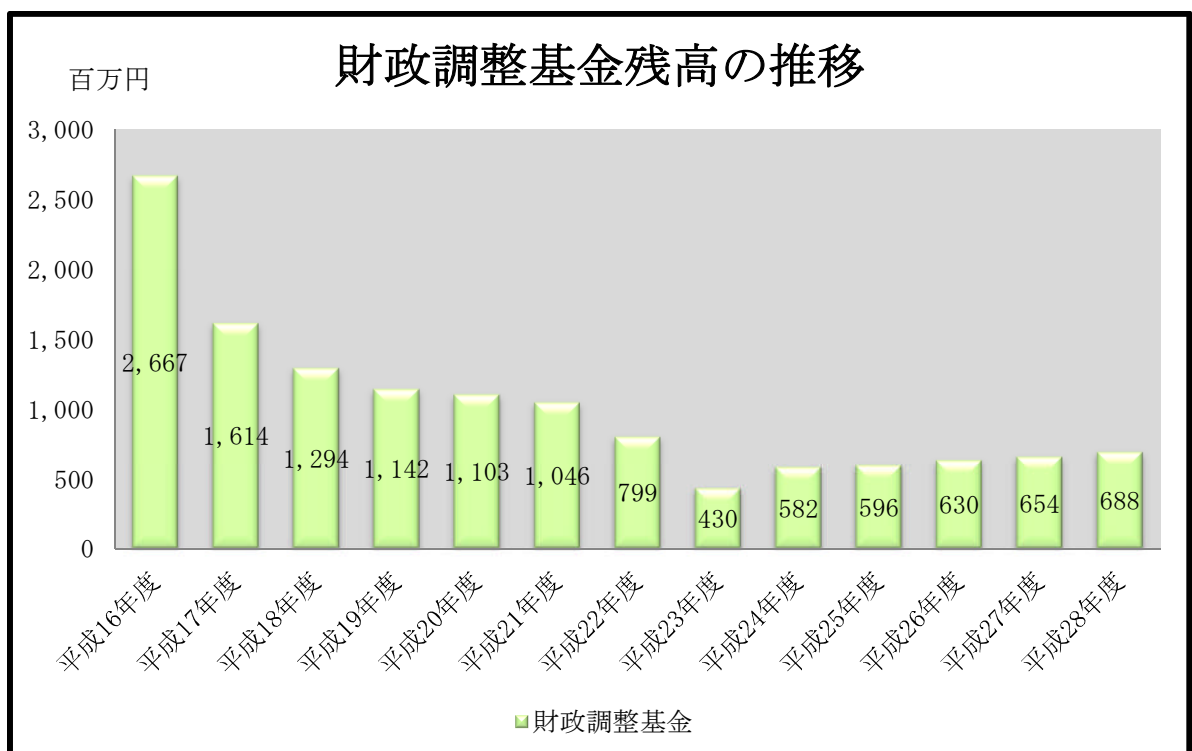


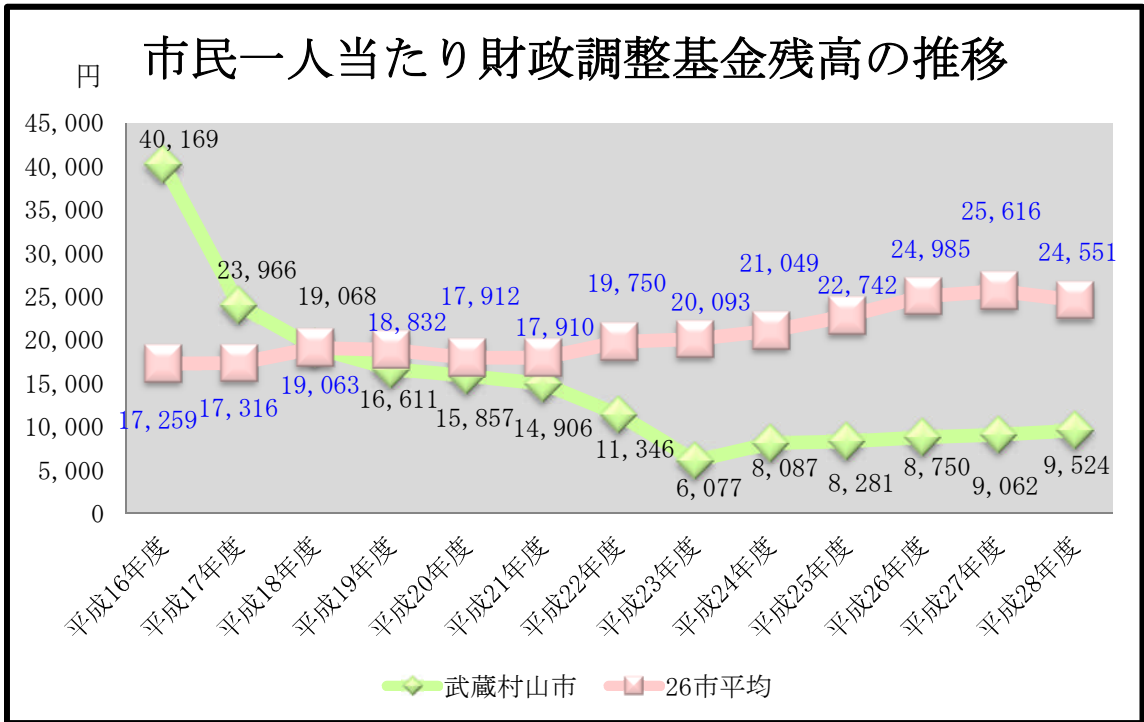
6 基金について

(1) 財政調整基金の推移について

財政調整基金とは経済の不況などによる大幅な税収の減少又は扶助費などの義務的経費の財源として充てるべき経費に不足が生じるなど、予期しない歳入減少や歳出増加の不均衡を財源調整するための基金です。

平成28年度末の財政調整基金残高は688,343千円で、平成27年度に対して34,357千円(5.3%)増額となりました。

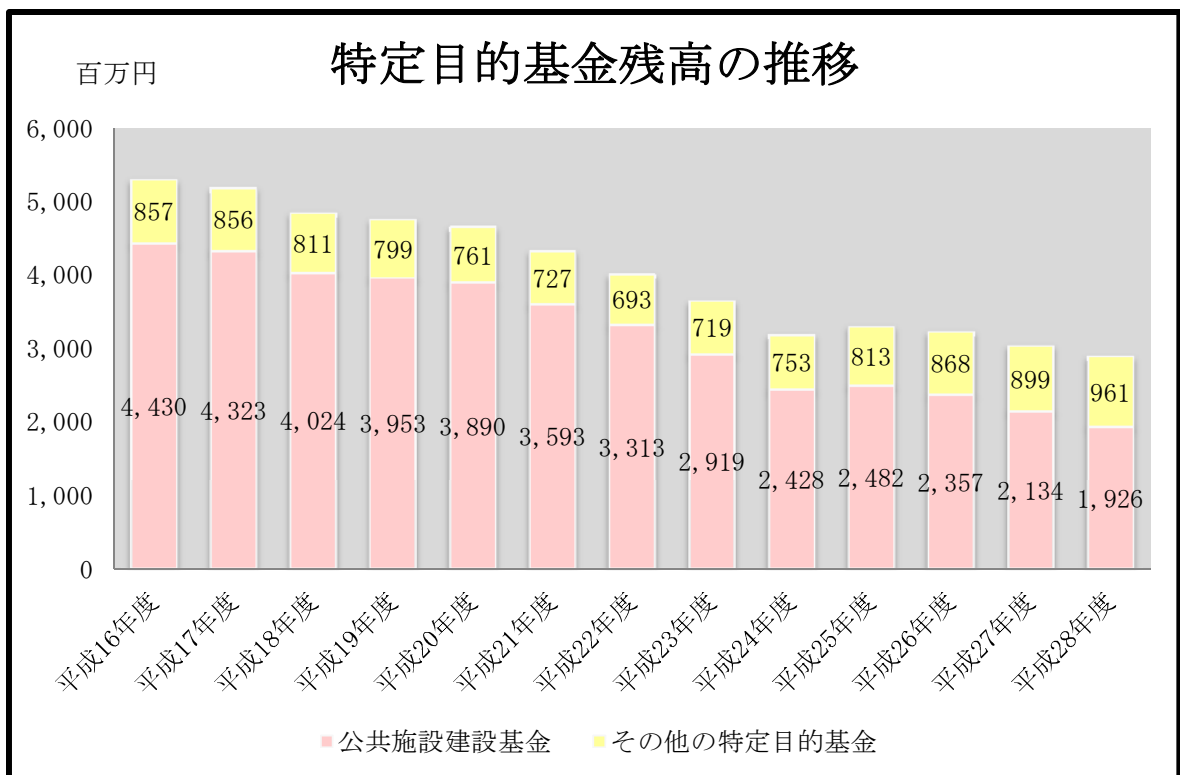




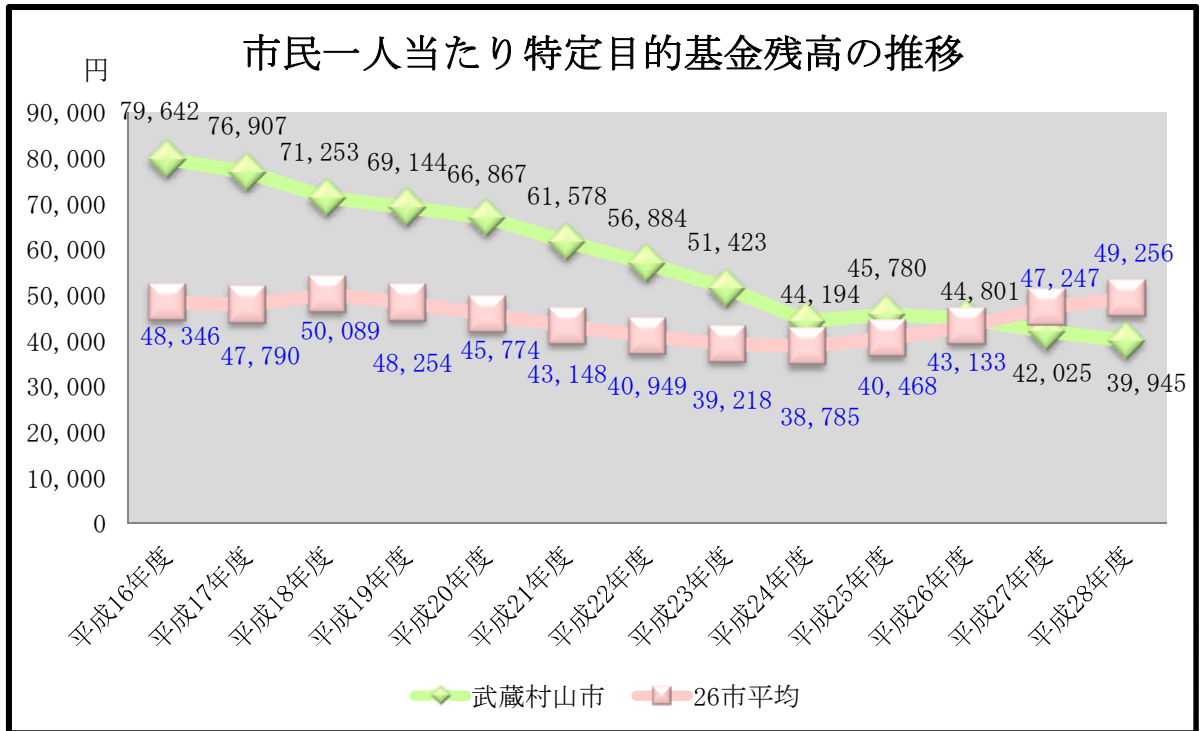
(2) 特定目的基金の推移について

特定目的基金とは公共施設建設基金のように公共施設の新設・増築・改築などの事業に要する経費の財源として積み立てるなど、特定の目的のために積み立てる基金のことをいいます。公共施設建設基金のほかに庁舎等用地取得基金、みどりの基金及び多摩都市モノレール基金などがあります。

平成28年度末の特定目的基金残高は、2,887,029千円で、公共施設建設基金を都市核地区土地区画整理事業等に取り崩したことなどにより、平成27年度に対して145,728千円（4.8%）減額となりました。



※その他の特定目的基金は、主に多摩都市モノレール基金やみどりの基金などです。

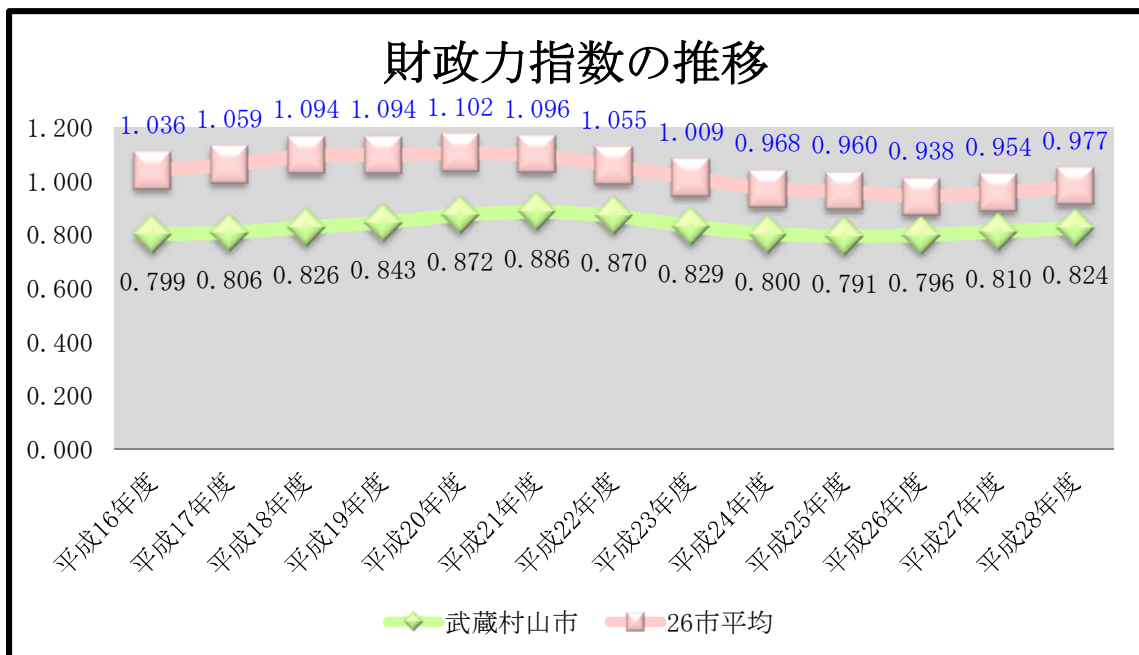


7 各種財政指標について

(1) 財政力指数の推移について

財政力指数とは基準財政収入額^{*}を基準財政需要額^{*}で割ったもので、1 以上となると市税の収入能力が高いとされ、国から普通交付税が交付されない不交付団体となります。地方公共団体の財政力を見る指数として使われ、この指数が高いほど、普通交付税に依存しない財政運営をしているとされます。通常は3か年平均の数値を使用します。

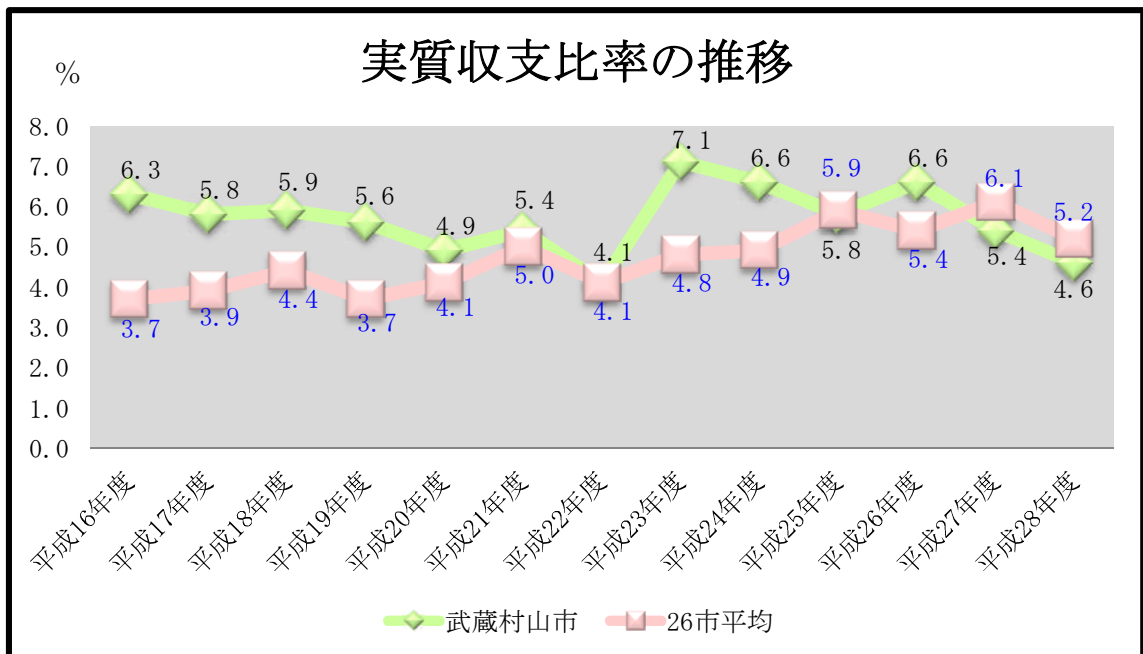
平成28年度の財政力指数は、0.830で、基準財政収入額のうち地方消費税交付金等が増加したことから、平成27年度に対して0.020改善しました。



(2) 実質収支比率の推移について

実質収支比率とは標準財政規模^{*}に対する実質収支の割合をいいます。実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額（形式収支から翌年度に繰越すべき財源を差し引いたもの）で、当該団体の純剰余又は純損失を意味するものであり、財政運営の状況を判断する指標の一つとなります。一般的には、3～5%程度が望ましいとされています。

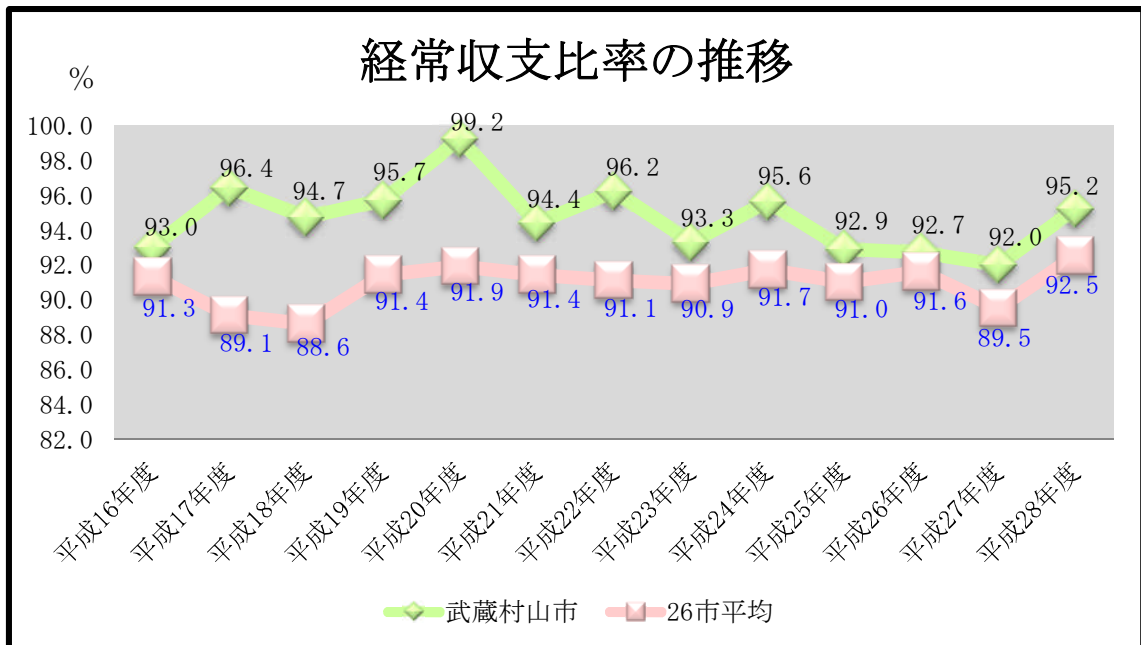
平成28年度の実質収支比率は、4.6%で、都市核地区土地区画整理事業の増加により、歳入歳出差引額（形式的収支）が減少したことから、平成27年度に対して0.8ポイント減少しました。



(3) 経常収支比率の推移について

経常収支比率とは経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出される特定の財源をもたない経費）を経常一般財源（市税など毎年経常的に収入される一般財源）で割ったものです。低いほど臨時的な経費（投資的経費など）にまわす財源を確保できることになり、高いほど経常的な経費が財政を圧迫して、財政構造の弾力性が低いということになります。市では75%～80%程度が望ましいとされています。

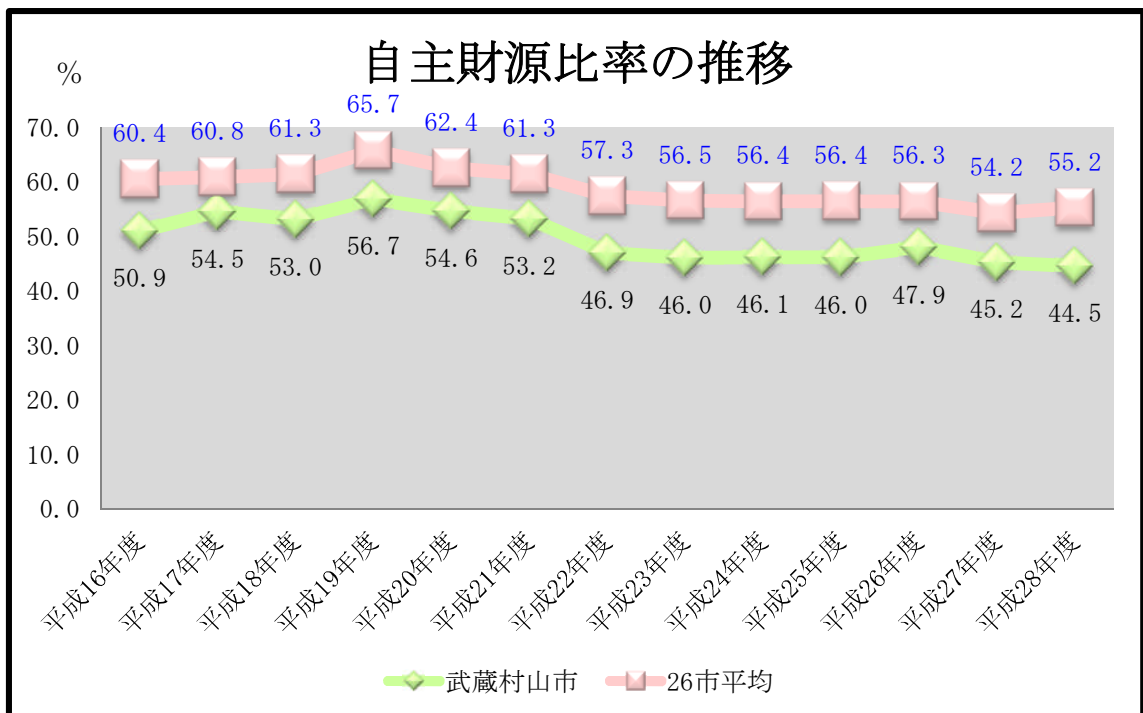
平成28年度の経常収支比率は、95.2%で、分子においては生活保護費及び介護給付費・訓練等給付費等が増加しており、分母においては臨時財政対策債等が減少したことから、平成27年度に対して3.2ポイント悪化しました。



(4) 自主財源比率の推移について

自主財源比率とは歳入のうち市が自主的に収入できる財源の比率で、自主財源の比率が高いほど行政活動の自主性と安定性を確保することが可能といわれています。自主財源としては、市税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入となります。

平成28年度の自主財源比率は、44.5%で、財政調整基金繰入金等の繰入金の減少及び繰越金の減少等により、平成27年度に対して0.7ポイント減少しました。



8 財政健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率の推移について

実質赤字比率とは、本市の標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合を示す比率で、家計に例えると世帯の1年間の収入から支出を差し引いて、赤字となった場合の深刻度を表すものです。

平成28年度の実質赤字比率は、赤字がなかったことから「-」となり、平成27年度に引続き、赤字はありませんでした。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①実質収支	541,063	948,103	889,559	789,146	894,613	731,464	621,182
②繰上充用額	0	0	0	0	0	0	0
③支払繰延額	0	0	0	0	0	0	0
④事業繰越額	0	0	0	0	0	0	0
Ⓐ小計 (①～④の合計)	541,063	948,103	889,559	789,146	894,613	731,464	621,182
Ⓑ標準財政規模	13,108,587	13,406,709	13,541,815	13,667,516	13,540,264	13,653,724	13,648,306
実質赤字比率 (Ⓐ/Ⓑ×100)	-	-	-	-	-	-	-

※実質赤字比率が黒字の場合は▲表示となります。

(2) 連結実質赤字比率の推移について

連結実質赤字比率とは、本市の標準財政規模に対する全会計の実質赤字額の割合を示す比率で、家計に例えると生計をともにする親子の世帯のそれぞれの1年間の収入の合計から支出の合計を差し引いて、赤字となった場合の深刻度を表すものです。

平成28年度の連結実質赤字比率は、赤字がなかったことから「-」となり、平成27年度に引続き、赤字はありませんでした。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①一般会計	541,063	948,103	889,559	789,146	894,613	731,464	621,182
②国民健康保険事業特別会計	▲ 11,810	265,855	230,413	105,711	245,913	307,127	455,731
③下水道事業特別会計	65,696	24,952	90,167	44,515	60,181	57,205	125,568
④介護保険特別会計	101,680	109,942	122,669	113,418	91,984	90,769	177,876
⑤老人保健特別会計	0	/	/	/	/	/	/
⑥都市核地区土地区画 整理事業特別会計	0	0	0	0	0	0	0
⑦後期高齢者医療特別 会計	10,816	4,538	21,532	38,457	38,872	57,849	49,807
Ⓐ小計 (①～⑦の合計)	707,445	1,353,390	1,354,340	1,091,247	1,331,563	1,244,414	1,430,164
Ⓑ標準財政規模	13,108,587	13,406,709	13,541,815	13,667,516	13,540,264	13,653,724	13,648,306
連結実質赤字比率 (Ⓐ/Ⓑ)×100)	-	-	-	-	-	-	-

(3) 実質公債費比率の推移について

実質公債費比率とは、本市の標準財政規模に対する全会計の地方債元利償還金や一部事務組合へ補助している公債費に相当する額及び民間老人ホーム等の建設費の補助額等の合計の割合を示す比率で、家計に例えると生計とともにする親子の世帯で、会社員である親世帯がアパート経営をしており、その建設費用を返済し、子供世帯が自動車ローンを返済している場合に、1年間の支出のうちその返済が親世帯の年収に対してどの位の割合であったかを表すものです。

平成28年度の実質公債費比率は、公営住宅使用料及び都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税の減少に伴う特定財源の減少等により、単年度実質公債費比率としては、平成27年度に対して、0.22ポイント増加の▲0.30%となり、3か年平均の実質公債費比率は▲0.7%となりました。

(単位：千円、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①元利償還金	1,591,506	1,599,065	1,363,152	1,376,534	1,276,625	1,206,562	1,235,283
②公営企業繰入金	407,986	399,521	382,482	233,226	161,575	143,313	126,175
③一部事務組合負担金	116,035	117,099	119,098	85,577	72,791	71,364	63,956
④公債費に準ずる債務負担行為	45,215	45,223	45,221	41,273	17,714	34,841	36,530
⑤その他公債費	0	0	0	0	0	0	0
⑥特定財源	530,533	550,368	493,463	454,842	390,285	363,453	328,207
⑦基準財政需要額に算入された公債費	1,313,724	1,316,766	1,307,905	1,291,393	1,300,175	1,157,970	1,171,465
㉑小計（「①～⑤の合計」-⑥-⑦）	316,485	293,774	108,585	▲ 9,625	▲ 161,755	▲ 65,343	▲ 37,728
㉒標準財政規模	13,108,587	13,406,709	13,541,815	13,667,516	13,540,264	13,653,724	13,648,306
㉓小計（㉒-⑦）	11,794,863	12,089,943	12,233,910	12,376,123	12,240,089	12,495,754	12,476,841
実質公債費比率(単年度) (㉑/㉓×100)	2.68	2.43	0.89	▲ 0.08	▲ 1.32	▲ 0.52	▲ 0.30
実質公債費比率 (3か年平均)	1.5	2.0	2.0	1.0	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 0.7

(4) 将来負担比率の推移について

将来負担比率とは、本市の標準財政規模に対する今後支払う地方債や一部事務組合等の地方債の負担見込額及び退職手当支給予定額等の合計の割合を示す比率で、家計に例えると生計をともにする世帯で、会社員である親世帯がアパート経営をしており、その建設費用を返済し、子供世帯が自動車ローンを返済している場合に、借入金の今後の返済見込額が貯金や将来の家賃収入見込額に対してどの位の割合なのかを表すものです。

平成28年度の将来負担比率は、充当可能基金残高及び特定財源見込額の減少等により平成27年度に比べて2.0ポイント悪化したものの、充当可能財源が将来負担額を上回っていることから「－」となり、平成27年度に引続き将来負担額はありませんでした。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①地方債残高	12,503,143	12,780,352	13,356,515	13,886,670	14,228,716	14,307,452	14,236,312
②債務負担行為に基づく支出予定額	382,735	337,520	473,812	519,977	672,131	668,242	609,181
③公営企業繰入金	2,912,801	2,533,052	2,205,256	1,769,059	1,490,341	1,413,337	1,345,119
④一部事務組合負担金	899,929	711,045	580,599	499,498	433,960	375,741	320,852
⑤退職手当等負担見込額	3,856,311	3,773,927	3,693,766	3,525,128	3,473,495	3,190,112	3,121,933
⑥充当可能基金残高	5,621,404	4,946,486	4,703,626	4,685,651	4,802,043	4,629,350	4,442,744
⑦特定財源見込額	4,562,156	3,814,731	3,063,342	2,691,118	2,397,975	2,332,870	2,067,769
⑧基準財政需要額算入見込額	12,369,462	12,795,095	13,137,532	13,512,401	13,658,546	13,637,166	13,516,038
▲小計（「①～⑤の合計」－「⑥～⑧の合計」）	▲ 1,998,103	▲ 1,420,416	▲ 594,552	▲ 688,838	▲ 559,921	▲ 644,502	▲ 393,154
⑨標準財政規模	13,108,587	13,406,709	13,541,815	13,667,516	13,540,264	13,653,724	13,648,306
⑩基準財政需要額に算入された公債費	1,313,724	1,316,766	1,307,905	1,291,393	1,300,175	1,157,970	1,171,684
㊦小計（⑨-⑩）	11,794,863	12,089,943	12,233,910	12,376,123	12,240,089	12,495,754	12,476,622
将来負担比率 (▲/㊦×100)	-	-	-	-	-	-	-

(5) 資金不足比率の推移について

資金不足比率とは公営企業（本市では下水道事業特別会計及び都市核地区土地区画整理事業特別会計）の事業規模に対する資金不足額（赤字額）の割合を示す比率で、家計に例えると副業部分の収入と支出（必要経費）を比べ、どのくらい収入が足りないかを表すものです。

平成28年度の資金不足比率は下水道事業特別会計及び都市核地区土地区画整理事業特別会計ともに資金不足額がないことから、資金不足比率は平成27年度と同様に「－」となりました。

下水道事業特別会計

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①資金不足額							
②事業の規模	1,299,600	1,062,687	1,025,510	1,057,256	1,033,471	1,018,338	1,041,653
資金不足比率 (①/②)	-	-	-	-	-	-	-

都市核地区土地区画整理事業特別会計

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①資金不足額							
②事業の規模	1,100,038	1,228,200	1,156,800	1,085,400	1,149,100	1,295,890	1,380,080
資金不足比率 (①/②)	-	-	-	-	-	-	-

9 今後の健全な財政運営について

武蔵村山市の財政状況については、従来から収支の均衡は保たれており、一定の健全な財政運営が図られております。

平成28年度決算では、市税において納税義務者数の増等による個人市民税の増加及び建設業及び製造業の業績が伸びたことなどにより、前年度に比べ収入済額が増加したもののこれらは社会情勢等の変化により収入金額が大きく変動するため、引き続き適切な財政運営が必要となります。

また、サービス利用者の増等による介護給付費・訓練等給付費や生活保護費の増加、区画道路工事等に伴う都市核地区土地区画整理事業の増加などにより、前年度を上回る歳出額となっております。その他に、各基金等からの取崩しや、財源不足補填のための赤字地方債である臨時財政対策債を発行可能額満額まで借り入れるなど、昨年度に引き続き厳しい財政状況にありました。

今後見込まれる財政需要に対応するため、第六次行政改革大綱に基づき、更なる行財政改革を推進し、大綱の実現に向け、以下のとおり取り組んでまいります。

(1) 市民との情報共有について

市ホームページにおいて市報情報を音声ファイルにて提供し、高齢者や視覚障害者等への情報提供を推進するとともに、市の魅力を効果的かつ戦略的に発信していくため、施策の目的に向かって情報をどのタイミングでどのように、誰に対して発信するかについて体系的に整理した広報戦略(シティブロモーション戦略)を策定し、広報の充実を図ります。

(2) 適正な事務の執行について

電子計算組織の運営の安定化及び行政事務の効率化を実現するため、基幹システム、各課の個別システム等について市の電子計算組織をより統合的に管理・運営するための体制等を構築し、業務能率の向上を図るとともに、公共工事の品質確保を図るため、価格、企業の技術力等を総合的に評価して落札者を決定する方法である「総合評価方式」を試行的に導入し、入札制度の見直しを図り、また、適正な職員配置による行政運営を推進するため、定員適正化計画に基づき、適正な定員管理を行うとともに、職員のコスト意識や経営感覚の醸成を図る観点から、市役所と民間企業等との人事交流等を実施し、職員力・組織力の向上を図ります。

(3) 行政サービスの見直し・充実について

市への申請手続等における市民の利便性向上を図るため、各種申請書等のうち、真に押印が必要な書類を全庁的に精査し、押印の省略を積極的に推進し、利便性の向上に努めるとともに、市民サービスの更なる向上を図るため、児童館及び学童クラブ等へ指定管理者制度の導入を行い、支援やサービスの充実を図り、また、地域産業の活性化を図るため、将来性の高いビジネスモデルや独自の技術を持っている個人等の創業を支援するための制度を整備するなど新たなサービスの創造を行います。

(4) 協働・共創のまちづくりについて

市民各層の意見を市政に反映するため、審議会等における公募委員割合の基準（指針）を策定し、公募委員比率の拡大を図り、市民参画の拡充を行うとともに、地域の課題解決や豊かな地域社会の形成を図るため、多摩地域にある大学等との連携を進め、市と大学等が持つ知識や技術、人的資産、施設等の活用を推進し更なる市民等との協働を推進し、また、市民発意のまちづくりを推進するため、市民からの政策提言を募る市民提案制度を抜本的に見直し、行政活動や市民協働等への理解や関心の醸成を図る観点から、市内高校への積極的な働きかけを行い、各種出前講座を開催するなど将来の本市の担い手の育成を行います。

(5) 財政の健全化について

公平な課税及び税収の確保を図るため、新たに設立された法人等や対象資産の適正な把握に努め、未申告者の解消及び申告内容の適正化を推進するとともに、市民負担の公平性の確保、サービス水準の維持等を図る観点から、有効な収納確保策を実施し、市税等の収納率の向上等を図り、歳入の確保を行います。

また、市の業務全般における上乘せ・横出し・単独サービスについて、その内容や効果等を検証し、サービス内容の適正化を図るとともに、職員の特殊勤務手当の適正化を図る観点から、福祉事務現業手当及び滞納整理手当の支給意義を検証し、支給範囲、支給額、今後の存廃等について検討、見直し等を行います。

(6) 受益と負担の適正化について

事業系一般廃棄物や粗大ごみの処理手数料について、負担の適正化を図る観点から、現行の処理手数料と処理費用の差額の検証等を通じて手数料等の見直しを行います。

(7) 事務事業・補助金等の整理合理化について

行政評価委員会からの意見を踏まえ、ひとり親家庭入学準備金制度の廃止や福祉タクシー事業の支給対象者等の見直しを行い、市負担の妥当性や有効性を検証し、補助額等の適正化を推進します。

(8) 市有財産の利活用、整理・統合について

道路としての用途目的を失い、公共の用に供する必要がない市道を調査し、不要市道の普通財産化や売却に向けた検討を行い市有財産の利活用を図るとともに、市が所有する公共施設等の適正配置や計画的な管理運営を推進するため、公共施設等総合管理計画を策定するなど公共施設の在り方の検討を行います。

10 用語解説について

か行

【基準財政収入額】

普通交付税を客観的・合理的に算定するために、地方公共団体が標準的な税の徴収を行ったという前提条件のもとに算出した歳入額（地方税等の一般財源）のことで、基準財政収入額は住民税、自動車取得税等の収入見込みの75/100、地方譲与税、交通安全対策特別交付金などで算定されます。

【基準財政需要額】

普通交付税算定のために算出した当該年度の歳出額で、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施した場合に必要な「一般財源」のことです。

【繰越明許費】

工期の延期など、何らかの事情でその年度内に支出を終わらない見込みがある経費については、翌年度に繰り越して使用することができるように、議会の議決を経て定める予算をいいます。

さ行

【財政調整基金】

経済の不況などによる大幅な税収の減少又は扶助費などの義務的経費の財源として充てるべき経費に不足が生じるなど予期しない歳入減少や歳出増加の不均衡を財源調整するための基金です。

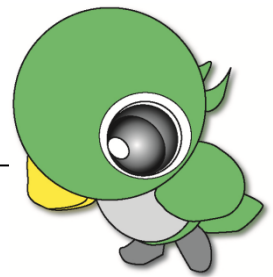
【指定管理者制度】

平成15年の地方自治法の改正により創設された制度で、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として、民間事業者等を含む法人その他の団体に、使用許可処分も含めて施設の管理を委任できるようになりました。

は行

【標準財政規模】

地方自治体が標準的に収入しうる經常一般財源のことをいい、「標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額」で求められます。



武蔵村山市財政白書

<平成28年度決算版>

平成30年3月発行

発行 東京都武蔵村山市
〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
TEL 042-565-1111 内線 362、363、364

編集 企画財務部財政課財政・検査グループ